

令和7年

富士川町議会6月定例会会議録

令和7年 6月 6日 開会

令和7年 6月13日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 7 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 6 日

令和7年6月6日

令和7年第2回富士川町議会定例会（1日目）

午前10時00分開議

於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和6年度富士川町一般会計繰越明許費の件
- 日程第 5 報告第 2号 令和6年度富士川町水道事業会計予算繰越の件
- 日程第 6 報告第 3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 7 報告第 4号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 8 報告第 5号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第13 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第14 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第15 議案第46号 富士川町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第47号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第48号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 宇田川 朱 恵 | 2番 | 神 田 雅 也 |
| 3番 | 依 田 誠 司 | 4番 | 深 澤 一 幸 |
| 5番 | 小 林 和 良 | 6番 | 秋 山 仁 |
| 8番 | 小 林 有紀子 | 9番 | 齊 藤 欽 也 |
| 10番 | 青 柳 光 仁 | 11番 | 鮫 田 洋 平 |
| 12番 | 井 上 光 三 | 13番 | 堀 内 春 美 |

3 欠席議員

7番 望 月 眞

4 会議録署名議員

1番 宇田川 朱 恵

2番 神 田 雅 也

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 望 | 月 | 利 | 樹 | 副 | 町 | 長 | 早 | 川 | 竜 | 一 | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 樋 | 口 | 和 | 仁 | 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 深 | 澤 | 千 | 秋 | | | | | | |
| 政 | 策 | 参 | 事 | 山 | 形 | 謙 | 一 | 郎 | 政 | 策 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 渡 | 辺 | 成 | 昭 | | | |
| 財 | 務 | 課 | 長 | 井 | 上 | 誠 | | | 管 | 財 | 課 | 長 | 長 | 田 | 博 | 幸 | | | | | |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 大 | 久 | 保 | 公 | 生 | 防 | 災 | 交 | 通 | 課 | 長 | 西 | 川 | 修 | 司 | | | |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 芦 | 澤 | 晶 | 子 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | 中 | 込 | 浩 | 司 | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 | 小 | 林 | 喜 | 文 | 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 望 | 月 | 奈 | 緒 | 美 |
| 土 | 木 | 整 | 備 | 課 | 長 | 井 | 上 | 勝 | 彦 | 都 | 市 | 整 | 備 | 課 | 長 | 杉 | 田 | 進 | | | |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 依 | 田 | 文 | 哉 | 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 小 | 林 | 恵 | | | |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | 齋 | 藤 | 栄 | 治 | | | | | | | | | | | | |

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 依 | 田 | 正 | 紀 | |
| 書 | | | | | | 記 | 井 | 上 | 鮎 | 奈 |

午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、議長からお知らせします。

現在、クールビズの期間中であります。議場内での上着の着用は、自由としますので、ご了承願います。

それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

富士川町告示第35号をもって招集されました、令和7年第2回富士川町議会定例会に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和7年第2回富士川町議会定例会を開会します。

また、本日は、富士川CATVが町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し撮影いたしますので、ご了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

第2回定例会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

6月に入り、吹く風に初夏の気配を感じ、あじさいの花がいつそう鮮やかに映える季節を迎えます。気象庁が発表した、6月から8月の天気の見通しによりますと、今年も全国的に暑さの厳しい夏になると予想されており、梅雨前線の活動は本州付近で活発になりやすく、東日本では、降水量が平年並みか多くなる見通しになっています。

また、日本付近は引き続き温かい空気に覆われやすく、3カ月の平均気温は全国的に平年より高くなる予想となっています。

こうしたことから、晴れると30度以上の真夏日や、35度に近いような猛暑日になり、湿度も上がって熱中症の危険性が高まってきます。意識的な水分・塩分補給や、屋外では日陰でのこまめな休憩、屋内でも空調を適切に使用するなど万全な熱中症対策に心がけ、健康管理には十分注意していただくようお願いいたします。

次に、内閣府が発表した経済報告によりますと、景気は穏やかに回復していますが、米国の通商政策等による、不透明感が見られます。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が、穏やかな回復を支えることが期待されますが、米国の通商政策の影響による、景気の下揺れリスクが高まっています。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下揺れ等を通じて、個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっています。県内においても、甲府財務事務所は、個人消費については、物価が高騰する中で、節約志向が高まっているものの、スーパーやコンビニエンスストアなどでの売り上げが、前年を上回っていることなどから、物価上昇の影響が見られるものの、持ち直しているとして、判断を据え置きました。先行きについては、アメリカの通商政策や物価の高止まりの影響を注視する必要があるとしています。

さて、我々議員の、4年の任期は残りわずかとなりました。これまでに、若者議会を開催し、若い世代へ、町や議会に対する理解と、まちづくりの提案を求めました。

また、「富士川町こどもの権利条例」の制定に向けての取り組みとして、各地域へ出向いての議会懇談会や、一般会議を実施し、こどもの権利条例について、ご意見を伺ったところがあります。

こうしたことから、今定例会に、議員からの条例制定案を提出しているところであります。7月31日には、こども議会を開催し、こどもたちから、町への提案を聞くこととしております。

我々の残された期間においても、議会の質の向上や、さらなる議会改革のため、議員一丸となって、その役割を十分発揮し、取り組んでいかなければならないと考えております。

今定例会は、条例制定、条例改正をはじめ、補正予算などについて、審議をお願いすることになります。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、活発な議論をお願い申し上げます、あいさついたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番宇田川朱恵さん及び2番神田雅也君を指名します。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から13日までの8日間をしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から13日までの8日間と決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

また、7番望月眞君から欠席する旨の届け出がありましたので、ご了承願います。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては10日の本会議で、議事日程により審議をお願いいたします。

なお、報道機関及び広報担当より、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

本日ここに、令和7年6月、富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から町政推進のため、格段のご理解とご尽力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

初めに、新たな公民連携によるプロジェクトである、アニメクラシックスアニソン花火富士川町公演についてです。来たる7月5日土曜日に富士川町いきいきスポーツ公園を特設会場として、世界初となるレジェンドアニメと花火が共演するイベントが開催されることとなりました。アニメクラシックスは、ダイナミック企画、タツノコプロ、手塚プロダクションなど、日本が誇るレジェンドアニメを集結したブランドであり、世界的人気のある日本のレジェンドアニメが一堂に介する初めての試みであり、これまでにない新しいアニメジャンルを生み出し、幅広い世代に共感呼び起こせるものと考えます。今回の公演では、そのレジェンドアニメの名曲アニソンを、花火と映像が融合したスペクトルな演出でお楽しみいただくとともに、ジブリアニメの人気歌手、井上あずみさんによる特別ライブも必見であり、見逃せないものとなっております。本イベントでは、富士川町への地域貢献事業として、富士川町民の皆さまに300枚の無料観覧券を用意いたしました。町民の皆さまが世代を超えてアニメと花火の融合を体感し、富士川町の夏の夜を満喫していただければと考えております。

また、ふるさと納税の返礼品としてこのイベントのチケットを用意しており、地域の活性化にも寄与する取り組みとなっております。町としましても、このイベントを公民連携推進の象徴的な事業と位置づけており、富士川いきいきスポーツ公園特設会場の提供を行うなど、全面的な支援を行っております。この新しいエンターテインメントの創出と地域との融合を通じて、多くの方々に感動と喜びをお届けできるよう、実行委員会とともに全力で取り組んでまいります。

次に、本年2月、富士川町の魅力発信アンバサダーに就任した東北楽天ゴールデンイーグルスの中込陽翔投手が、去る5月4日のオリックス戦の9回に登板し、見事無失点に抑え、プロ野球選手としての1軍デビューを飾りました。この快挙は富士川町民にとって大きな喜びであり、誇りであります。今後も地元への愛着を持ち続けながら、プロの舞台でますます活躍されることを願うとともに、富士川町の魅力を全国に発信していただきたいと考えております。

それでは、本定例会に提出いたしました案件のうち、主なものにつきましてその概要をご説明申し上げますとともに、主要な事業への取り組み状況を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、出張現場でトークミーティングの実施についてです。トークミーティングは去る5月11日の町民会館での開催を皮切りに、町内計7ヶ所で実施し、多くの皆さまにご参加いただきました。それぞれの会場におきまして、地域の課題や町政推進について、多岐にわ

たる意見交換を行い、充実した内容の濃い対話を行うことができました。富士川町が抱える高齢化、人口減少に伴う地域コミュニティ、子育て支援の充実など、私達が重点的に取り組むべき重要な課題を、来場者と直接深掘りした議論を交わすことができました。改めて直接対話することの大切さを感じたと同時に、その対話から導き出される町民に寄り添った町民のための政策の展開が、さらに必要だと痛感したところです。これからも対話と現場主義による協働のまちづくりの起点となる、このような直接対話の機会を数多く作りながら町政運営に反映してまいりたいと考えております。

次に、富士川中学校開校記念式典についてであります。富士川中学校は、増穂中学校と鰍沢中学校のそれぞれの歴史と文化、伝統を引き継ぎ、本年4月から新たな歴史を刻み始めております。こうした中、去る5月21日に来賓の皆さまをはじめ、在校生、教職員など約370名の方々にご参加をいただき、開校記念式典を盛大に挙行することができました。記念式典では、全校生徒による校歌が初披露され、その歌声が文化ホール内に響き渡り、来場者には大きな感動を与え、称賛の拍手が送られたところでもあります。この校歌には1番2番3番にそれぞれ粘り強さ、平和、純粋さ、未来への希望などのメッセージが込められており、最もこだわった歌詞が友情で、15年前に合併した富士川町の象徴という思いが込められているとのことです。富士川中学校の開校に至るまで、多大なるご支援とご協力を賜りました地域の皆さまをはじめ、旧増穂中学校並びに旧鰍沢中学校にゆかりのある多くの皆さまに、心から敬意と感謝を申し上げますとともに、生徒たちの新たな挑戦と活躍を温かく見守っていくと同時に、引き続き富士川町の未来を担う子どもたちのために、より充実した教育環境を整えられるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、定額減税補足給付金不足額給付の支給事業についてであります。デフレ完全脱却のための総合経済対策として、令和6年度に定額減税補足給付金調整給付金の支給を実施いたしました。今般、令和6年分の所得税および定額減税の実績額が確定したことにより、本来給付すべき所要額と調整給付額との間で差額が生じた方に対して、不足分の給付をするものであります。

具体例としましては令和6年中に退職や休職により収入が減少した方や、扶養親族が増加した方などが支給対象となります。またあわせて、定額減税および税法上の扶養親族のための対象外であった低所得者につきましても、一律4万円を給付するものであります。

こうしたことから、今定例会に給付金等に係る所要の経費を計上しております。

次に、富士川町場外離着陸場の設置および管理に関する条例についてであります。富士川リバーサイドパーク構想の一環として、昨年12月にヘリコプターの試験運行を変えた遊覧飛行を実施したところでもあります。

こうした中、今後、本施設を有効活用するために、ヘリコプターによる観光利用や貨物の運送、緊急活動等の活用をさらに発展させるため、引き続き試験運行や総合調査などを進めてまいります。

こうしたことから、富士川ヘリポートの運行管理を安全に行うため、富士川町場外離着陸場の設置および管理に関する条例を制定するものであり、今定例会に条例制定案および所要の経費を計上しております。富士川町の未来を見据えて、新しい交通網である空の拠点整備

を今後も一歩ずつ進めていきたいと考えております。

次に、富士川いきいきスポーツ公園スケートボードパーク整備についてであります。富士川いきいきスポーツ公園は、令和5年度に策定した富士川リバーサイドパーク構想の中核施設に位置づけ、これまで健康増進、集客交流、スポーツ交流の場として整備を進め、多くの皆さまにご利用いただいております。

こうした中、昨年度、アーバンスポーツ施設整備検討委員会から、世代を超えて初めてスケートボードにチャレンジする初心者から中上級者までが楽しめる、スケートボードパークをコンセプトとする提言を受けたところであります。

こうしたことから、新たな観光、誘客、賑わいを創出する施設として、また各種大会等の誘致が可能な施設として、今年度、まずは初心者・中級者をターゲットとした様々な造形物、いわゆるセクションの設置を進めてまいります。このような新たなアーバンスポーツの環境を整備することにより、次世代を担う町の若者たちの可能性と、健全な心身の育成に貢献すると同時に、町の交流人口の増加と賑わいの創出に寄与するものと考えます。

次に、富士川中学校屋内運動場空調設備設計業務委託についてであります。富士川中学校の屋内運動場は、平成19年の建設から18年が経過し、設備の更新が課題となっております。

また近年では、気候変動の影響により気温の変化が激しく、場内運動場の環境は、夏は暑く、冬は寒いといった過酷な屋内環境となっております。このような中で、屋内運動場は子どもたちの学習生活の場であるとともに、災害時には地域の避難場所としても活用されることから、安心安全な環境で利用ができるよう整備が必要となっております。

こうしたことから明年の工事着手に向けて、今定例会に空調設備設計業務に係る所要の経費を計上しております。

次に、富士川中学校校舎建設についてであります。富士川中学校の校舎建設工事が、本年度から本格的に始まります。まずは、本年5月に校舎建設のための工事用車両の進入道路を確保するため、進入路整備工事に着手きたところであります。進入路整備工事は、町道金手小林2号線から、幅員6mの進入路を整備し、プールを解体した後、その跡地をスクールバスの乗降場とする予定であります。新校舎の建設工事につきましては、今年10月から約2年間の歳月をかけて建設し、令和9年の夏休み中に現在の校舎から新校舎への移転を目指しております。その後旧校舎の解体および外構工事を行い、概ね令和11年度に全ての事業を完了する予定で進めております。

次に、災害時に使用する非常用ポータブルトイレの整備についてであります。大規模災害時にトイレが使用できなくなった場合や、避難所のトイレ不足に備えるための自動排泄処理機能付きトランク型ポータブルトイレ4台を整備いたします。このポータブルトイレは、持ち運びや移動が容易で、水を必要とせず、自動で排泄物を処理することができることから、災害時における避難所など衛生面の向上が図れるものと考えております。

こうしたことから、今定例会に整備に係る所要の経費を計上しております。

次に、株式会社ホリプロとのオフィシャルパートナー協定についてであります。町では、株式会社ホリプロと、本協定を本年4月に締結し、地域活性化企業人を活用して、ホリプロ

から社員1名の派遣を受けております。今回のパートナー協定では、富士川町の社会価値を創造する取り組みとして、町のプロモーションやふるさと納税の返礼品の作り方などの、思いが伝わるようなプロモーション映像制作を行ってまいります。第1弾としては、お笑い芸人たんぼぼの川村エミコさんと本町のマスコットキャラクターゆずにゃんがコラボした、富士川町の風景や観光資源などを題材とする、写真集やカレンダーの制作を行うこととしております。

こうした取り組みにより、街を広く情報発信することで地域活性化やふるさと納税の更なる増額に繋げてまいりたいと考えております。

次に、天神ゆずっこ保育園園舎大規模改修工事の進捗状況についてであります。本工事につきましても、本年4月に契約を締結し、着実に改修作業を進めているところであります。現在、プール施設の塗装工事や、園児の日よけとなるメッシュテントの設置に取りかかっております。今後は保育室の改修、空調設備および厨房機器の更新、さらに照明設備のLED化へと、段階的に工事を進めていく予定であります。この改修により、より良好な保育環境が整備され、子どもたちの健やかな成長を支える充実した環境が確保できるものと考えております。

次に、クーリングシェルターの設置についてであります。昨今気候変動に伴い、夏時は40度近い気温になり、エアコンの使用が不可欠となっております。しかし、電気代の値上げにより、多くの方が節電を余儀なくされている状況であります。このような中、町では気候変動適応法に基づき、熱中症による健康被害の防止を目的として、国の施策に先駆け、令和5年度から町内6施設に7ヶ所のクーリングシェルターを設置していたところです。これらの施設では涼を共有することで、熱中症特別警戒アラート発令時には避難施設として、また、多くの方々に利用していただくことにより、節電にも繋がるとして、本年度も既に開放し、町民の皆さまの健康を守るための取り組みを進めているところであります。

以上、今定例会に提出いたしました主なる案件として、主要な取り組みについて述べさせていただきます。

なお、今定例会に提出いたしました案件は、報告案件5件、専決処分承認案件6件、条例制定案件1件、補正予算案件2件、合わせて14件の議案を提出しております。

提案理由は議案ごと申し上げさせていただくこととしておりますが、よろしくご審議の上、ご議決あらんことをお願い申し上げます、あいさつといたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長のあいさつを終わります。

ここで、4月1日に就任しました、教育長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。3月の議会において、議員の皆さまのご同意をいただき、古屋教育長の後任としてご推挙いただきました樋口和仁

と申します。誠にありがとうございました。

身に余る光栄であるとともに、責任の重大さに改めて身の引き締まる思いでございます。

現在、本町の教育行政には、4月に発足した富士川中学校の運営および校舎建設をはじめ、各施設整備事業、学校教育に関しては、児童生徒数の減少や教員不足、子どもたちの心身に関わる諸問題、確かな学力や体力の定着、教員の働き方改革や部活動の地域展開、デジタル技術発展への対応等、課題は山積していると言わざるを得ません。

しかし、まちづくりはひとづくりからと申します。まさに今を、未来を、力強く生きるふるさと富士川ひとづくりを目指し、学校教育、社会教育、社会体育の充実発展、加えて、歴史と文化の継承と構築に向けて誠心誠意、全力で力を尽くしてまいりたい覚悟でございます。

議員の皆さま方には、今後とも温かいご理解とご支援を重ねてお願い申し上げます。教育長を拝命するにあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、教育長のあいさつを終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第4 報告第1号 令和6年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第5 報告第2号 令和6年度富士川町水道事業会計予算繰越の件

日程第6 報告第3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第7 報告第4号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について

日程第8 報告第5号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の5議案は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第1号から第5号までの補足説明を求めます。

はじめに、報告第1号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

それでは報告第1号、令和6年度富士川町一般会計繰越明許費の件について補足説明をさせていただきます。タブレット3ページをお願いいたします。令和6年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。款項事業名、翌年度繰越額の順に説明いたします。

なお、財源につきましては、記載のとおりであります。

（以下、令和6年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書朗読説明）

以上、報告第1号、令和6年度富士川町一般会計繰越明許費の件について補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第2号について補足説明を求めます。

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

それでは、報告第2号の補足説明とさせていただきます。タブレット5ページをお開きください。令和6年度富士川町水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明させていただきます。

（以下、令和6年度富士川町水道事業会計予算繰越計算書朗読説明）

以上で報告第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第3号について補足説明を求めます。

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

それでは、報告第3号について補足説明をいたします。タブレット7ページをお願いいたします。株式会社富士川第12期、令和6年度の決算報告でございます。次のページをお願いいたします。令和6年度事業報告の概要を抜粋して報告いたします。

まず、1の事業の現況としまして株式会社富士川、富士川町から指定管理を受け、道の駅富士川とつくたべかんを運営しております。令和6年度は、道の駅富士川が開業10年目を迎える年となりました。年間を通して10周年記念を掲げたイベントを開催し、集客に努めた結果、来店客数は51万人、売上高も8億156万円と過去最高を更新することができました。

また、隣接する親水公園に6月にオープンしたドッグランの効果もあり、フリスビードック大会や日本犬の品評会など、ペット関連のイベントが増えたことで、来店客の増加に繋がりました。

次に、2道の駅富士川につきましては、令和6年7月8日に満10年を迎えることができました。同年7月13日には、開業10周年を記念した式典およびいいフェスを開催し、地域の子どもたちをはじめ、多くの方々にご来店をいただきました。また、7月と2月に富士川町民の各戸に配布した町民還元クーポンについては、2月配布分の利用率が過去最高の48%を記録し、多くの町民の皆さまに道の駅の運営を支えていただいております。

（1）物販部門では、地元ゆず商品の特設コーナーを作るなど、常に新鮮で楽しい売り場作りに努めております。②の農産物につきましては、前年比112%と大きく伸ばすことができました。鮮度や品質にこだわり、かつ安価で出荷していただいている生産者の皆さまの努力の結果によるものです。

また、令和7年には、屋外から室内売り場スペースの増床を計画しており、今後、より一層の品質鮮度管理に努めてまいります。

(2)の飲食部門では、地元のお客様の利用が多いことを踏まえ、令和6年度から取引を開始した。清水魚市場から直送された魚を使用したマグロ丼などの新メニューを導入いたしました。次のページをお願いします。3バームアルラでございますが、カフェコーナーの売上が前年比109%と伸びたことから、2月に改修工事を行い、席を増やしました。今後の取り組みとしましては、製造直販の強みを生かした焼きたてバウムや、季節の果物を使用したパフェ等のカフェメニューの充実を図っていく方針です。4の加工室につきましては、飲食部門が好調であることから、軽食メニューなどの商品開発にも取り組んでまいります。5のつくたべかんにつきましては、つくたべかんは、富士川町の郷土料理みみを提供する唯一の公共施設として、その伝統を守るべく運営をしてまいりました。今後どのようにして伝統を次の世代へ受け継ぐか、これからも検討を続けてまいります。表につきましては、施設別損益一覧表でございます。

10ページから13ページは、6年度に実施したイベントなどになります。14ページをお願いします。貸借対照表を説明させていただきます。左側の資産の部ですが、流動資産が現金および預金等の合計で1億6303万7211円で、固定資産が3572万9123円で、資産の部の合計が1億9876万6334円であります。

次に、右側の負債の部の合計は9026万6195円であり、純資産の部が資本金5000万円、利益剰余金5850万139円で、合計で1億850万139円となり、負債および純資産合計が1億9876万6334円であります。

次のページをお願いします。損益計算書であります。科目の売上高8億156万7866円、売上原価5億3505万1358円で、売上総利益金額が2億2321万9939円となります。販売費および一般管理費合計が2億1567万7018円で、営業利益が754万2921円であります。営業外収益は受け取り利息8万5662円、町からの指定管理委託料と、中日本高速道路からのトイレ管理負担金など合わせて538万615円、自動販売機手数料等の雑収入が799万7100円で、営業外収益の合計が1346万3377円あります。営業外費用は、町への納入金963万6364円、道の駅富士川の施設整備のための道の駅富士川整備基金へ拠出する寄附金470万円、法人税162万6419円を引いた当期純利益は504万3515円でありました。16ページは、販売費および一般管理費内訳書であります。17ページは貸借対照表の純資産を表す株主資本等変動計算書となります。18ページ、19ページは個別注記表となります。

20ページをお願いします。第13当期経営方針と今後の見通しとなります。次のページをお願いします。

まず、1の経営理念につきましては、経営ビジョンを地域の魅力を創造するとともに、内外に広く周知し、地域社会の発展および地域住民の幸せに貢献することを目指すこととし、以下の三つの基本姿勢で運営をいたします。2の事業目標につきましては、令和7年度におきましては、南アルプス市におけるコストコの開業など、外部環境の変化が見込まれるものの、引き続きお客様および従業員の安全を最優先に、安定した事業運営に努めてまいります。3施策、道の駅、1の増床計画でございますが、開業から10年が経過し、年間代理店客数が50万人を超える中で、売り場スペースが手狭になってきたことに加え、主要商品である

農産物の品質管理をさらに向上させる観点から、令和7年度に現売り場の東側に約100坪の増床を計画しております。工期は令和7年6月から12月までを予定しており、営業を継続しながらの工事となります。増床後、通路の幅に、次のページをお願いします。より快適な銅製の確保に加え、スーパーマーケット方式のレジを導入することで、より快適にお買い物いただける売り場環境を整備します。

また、レンタサイクルや観光案内のスペースも確保したいと考えております。さらに、引き続き広告、営業活動、他組織との連携を行ってまいります。3の店舗運営の物販につきましては、農産物の売上拡大や店内販促の推進を図ってまいります。飲食につきましては、メニュー開発や、次のページをお願いします。食の安全安心への取り組みを行います。4のイベント開催につきましては、定期的なイベントを開催することで、賑わいと集客に努めます。次のページをお願いします。つくたべかんにつきましては、郷土料理みみの伝承する唯一の公的施設として、食の伝承マイスター認証の強みを生かし、商談会で他施設にはない希少性をPRし、集客に努めます。

また、大柳川溪谷、つくたべかん、かじかの湯、道の駅立ち寄りを組み合わせた観光ルートを提案し、旅行会社や商談会での営業を強化します。バームショップアルラでは、ウェブサイトで棚田やダイヤモンド富士、恩賜林、菴米学校など、町内の風景をPRし、町の風土や歴史、文化などを伝え、富士川町をイメージアップしてまいります。

その他では、フラッグシップ道の駅としての機能として、県が推進するフラッグシップ道の駅の第1号として、峡南5町と南アルプス市の情報発信の拠点となることで、さらに富士川町を知ってもらう機会を創出してまいります。

26ページをお願いします。第13期、令和7年度、株式会社富士川町予算の見通しでございます。レジ通過客数見込みは52万6874人で、売上見込みは8億6056万7000円としております。また、税引前当期純利益は3233万円を見込んでおります。2の施設別予算は表のとおりとなっております。

以上、報告第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第4号について補足説明を求めます。

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

タブレット27ページをお開きください。報告第4号の補足説明をさせていただきます。株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の補足説明となります。

10ページをお開きください。株式会社ふじかわまちづくり公社、第2期、令和6年度の決算報告書であります。

次ページをお願いいたします。タブレット29ページにつきましては、令和6年度事業報告であります。事業の状況等を報告させていただきます。令和6年9月には観光DMOの登録をされたところであり、観光事業につきましては、ふるさと納税を活用した体験コンテンツとして山車巡行祭、プライベート花火、桜植樹体験、桜花見席などの返礼品を取り扱った

ところでございます。ふるさと納税事業は、前年度のふるさと納税額を2500万円超える約2億7700万円の実績となっております。情報発信といたしましては、ドローンを活用した町内各所で撮影を行い、SNS等で情報発信を行ってまいりました。観光PRといたしまして、県内外のイベントに参加し、特産品の販売、また観光パンフレットの配布等を行ってまいりました。

続いて、2の事業の実施に関する事項につきましては、以下の記載のとおりとなっております。

タブレット32ページをご覧ください。32ページにつきましては、貸借対照表になります。左側の資産の部につきましては、流動資産、固定資産であります。その資産の合計は894万5847円で、右側、負債の部流動負債の合計は765万1496円。純資産の部合計が129万4351円となり、繰越利益剰余金は100とび4万4351円となりました。

次のページ、33ページをご覧ください。33ページは損益計算書になります。売上高の合計は1541万8682円となり、売上原価の合計が1489万5748円でありましたので、売り上げ総利益は52万2934円となりました。営業損益につきましては、2562万6759円でありましたが、雑収入として、町からの補助金など2594万4816円がありましたので、当期純利益につきましては18万1189円となりました。

次のページに移っていただきまして、タブレット34ページは、販売費および一般管理費の内訳表となっております。これは損益計算書の中央部にある販売管理費の内訳となっております。

タブレット、35ページに移っていただき、こちらにつきましては、株主資本等変動計算書となっております。次ページにお移りいただき、36ページは個別注記表となります。

タブレット37ページからは、ふじかわまちづくり公社の第3期、令和7年度の経営方針と今後の見通しとなっております。

タブレット38ページをお開きください。こちらは令和7年度の事業計画であります。基本方針といたしましては、ふるさと納税の増額に向けて新規商品の開発、体験型コンテンツ、また、事業者開拓を強力に推進してまいります。公社の体制強化につきましては企業人の活用、人材の活用さらに公社の収入源につきましては、シャインマスカットの高価値化、それから道の駅の更なる活用連携、返礼品の加工製造に注力してまいります。また、観光事業につきましては、体験型コンテンツの造成、ドローンによる動画配信、観光ツアーの造成、場外離着陸場を活用した旅行ツアー並びにドローンテストフィールドの設置などを進めてまいります。

さらにホリプロとの協定連携により、ホリプロメディアサポートセンターの開設、タウンセールス事業を、ホリプロおよび公社で行ってまいります。

令和7年度につきましては、ふるさと納税および観光事業の2本柱を中心に事業展開を進めてまいりたいと考えております。

次ページへ移っていただきまして、39ページは、計画骨子となっております。短期並びに中期的な目標を示したものとなっております。

次ページへ移っていただきまして、40ページから41ページは計画骨子のアクションプランとなっております。

42ページをお願いいたします。42ページにつきましては、株式会社ふじかわまちづくり公社の令和7年度収支予算となっております。

以上が、株式会社ふじかわまちづくり公社の第2期決算報告並びに第3期経営方針等の補足説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

次に、報告第5号について補足説明を求めます。

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

それでは、報告第5号、一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について補足説明をさせていただきます。タブレット43ページをお願いします。一般社団法人ふじかわの第9期決算報告書につきましては、その概要を説明いたします。当法人の事業年度は4月1日から翌年3月31日までと定款で定められております。令和6年度につきましては、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業実績および収支実績となっております。

45ページをお願いします。令和6年度一般社団法人ふじかわ事業報告書になります。はじめに事業の成果であります。令和6年度は指定管理者3年目として、自主文化事業の実施、施設の適切な管理運営を行ってまいりました。

まず、文化事業の推進といたしましては、町制施行15周年を記念した事業として、純烈コンサートや神永学講演会、石井琢磨47都道府県ツアーなど多彩なジャンルのイベントを実施し、世代を超えた文化体験の機会を提供しました。

また、地域の方々が主体となる街角の音楽会やジュニアクワイア定期演奏会などの実施により、地域交流を促進し、文化芸術活動と人材育成に貢献することができました。

施設の維持管理につきましては、経年による施設設備機器の劣化に注視しながら、保守管理に努め、利用者が常に快適に利用できるよう心がけました。

また、ますほ文化ホール、ネーミングライツスポンサーにより、施設の愛称がはくばく文化ホールとなり、5年目を迎えました。愛称の周知を図るとともに、あらゆる機会を通じて、ホールの名称の定着に努めました。

次に、事業の実施に関する事項であります。会議等の開催につきましては、社員2名、理事4名、監事1名の体制のもと、理事会を5回、次のページをお願いします。社員総会を2回開催し、指定管理に関する基本協定に基づき、事業計画および収支予算等について審議を行いました。次のページをお願いします。理事会社員総会の他、運営委員会を2回開催いたしました。

ますほ文化ホール指定管理業務の実施内容につきましては47ページから50ページに記載をしております。まず47ページの施設管理業務につきましては、1年間の保守点検などの施設維持管理業務となっております。次のページをお願いします。48ページの自主文化事業の実施につきましては、次世代育成事業の幼児、小中学校舞台鑑賞講演やますほジュニアクワイアによるロビーコンサートなど計5本を開催いたしました。次のページをお願いし

ます。49ページの参加交流事業では、街角の音楽会を開催いたしました。文化普及鑑賞事業では、純烈コンサート、神永学講演会など7本、次のページをお願いします。施設利活用事業では、キッズフェアまほらの森2024&フリーマーケットを実施いたしました。この他、共済事業広報事業、友の会運営事業、ボランティア運営事業を行ってまいりました。

51ページをお願いします。51ページには令和6年度富士川町ますほ文化ホールへの施設利用状況を添付させていただいております。

52ページをお願いします。計算書類としまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記を記載しております。なお各計算書類につきましては、前年度との比較ができるよう、通常使用される貸借対照表および正味財産増減計算書とは異なっておりますが、会計ルールに基づいたものでありますのでご理解くださいますようお願いいたします。

それでは52ページの貸借対照表となりますが、決算日の3月31日における全ての資産、負債、資本を科目区分に従って記載したものであります。資産の部におきましては、合計が1287万9047円、負債の部におきましては、合計が1179万7834円となりました。正味財産の部におきましては、法人設立当時に町から出資を受けた100万円が基金として記載され、一般正味財産が8万1213円となり、正味財産の合計が108万1213円となりました。こうしたことによりまして、負債および正味財産の合計は1287万9047円となりました。53ページをお願いします。正味財産増減計算書となります。収益と費用を記載したものとなっております。経常収益の合計は5374万7874円。次のページをお願いします。経常費用の合計が5366万6661円となり当期経常増減額が8万1213円となりました。また、経常外費用につきましては7万5047円であり、当期経常外増減額がマイナス5047円となり、当期経常増減額と合わせると、当期一般正味財産増減額は6166円となります。また、前年度の一般正味財産期首残高の7万5047円を加算すると、当期の一般正味財産期末残高は8万1213円となっております。55ページをお願いします。ここでは財務諸表に対する注記を記載しております。

56ページからは第10期経営方針と事業計画および予算について記載をしております。57ページをお願いします。令和7年度事業計画でありますけども、ますほ文化ホールの指定管理者として第2期目の4年目となります。町民の芸術文化活動の拠点としての役割を認識し、町民の皆さまにさらに親しまれるよう、施設の安全確保と利便性の向上に努めてまいります。また、文化事業推進計画といたしましては、町民や地域の誰もが芸術文化の機会を享受し、地域社会の中で心豊かな生活が送れるよう地域、幼児から学校などとの連携、協力を図るとともに、幅広い年代を対象とした事業を展開することとし、計14本の自主文化事業を計画をしております。なお、事業ごとの詳細につきましては、58ページから60ページに記載をしております。

62ページをお願いします。最後に令和7年度収支予算であります。予算総額は5349万1000円であります。こちら、ますほ文化ホールの管理および自主事業に係る経費が計上をされております。

以上、報告第5号、一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出についての補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて、再開します。

- 日程第 9 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第11 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第13 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第14 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算第2号）

以上の6議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第1号から第6号までについて補足説明を求めます。

はじめに、承認第1号および第2号について補足説明を求めます。

税務課長 大久保公生君。

○税務課長（大久保公生君）

それでは、承認第1号、富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット64ページの専決処分書のページをお開き願います。

（以下、専決処分書の朗読）

まずはじめに、本条例の一部改正の概要についてご説明申し上げます。

富士川町税条例の一部の改正をする条例の改正条文につきまして、主な改正内容といたしましては、まず個人住民税におきまして、所得税同様、所得控除に特定親族特別控除が創設されております。これは19歳から22歳の扶養されている子どもなどの年間収入が、所得税においては150万円まで、親などが特定親族特別控除額によって特定親族控除と同額の

所得控除が受けられ、またこれを超えたときも所得控除が段階的に減っていく仕組みが追加された改正です。

次に軽自動車税において、現行の50ccバイクでは、今後の排ガス規制の適合が困難なことから、新たな二輪車の車両区分と標準税率の区分を追加しております。

それでは、内容につきましては、新旧対照表で説明をいたします。タブレットの71ページをお願いいたします。タブレット71ページ、下から3段目は、先ほどご説明した税条例第34条の2でございます。特定親族特別控除が所得控除として追加されております。次のページの72ページへお願いします。特定親族特別控除額によって、控除対象となり得る子どものアルバイト収入の金額の拡大のみならず、現在のようにアルバイト収入が基準額を超えた段階で、扶養する親の所得控除額がなくなってしまうことが緩和される改正となっております。また、この72ページから75ページまで、税条例第36条の2、第36条の3の2続いて、第36条の3の3と、この新たな所得控除を町民税の申告、また給与所得者の扶養親族の報告書、それから公的年金等の受給者の扶養親族等の申告書に追加する条例の整備を行っております。

タブレット76ページをお願いいたします。ページ中段の税条例第82条でございます。軽自動車税の種別割に係る改正で、新たな二輪車の車両区分と標準税率区分の追加を行っております。具体的には、ページの下段から次のページの77ページに入りますが、二輪のもので総排気量が0.125L以下、かつ最高出力が4KW以下のものは年額2000円を新設しております。また、この区分の新設に伴って、次のページ89条の2項では、減免申請時の申請書への記載事項に係る条例整備を、また次のページの78ページにかけて行っております。78ページの税条例第90条では、マイナンバーカードと運転免許証が一体となったマイナ免許証の運用に伴う、身体障害者等の種別割の減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定の整備を、次ページの79ページにかけて行っております。

次のページの80ページお願いします。下から3行目の税条例の附則に係る改正です。附則第10条の2、第23項から25項の改正となります。こちらは次のページ81ページに入ります。固定資産税の特例規定が、地方税法の附則第15条に規定されておりますが、そのうちの第33項が廃止されたため、引用しているそれぞれの項が一つずつ繰り上がったものが、附則第10条の2、第23項から25号の改正となっております。同じページ中段になりますが、第10条の3、第14項では、一定の要件に該当すると認められた大規模修繕工事を行ったマンションに対して、固定資産税の減額措置申告書の提出がなくても、固定資産税の減額措置を適用できる規定を新設した改正です。

続きまして、同じページ下段から16条の2の2、たばこ税に関する改正です。次のページの82ページお願いします。加熱式たばこに係るたばこ税は、通常の紙巻きたばこに比べて低く、国は同種同様のものには同様の負担を求めるといった消費課税の基本的な考え方から、国のたばこ税に伴って、この2つのたばこの税金の差の解消を行うための改正であります。今後、加熱式たばこは、重さだけで紙巻きたばこに換算する方式にする他、一定の重量以下の加熱式たばこは、本数をもって紙巻きたばこに換算する改正でございます。タブレット68ページに戻っていただき、ページ中ほどですが、附則といたしまして、この条例は令

和7年4月1日から施行することとしております。ただし、次の第1項から第3項に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。また、附則の第2条から、次のページ以降の第6条までは、経過措置について規定するものでございます。以上が、富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

引き続き、承認第2号富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット85ページの専決処分書のページをお開き願います。

(以下、専決処分書の朗読)

それでは、タブレット87ページの新旧対照表にお願いします。富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、町の都市計画税条例が引用している当該条項にずれが生じたことによる改正が主なものとなります。まず附則の第6項および第7項は、先ほどの町の税条例の改正の中にもありました、地方税法附則第15条の項ずれのために改正を行ってございます。タブレット88ページへお願いします。附則の第16項も同様に、地方税法附則第15条第33項が廃止されたため、その後の項が1項ずつ繰り上がりをしてございます。タブレット86ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、第1項でこの条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で、承認第1号と承認第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長 (堀内春美さん)

次に、承認第3号について、補足説明を求めます。

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長 (芦澤晶子さん)

それでは、承認第3号の補足説明をさせていただきます。タブレット90ページをご覧ください。

(以下、専決処分書の朗読)

今回の条例改正の主な内容は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げおよび軽減判定所得基準の見直しとなっております。

詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。次のページをご覧ください。新旧対照表の第2条第2項ただし書き中、合算額および基礎課税額65万円を66万円に、同条第3項ただし書き中合算額および後期高齢者支援金等課税額24万円を26万円に、国民健康保険税の減額について、第23条第1項中、課税限度額65万円を66万円に、次のページをご覧ください。後期高齢者支援金等課税額24万円を26万円に、軽減判定所得基準の算定について、同項第2号中、5割軽減について29万5000円を30万5000円に、次のページをご覧ください。同項第3号中、2割軽減について54万5000円を56万円に改めるものです。

タブレット91ページにお戻りください。附則につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行し、適用区分としましては、この条例による改正後の富士川町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分ま

での国民健康保険税については、なお従前の例によるとなっております。

以上で、承認第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第4号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

それでは、承認第4号の補足説明をさせていただきます。タブレット96ページをお願いいたします。

（以下、専決処分書・令和6年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1、表歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により説明いたします。タブレット108ページをお願いいたします。

（以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算（第9号）事項別明細書朗読説明）

次に、タブレット106ページにお戻りください。次に、第2表地方債補正についてご説明いたします。起債の目的、起債後の限度額を申し上げます。

（以下、第2表 地方債補正朗読説明）

次に、161ページの地方債現在高の見込みに関する調書について、ご覧をいただきたいと思います。161ページでございますが、地方債現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が当該年度の現在高の見込み93億1591万4000円となります。

以上で、承認第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第5号について、補足説明を求めます。

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

それでは、承認第5号の補足説明をいたします。タブレット163ページの専決処分書をご覧ください。

（以下、専決処分書・令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット168ページ、表紙の次のページをご覧ください。款項補正額の順にご説明いたします。

（以下、令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第5号）事項別明細書朗読説明）

次のページからは給与費明細書となっておりますので、ご参照ください。

以上、承認第5号の補足説明でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、承認第6号について、補足説明を求めます。

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

それでは、承認第6号の補足説明をさせていただきます。タブレット186ページをご覧ください。

(以下、専決処分書・令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。タブレット192ページをご覧ください。款項補正額の順にご説明いたします。

(以下、令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)事項別明細書朗読説明)

以上で、承認第6号の補足説明とさせていただきます。ご御審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀内春美さん)

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長(堀内春美さん)

休憩を解いて再開します。

日程第15 議案第46号 富士川町場外離着陸場の設置および管理に関する条例の制定について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長(望月利樹君)

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長(堀内春美さん)

次に、議案第46号について補足説明を求めます。

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長(杉田進君)

議案第46号の補足説明をさせていただきます。タブレット195ページをご覧ください。議案第46号、富士川町場外離着陸場の設置および管理に関する条例の制定についてであります。

これは富士川町場外離着陸場をヘリコプターによる旅客貨物の運送、緊急活動等の用に供するため、必要な事項を定める必要があることから定めるものであります。

次のページをお願いいたします。富士川町場外離着陸場の設置および管理に関する条例第1条は、設置についてであります。ヘリコプターによる旅客または貨物の運送、その他緊急医療防災活動、捜査救援活動、以下、緊急活動等というの用に供するため、場外離着陸場、

以下ヘリポートというのを設置するものとするとしております。第2条では、ヘリポートの名称および位置を定めております。名称は富士川場外離着陸場、位置につきましては、富士川町青柳町3247番2地先になります。第3条では運用時間について、日の出から日没までとし、町長が認めるときは変更できることを定めております。第4条では、利用の届け出等について、第5条では、運用時間外の利用の許可について、第6条では、重量制限について、最大離陸重量6tとし、町長が認める場合はこの限りではないと定めております。次のページをお願いいたします。第7条では、停留等の制限について、第8条では、入場の制限等について、第9条では立ち入りの制限について、第10条では車両の使用または取り扱いの制限について、第11条では、禁止行為について、火気を使用することの禁止などを定めております。第12条では、使用料について定めております。次のページをお願いいたします。使用料につきましては、ページ下の別表をご覧ください。離着料1回につき1000円、停留料1回3時間以内について、2万5000円、3時間を超える1時間までごとに5000円を加算することとしております。ページ戻っていただき、第13条では使用料の免除について定めております。次のページをお願いいたします。第14条では、使用料の不還付について、第15条では許可の取り消し等について、第16条では、原状回復および損害の賠償について、第17条については、委任について定めております。附則としまして、この条例は令和7年7月1日から施行することとしております。

以上、議案第46号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

日程第16 議案第47号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第48号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上の2議案は補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第47号及び第48号について補足説明を求めます。

はじめに、議案第47号について補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

それでは、タブレット200ページをお願いします。議案第47号令和7年度富士川町一般会計補正予算第2号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

（以下、令和7年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書により説明をいたします。タブレット208ページをお願いします。

(以下、令和6年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

次に、タブレット205ページにお戻りください。次に、第2表、継続費の補正についてであります。

(以下、第2表継続費補正朗読)

次に、第3表地方債補正についてご説明いたします。

(以下、第3表地方債補正朗読)

次に、タブレット215ページの地方債の現在高見込みに関する調書をご覧ください。地方債現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が当該年度の年度末の現在高の見込み94億9261万2000円となります。

以上で、議案第47号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

次に、議案第48号について補足説明を求めます。

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

それでは、議案第48号について補足説明をさせていただきます。タブレット216ページをご覧ください。

(以下、令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレット221ページをご覧ください。款項の区分補正額の順で申し上げます。内容につきましては、説明欄をご覧ください。

(以下、令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上で、議案第48号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時19分

令和 7 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 9 日

令和7年第2回富士川町議会定例会（2日目）

令和7年6月9日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

| | | | | |
|----|----|-----|-------|----|
| 通告 | 1番 | 11番 | 鮫田洋平 | 議員 |
| 通告 | 2番 | 1番 | 宇田川朱恵 | 議員 |
| 通告 | 3番 | 7番 | 望月真 | 議員 |
| 通告 | 4番 | 5番 | 小林和良 | 議員 |
| 通告 | 5番 | 8番 | 小林有紀子 | 議員 |
| 通告 | 6番 | 2番 | 神田雅也 | 議員 |
| 通告 | 7番 | 9番 | 齊藤欽也 | 議員 |

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 宇田川朱恵 | 2番 | 神田雅也 |
| 3番 | 依田誠司 | 4番 | 深澤一幸 |
| 5番 | 小林和良 | 6番 | 秋山仁 |
| 7番 | 望月真 | 8番 | 小林有紀子 |
| 9番 | 齊藤欽也 | 10番 | 青柳光仁 |
| 11番 | 鮫田洋平 | 13番 | 堀内春美 |

3 欠席議員

12番 井上光三

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 望 | 月 | 利 | 樹 | 副 | 町 | 長 | 早 | 川 | 竜 | 一 | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 樋 | 口 | 和 | 仁 | 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 深 | 澤 | 千 | 秋 | | | | | | |
| 政 | 策 | 参 | 事 | 山 | 形 | 謙 | 一 | 郎 | 政 | 策 | 秘 | 書 | 課 | 長 | 渡 | 辺 | 成 | 昭 | | | |
| 財 | 務 | 課 | 長 | 井 | 上 | 誠 | 管 | 財 | 課 | 長 | 長 | 田 | 博 | 幸 | | | | | | | |
| 税 | 務 | 課 | 長 | 大 | 久 | 保 | 公 | 生 | 防 | 災 | 交 | 通 | 課 | 長 | 長 | 田 | 博 | 幸 | | | |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 芦 | 澤 | 晶 | 子 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | 中 | 込 | 浩 | 司 | | |
| 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 | 小 | 林 | 喜 | 文 | 産 | 業 | 振 | 興 | 課 | 長 | 望 | 月 | 奈 | 緒 | 美 |
| 土 | 木 | 整 | 備 | 課 | 長 | 井 | 上 | 勝 | 彦 | 都 | 市 | 整 | 備 | 課 | 長 | 杉 | 田 | 進 | | | |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 依 | 田 | 文 | 哉 | 教 | 育 | 総 | 務 | 課 | 長 | 小 | 林 | 恵 | | | |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | 齋 | 藤 | 栄 | 治 | | | | | | | | | | | | |

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 依 | 田 | 正 | 紀 |
| 書 | 記 | 井 | 上 | 鮎 | 奈 | | | | |

開会 午前 9時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。
相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和7年第2回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日は一般質問の日程になっております。

一般質問の通告者および当局者は、質問ならびに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願
いします。

なお、12番 井上光三君から、欠席する旨の届け出がありましたので、ご了承ください。

また、富士川CATVが、本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置し、
撮影いたしますので、ご了承ください。

併せて、報道機関より議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。
傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますのでご理解をお願いいたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 一般質問

質問の通告者は、7名であります。

これから、通告順に一般質問を行います。

それでは、通告1番 11番 鮫田洋平君の一般質問を行います。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

今回も提案型の質問を考えさせていただきました。今回は三世代同居補助金の導入です。
この提案は、少子高齢化や人口流出といった、町が抱える人口減少問題の課題を解決するた
めの一助となり、長期的に見て、町の発展に寄与するものと考えます。全国を見ますと、千
葉市が三世代同居や近居を促進するために、住宅の新築費用やリフォーム費用を助成する制

度を導入しており、限度額50万円、市内業者が成功した場合は限度額100万円の助成金が支給され、地域の定住促進に寄与しているそうです。また、県内でも、鳴沢村で住宅の取得や改修工事を行う者に対して、補助金を交付する制度を導入しています。鳴沢村は、住宅取得の場合は新築物件で最大100万円、中古物件で最大80万円、住宅改修の場合は最大50万円の補助金を交付する制度を導入しており、子育ての環境整備や高齢者の孤立防止、定住人口の増加を目指しています。富士川町の総合計画においても、住み続けられるまちづくりや、定住促進地域コミュニティの活性化などが重要な課題として挙げられています。特に人口減少対策として、若い世代の定住支援を強化し、高齢者との共生を推進する取り組みが求められています。三世代同居補助金の導入はこうした課題に対応し、町民の暮らしの安定と地域社会の維持に繋がる政策として有効な選択肢となり、若い世代の定住促進、高齢者の孤立防止、地域コミュニティの活性化など、多くのメリットが期待されるところであります。また一方で、財源確保や制度の公平性といった課題も存在します。本来であれば、国や県が実施すべき政策ではありますが、町独自の取り組みとして先駆的に導入する意義があると考えます。また、この政策はSDGs、持続可能な発展目標の達成にも寄与するものであり、目標の3、全ての人に健康と福祉を、高齢者の孤立防止や医療介護費の抑制を通じて健康で安心できる生活を支援します。目標11、住み続けられるまちづくりを、空き家の有効活用や持続可能な住宅環境の構築を通じて、住み続けられるまちを実現します。目標13、気候変動に具体的な対策を、省エネ住宅の推進やエネルギー消費の効率化を通じて、環境負荷の軽減に寄与します。特にこの三つの目標に関連していると思っています。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。質問事項は大きく二つであり、項目は全部で17個ありますので、簡潔にわかりやすいお答えをお願いいたします。今回も富士川町の未来を語ろう活性化プロジェクトの参加者からの意見や、町民の意見をもとに質問させていただきます。質問事項1、三世代同居補助金の導入について。まず、三世代が同居することのメリットについての質問をしていきます。それでは（1）若い世代の定住促進や地域経済の活性化について。三世代が同居することで若い世代が町に定住し、労働力が確保されることで地域経済の活性化に繋がり、生産年齢人口の増加に繋がるメリットがあると思います。具体的には、地元企業への就職や新たなビジネスの創出が期待され、町の経済基盤が強化される可能性があると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本年3月に改定した富士川町人口ビジョンにおいて、令和42年、2060年には町の人口が約7000人にまで減少すると予測されているところであり、若者の定住や地域経済の活性化は、人口減少問題の取り組みに直結する課題であります。こうした中、本町に生まれ育った若者をはじめ、若い世代がまちに魅力を感じ、住み続けていただけることや、地元に戻ってきていただけることにより、三世代同居が増え、支え合いや見守り、地元への就職による地域経済の活性化など、持続可能なまちづくりに繋がるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（2）子どもの教育環境の向上や祖父母世代との連携による育児支援について。三世代が同居することで、祖父母世代の知恵や経験が子育てに生かされ、子どもたちが安定した環境で成長できるメリットがあると思います。例えば、祖父母が学校行事や家庭学習をサポートすることで、教育効果が向上し、子どもの社会性や学力の向上が期待されると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

子育て支援課長 小林喜文君。

○子育て支援課長（小林喜文君）

ただいまのご質問にお答えいたします。三世代同居における子育て支援につきましては、子どもの成長や教育環境において、様々なメリットがありますが、その一つに祖父母世代と連携した育児支援があります。祖父母による家庭における家事や学習面へのサポートは、子どもに安心感を与え、心と体の成長が図られるとともに、親の子育て負担の軽減にも繋がります。また、長年の人生経験から得た知恵や経験を子育てに生かすことは、子どもの成長や社会性を養う上で大きな効果が期待できます。こうしたことから、三世代同居による子育て環境の充実は、子どもの教育や社会性の向上に非常に有効であると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

（3）既存の住宅や空き家活用による持続可能な住環境の構築について。三世代が同居することで、既存の住宅を有効活用でき、新たな住宅の過剰な建設を抑制し、空き家の増加を防ぐ持続可能な住宅環境を構築できるメリットがあると思います。現在居住する家をリフォームすることで、建築費用を抑えることもできます。また、空き家をリフォームして住居として活用することで、町の環境や治安の改善にも寄与すると考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。空き家や管理がされていない住宅が増加することは、防犯や防災、衛生、景観など様々な面で問題が発生するものと認識しております。町では、既存の住宅を対象として耐震診断や耐震改修費の補助、新婚世帯を対象とした住宅リフォーム補助を国や県と連携して行っております。また、空き家の活用については、空き家バンク制度を推進する中、バンク利用者への住宅リフォーム補助などを行い、移住や定住の促進に取り組んでいるところであります。こうした施策により、三世代同居が増加することで、既存の住宅や空き家の活用に繋がるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に、医療、介護費の抑制による町の財政健全化について。三世代が同居することで、高齢者が家族とともに暮らすことにより孤立を防ぎ、精神的な安心感が得られるメリットや家族間の交流が増えることで家庭内でのケアが容易となり、医療介護費の抑制に繋がるメリットがあると思います。例えば、高齢者とともに生活することで、早期に疾病を見つけることができたり、家庭の中で役割を担うことで、認知症の予防にも繋がるのではないかと思います。町全体の医療、介護費の負担軽減が期待されますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

福祉保健課長 中込浩司君。

○福祉保健課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。三世代が同居することによる医療費や介護費については、家族内で疾病や怪我などの高齢者の健康状態を早期に把握できることができ、医療費の抑制に繋がることが期待できるものと考えております。また、高齢者と同居することでコミュニケーションが深まり、家族間で助け合える関係が築けるため、認知症の予防などが期待できます。こうしたことが、将来的に医療費や介護費増加の抑制となり、町全体の財政健全化に繋がるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（5）町の流出人口減少、流入人口増加について。三世代が同居することで人口流出を抑制することができます。また、同居支援をすることで、Uターンによる流入人口の増加を促進するメリットがあると思います。例えば、地元出身者が戻ってくるきっかけとする施策に繋がるとは思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。転出した若い世代が町内に戻ってくること、親世代の見守りや児童生徒数の増加などの効果が期待されます。こうした中、第三次富士川町総合計画、富士川町デジタル田園都市構想総合戦略において、移住や定住人口の増加に向けて、安心して子育てができる環境的経済的支援や、増穂インターチェンジ周辺の賑わい空間の創出など、若い世代が町に魅力を感じる施策を推進しております。こうした施策により、三世代世帯が増加することで、人口流出人口の減少と流入人口の増加に繋がることから、引き続き推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それでは次に（６）防災防犯効果の向上について。三世代が同居することで、家族間の連携が災害時の迅速な対応や、防犯意識の向上に寄与するメリットがあると思います。例えば、災害時に家族が協力して避難や支援を行う体制が整うことで、自助、近助の防災力が向上する可能性があると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。三世代同居は家族間の絆を深め、世代間の支え合いを促進する効果があり、防災と防犯の観点から多くのメリットがあると考えております。災害時においては、高齢者や子どもの安全確保が迅速に行えるほか、家族全体での防災意識の向上にも繋がります。各世代の経験や知識を活かし、より効果的な避難行動や備蓄品の準備が可能となり、家族全体の防災力が高まると期待できます。防犯面においても、三世代同居は家族間での見守りが自然と行われるため、不審者の侵入や犯罪被害のリスクが低減されます。また、世代間で防犯意識を共有することで、地域全体の防犯力向上にも繋がります。さらに、日中も家族が在宅している可能性が高くなるため、空き巣などの犯罪抑止効果も期待できます。こうしたことから、三世代同居が災害時の対応力強化や防犯意識の向上に効果があるものと考えております。以上です

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（７）エネルギー消費の効率化と環境負荷の軽減について。同居世帯が増えることでエネルギー消費の効率化が図られ、環境負荷の軽減に繋がるメリットがあると思います。例えば、同居による共有スペースの利用や省エネ設備の導入が促進されることで、SDGsの目標13に寄与する可能性があると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまの質問にお答えします。町では昨年度、地球温暖化対策実行計画を策定し、基本理念であります、次世代につなぐ環境にやさしいまちゼロカーボン富士川を目指し、様々な取り組みを実行しております。この計画においては、省エネ行動の推進として、家族が一部屋で過ごす団らの時間を設けることにより、エネルギー消費を抑制することができ、また、太陽光発電等の省エネ設備を導入することで、環境負荷の軽減に繋がるとしております。こうしたことから、三世代の同居により、共有スペースの利用や省エネ設備が導入されることで、SDGsの目標13、気候変動に具体的な対策を、に寄与すると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

三世代同居補助金の導入により、若い世代の定住促進、高齢者の孤立防止、地域コミュニティの活性化、空き家の有効活用、医療介護費の抑制、防災防犯力の強化、エネルギーの効率化など、その他にもたくさんのメリットが考えられますが、今回は絞って質問させていただきました。

次に、三世代同居世代の支援へのデメリットについての質問に移ります。(8) 補助金の財源確保について。三世代同居補助金を導入する場合、財源の確保と持続可能性を担保することが重要です。既存予算の見直しや国県からの補助金の活用など、現時点で町としてどのような具体的な財源確保策を計画できるか、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、三世代同居交付条件とした国や県からの補助金はないものと認識しております。こうした中、三世代同居補助金の導入にあたっては、財源として現時点では、町外の皆さまが本町の取り組みを応援するふるさと納税制度や、企業版ふるさと納税制度が考えられるところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に(9) 補助金制度の公平性を確保するための基準の策定について。三世代同居補助金を導入する場合、公平性を確保することが重要です。家族構成や経済状況に配慮した条件設定が必要だと思いますが、公平に恩恵を受けられる制度設計をどのように実現するか、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。三世代同居補助金を導入している自治体の補助金額については、家屋の取得費用や改修費用に着目し、定額としている例があります。また、補助金額を他の移住支援補助メニューよりも、高い金額に設定して差別化を図っている例もあります。こうした中、三世代同居補助金の導入にあたっては、制度設計について今後、導入自治体の事例を調査して参りたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に(10) 個々のプライバシーを確保するための住環境整備について。三世代同居を進める中で、親子孫など生活スタイルの違う者同士が一緒に暮らすことから、快適な生活環境を確保するためには、プライバシーの確保も重要です。町として住環境改善のためのリフォーム補助やプライバシー確保のための対策など、具体的な施策をどのように進められるか、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えします。プライバシーについては個人の考え方や同居世代間においても異なることから、家庭内で気兼ねなく過ごせる環境を実現することが重要であると認識しております。こうした中、三世代同居補助金を導入している自治体では、三世代同居のほか、近居に対しても補助対象とする例があり、個々のプライバシーを確保する有効な方法であると考えております。こうしたことから、三世代同居補助金の導入にあたっては、公平性を保ちつつ、プライバシー面も含めて制度の研究をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（11）三世代間の価値観の違いによる生活スタイルの調和について。三世代同居が進むことで、世代間の価値観や生活スタイルの違いが家族間の調和に影響する可能性があります。この課題を軽減するために、町としてコミュニケーション促進のためのプログラムや相談窓口の設置など、具体的な支援策をどのように考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。三世代間の価値観の違いによる生活スタイルの調和については、年齢や世代の違いを理解した上で、家庭内での分かち合いや互いを尊重していくことが重要であると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

三世代同居補助金の導入に際しては、財源の確保、世代間の価値観の違いへの対応、プライバシーの確保、制度の公平性を確保する具体策が重要です。これらの課題への適切な対応が政策成功への鍵となります。その他にもたくさんのデメリットが考えられますが、今回は絞って質問させていただきました。

次に町が導入する場合の課題についての質問に移ります。（12）三世代同居補助金を導入する場合、その実現に向けて、直面するであろう課題について、特に財源確保、住民の理解と協力の促進、制度の運用における公平性確保など複数の側面が考えられますが、町として最も大きな課題は何であり、その重要性についてどのように認識されているのか、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。三世代同居補助金を導入する場合の課題の一つに、補助対象者の要件があります。具体的には、転入者の場合は子、孫世代のほか、親世代が転入する場合も考えられます。また、町内で転居して三世代同居となる場合も考えられるところでもあります。さらに、既に三世代同居している世帯との公平性の確保も課題と考えられます。また、補助金交付後の居住実態についても、予期せぬ転勤や施設への入所などにより、三世代同居でない状態になってしまう場合も考えられることから、三世代同居補助金を導入している自治体の事例を参考にしながら、最善の方法を研究していく必要があると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（13）その課題を克服し、政策を実現するためにはどのような具体的な対応策が有効なのかについて。例えば、財源確保のための新たな収入源の提案や住民への情報提供による理解促進、透明性を確保するための制度設計など、町としての取り組みの方向性について、当局のお考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現時点におきまして、課題を克服する具体的な対応策はございません。今後、既存の補助制度との整合性を図りつつ、先進事例の研究を重ね、町の皆さまの暮らしをより豊かにできるよう、制度の研究を進めてまいりたいと考えており、以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

次に（14）最後にその課題を解決することで、三世代同居補助金が町民の生活や地域全体にどのようなポジティブな影響をもたらすと予想されるかについて。この政策を導入することで得られる可能性のある効果や持続可能なまちづくりへの貢献について、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。三世代同居補助金を導入することで得られる可能性のある効果といたしましては、三世代の支え合いや児童生徒数の増加、就業者数の増加、税収の増加などが期待できると考えております。こうしたことから、地域全体の絆が深まり、お互いに助け合える関係性が構築されるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

それでは最後に、三世代同居補助金の導入の可能性についての質問に移ります。（15）三世代同居補助金制度の導入の可能性について。これまで三世代同居補助金のメリットやデメリット、導入に向けた課題について質問させていただきましたが、最後に改めてお尋ねします。町の発展において町外からの移住者を迎え入れることも重要ですが、何よりも今この町に暮らし続けている住民が安心して生活できる環境を整えることが、持続可能なまちづくりの基盤となると考えます。三世代同居補助金の導入にあたり、現在、富士川町に住み続ける住民が、家族の繋がりを大切にしながら暮らせる環境を維持、向上させるために、減税措置や新築補助、改築、リフォーム補助などの具体的な支援策を検討することは可能でしょうか。これらの政策を組み合わせることで、地域への愛着を深め、町民の生活の安定を確保し、世代を超えたコミュニティの活性化に繋がると考えます。町として今ここに住んでいる人々の暮らしを支え、将来も住み続けられる環境を整えるために、三世代同居補助金の導入の可能性についてどのようにお考えか、当局の考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。三世代同居補助金の導入の可能性につきましては、住宅改修などに関する既存の補助制度を踏まえ、組み合わせや調整を図りながら、制度設計の可能性を研究していく必要があります。こうしたことから今後、町の皆さまがより豊かに安心して暮らせるよう、様々な支援策の検討を重ねる中で、導入の可能性を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

一つだけ再質問をお願いいたします。ただいま前向きに検討するというお答えでしたが、これまでのやり取りで、三世代同居補助金制度を町長はどのような印象を持ち、どう捉えられたのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

今、鮫田議員の方からですね、投げかけられた議論を聞きながらですね、私は温故知新という言葉が頭に浮かんできました。三世代同居というのはですね、これまで我々の地域当たり前にあったようなものがですねだんだん減っている。しかしながらその古きもの、これをですね、しっかりと尋ねながら良い部分をですね、しっかり見据えながら今の制度に合わせて実現していくということ、これが非常に大事なかなというふうに感じたところです。

実は町がですね、国勢調査の中で調査したところですね、平成27年5673世帯だった中でですね、全体がですね、三世代同居が568世帯、また令和2年にまた国勢調査をしたときにですね、町の全世帯が5638世帯中443世帯、わずか5年で100世帯以上減っ

ているという。趨勢としては、三世帯同居が減っている核家族化、そしてそれぞれの世帯が独立している、世帯数はあんまり減ってないという趨勢の中で、どうやってこの今議論の中で、メリットこれがですね、あぶり出されたわけじゃないですか。これをどうやってですね、うちの町の施策として、また町民に還元できる施策として少子高齢化人口流出の抑制のための施策としてですね、展開できるかというのをですね、しっかりと研究していきたいというふうに思っております。

まずこの町に住む方々がですね、より幸せを感じるようなそういうまちづくりの施策、これを実現していきたいという思いは私も一緒でございます。様々なデメリットの部分ですね、またハードルの部分をしっかりと研究してクリアしてですね、実現に向けて研究していきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

三世帯同居補助金の導入は、町が抱える人口減少問題、少子高齢化や人口流出といった課題に対し、具体的な解決策を提示し、持続可能な地域社会の形成に寄与する重要な施策であると確信しています。この取り組みは、住み続けられるまちづくりや地域コミュニティの活性化、高齢者の安心と若い世代の定住促進など、多くのメリットをもたらすと期待されます。一方で、課題も含まれることを十分に認識し、それらに対する建設的な対応策を講じることが不可欠です。町民の多様なニーズや意見を踏まえ、ともに持続可能な未来を築いていくため、メリットとデメリットの双方を十分に検討し、町民の暮らしをより豊かにするため、よりよい政策実現への一歩を進めていただきますようお願い申し上げます。

それでは次に質問事項2、町長の今後の町政運営についての質問に移ります。6月6日の新聞報道において、今定例会の一般質問の答弁で自分の考えを明らかにしたいと記載されておりましたので、質問を通じて表明していただきたいと思います。町長はこれまでの4年間において、町政の発展と地域活性化に向けた様々な施策に取り組み、多くの成果を上げてこられました。特に協働のまちづくりやゼロプロジェクトの推進により、町民の生活向上に大きく寄与されたことは高く評価されるべきものです。これまでの努力と実績に敬意を表するとともに、今後の町政運営に向けたお考えをお伺いしたいと思います。

最初に（1）任期満了に伴う町長の進退について。町長の任期は来年1月に満了となりますが、次期町長選に出馬される意思をお持ちでしょうか。既に決断されている場合、その決断に至った理由や背景についてお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。令和4年1月16日に富士川町長に就任させていただきました。それからおよそ3年半、町民の皆さまのご支援とご協力を賜り、町政運営を行えたことに心より感謝申し上げます。またこれまで対話と現場主義による協働のまちづくりを柱に、次の政策の実現を目指し実施してまいりました。

まずは、町の財政の健全化を大幅に図ろうということで実施してきました。就任してまもなく町の財政状況を確認し、併せて将来を予測する財政シミュレーションを作成し、町民に公表しました。基金は枯渇、将来負担比率は県内ワースト1位となる衝撃的な予測を覆していくために、歳入増と歳出削減をこれまでの手法にない、斬新な手法でやってきたというふうに考えております。歳入増についてはふじかわまちづくり公社の設立、ふるさと納税を中心とした新しい財源の確保に努めてまいりました。歳出減については、予算編成にあたり徹底した歳出削減を行い、また各事業についても一般財源を使わない富士川ゼロプロジェクトを推奨し、町の財政の健全化を図ってまいりました。また中山間地域を中心に、活力ある農村を振興するための農村RMOの仕組みを首都圏で初めて導入し、中山間地域が連携し自走できるための仕組み作りを始めたところでございます。併せて人口減少対策として、消滅可能性自治体から脱却するためには、町に住む方々への支援強化が大切だと判断しその第1弾として、子育て支援策の強化を行いました。保育料無償化、給食費無償化、産後ママ支援、オムツ代助成などの県内トップクラスの子育て支援策を行ってまいりました。交流人口の増加と町の経済の活性化に向けて、富士川リバーサイドパーク構想を展開し、賑わいの創出も併せて図ってまいったつもりであります。引き続きこれらの政策を進展させるために、また将来に渡って堅実かつ持続可能な財政運営を行い、町民生活を豊かにするためには、まだ道半ばであり、引き続きの弛まぬ努力が必要であると考えております。私達の愛するこの富士川町をさらに素晴らしい町にするために、引き続き全身全霊をかけて取り組んでまいりたいと考え、次の富士川町長選挙に立候補する決意を固めたところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

力強く出馬の表明をしていただきありがとうございます。次に今後の町政運営について。次の4年間の町政運営において、最も力を入れたい施策は何でしょうか。その施策の推進にあたり、現状の課題や改善すべき点があれば具体的に教えてください。また、町民との協力や行政の取り組みの進め方についても考えをお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの質問にお答えします。今後の町政運営につきましては、孔子の論語にある、近き者喜び遠き者も来るという考え方、これに基づいて町の町政を運営していきたいというふうに思っております。簡単に言うと、先ほど鮫田議員から話があったように、町民主体の、町の人たちがこの町に住んでいて素晴らしい地域だと、こういう地域をつくることによって、近隣の人たちが素晴らしい町だねということでやってくると、こういう施策を中心に、人に投資をするところを主眼に進めていきたいと思っております。併せて町が令和7年3月に改定しました、第三次富士川町総合計画、町の方針に基づきながら引き続き町政運営を担っていきたいというふうに考えております。また、ときとして町の方向性を左右する重要な意思決定に直面したときは、対話と現場主義による協働のまちづくりに基づきながら、

町民との対話や透明性を持った情報発信を行い、意思の決定、決断を行ってまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

これまでの4年間、町政の発展と地域の活性化に向けて、様々な施策を推進されてきました。その取り組みの中で築かれた成果や町民との信頼関係は、今後の町政運営にも生かされるべき貴重なものだと思います。次期町長選への決断や、今後4年間の重点施策についてお聞きしましたが、町民にとって今後の町政の方向性が明確に示されることを期待しています。これからの町政がより発展し、町民が安心して暮らせる環境を築いていけるよう、行政と町民がともに歩んでいくことが重要だと考えます。私自身もこの議場におられます皆さま、また町民の皆さまとともにアイデアを出し合いながら、これからの富士川町を作っていくと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告1番 11番 鮫田洋平君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時55分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告2番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

それではですね、本日二つの一般質問をさせていただきます。まず一番目の一般質問は、（仮称）富士川ヘリポートについてになります。昨年の12月、富士川町河川敷よりヘリコプターのモデル飛行があり、観光利用などを目的にヘリポートを整備していくこと、さらに公共ヘリポートを目指すことが報道されました。また、今年の5月には、身延町でも観光ヘリコプターのテストフライトがありました。万博での空飛ぶクルマに加えまして、非常に航空路が注目されていると思います。今回ですね、ヘリポートに私もちょっと初めてだったのでいろいろ調べたんですけども、いくつかの種類がありまして、こちらパネルをご覧ください。傍聴席の方はお配りしてあります。まず、公共ヘリポート、それから非公共ヘリポートがあります。この二つは、航空法で規定がされておりまして、規定をまずクリアすることが必要になります。公共ヘリポートはもちろん様々な目的で使えるものになりまして、国で現在12が公共ヘリポートとして指定をされておりまして、近いところでは、東京と静岡が山梨から近いところになるかと思えます。非公共ヘリポートなんですけれども、こちらは目的が決まっております。全国的に県警の救助ヘリですとか、病院の屋上にとまるドクターヘリなどの離着陸場が有名です。山梨県には三つありまして、県警、それから中央病院、そし

て航空学園のこの三つが非公共ヘリポートとして登録をされています。また公共ヘリポートは山梨県ではいまだありません。次にですね場外離着陸場になります。場外離着陸場、それからその下の緊急離着陸場は臨時のヘリポートということになります。そのため国土交通省では、工事の義務もありませんし、また数の把握も不可能ということになっております。また、緊急離着陸場は航空法の適用外になっており、本当に緊急時のみ使用するヘリポートになっております。現在、町が進めようとしております富士川町の、(仮称)富士川ヘリポートは、場外離着陸場という位置づけになっております。

では、今回ちょっと質問も多いのでどんどん進めさせていただきますけれども、(1)の質問になります。まずですね、富裕層を対象とする観光客の誘致と主に報道されておりましたけれども、ヘリコプターが行き来することで、富士川町の町民へのメリットはどのようなものになるのでしょうか。お願いします。

○議長(堀内春美さん)

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長(杉田進君)

ただいまのご質問にお答えします。ヘリポートの設置においては、本町の観光資源を生かした、新たな交通の拠点都市として整備を進めております。設置後は観光振興による交流人口の増加や、地域経済の活性化に繋がることのほか、災害時には緊急輸送や医療搬送の拠点となり、防災体制の強化にも繋がると考えております。また、将来的には空飛ぶクルマなどの次世代モビリティへの対応も視野に空の拠点としての役割が期待できるものと考えております。以上です。

○議長(堀内春美さん)

宇田川朱恵さん

○1番議員(宇田川朱恵さん)

様々なメリットが出てくるであろうということなんですけれども、まずですね、様々なメリットがあるということは、ニーズも様々であるということだと思います。私は今回ですね、静岡の公共ヘリポートをちょっと見学に行ってきました。やはり静岡は場所柄、非常に防災に力を入れているということがヘリポートを見ただけでもよくわかるような形になっていまして、富士川町も三筋という山を抱えていますので、どのようなニーズを一番優先していくかという、まずこの調査をしていただければと思っております。

次にですね(2)の質問になるんですけれども、パネルの2枚目になりますが、こちらが富士川ヘリポートの現在の写真になります。こちらですね、町民の方々から非常に不安であるという声もいただきました。安全対策についてになります。空路はですね、落下などの場合、非常に大きな事故に繋がりがやすく、町民の皆さまも非常に心配をされているところであります。飛行ルートなどの安全対策について質問をさせていただきます。

○議長(堀内春美さん)

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長(杉田進君)

ただいまのご質問にお答えします。ヘリポートにおける飛行ルートの安全対策につきまし

ては、運行事業者および関係機関と連携し次のような対策をいたします。飛行ルートの設定にあたっては、住宅地や学校、病院などの生活環境に配慮し、できる限り人口の密集地を避けるルートを選定いたします。これにより、騒音や落下物等に対する町民の皆さまの不安軽減に努めます。また、飛行そのものの安全性につきましては、国の航空法に基づく運航ルートを遵守し、管轄する東京航空局との協議を経た上で、安全確認がされたルートのみを使用することとなっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、もう一度ですね、住宅地等を避けたルートというところで、もう一度ちょっと具体的に、住宅地を避けたルートというのはどういったルートになるのか、ご説明の方お願いできますでしょうか。川沿いを入れてくるのかどうか、その辺りをお願いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えします。今回の富士川ヘリポートにつきましてですね、具体的な飛行ルートにつきましては、富士川ヘリポート北側にはですね、中部横断自動車道が位置しておりまして、離着陸は基本的にヘリポートの南側からとなります。着陸時にはヘリポートの南側の住宅地に影響のない、富士川河川上を降りてきます。離陸時につきましても、ヘリポートの南側の富士川河川上に向かい高度を上げ、周辺周囲への安全確保および騒音の影響のない高度を確保し、目的地の方向に旋回するようになります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

侵入も南側、そして出るときも南側の川沿いを入れて高度を上げるという回答をいただきました。次にですね、騒音について少しお話をされていましたが、再質問になります。こちら12月の齊藤議員の一般質問でもありましたけれども、大型トラックが通る程度というそのときは回答がありましたが、再度ですね、こちらの進捗状況等も変わってきたと思いますので、この騒音について詳しいことがわかりましたらお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ヘリポートの騒音につきましては、昨年12月に試行運転を行い、ヘリポート周辺の調査を実施したところでございます。調査の結果としましては、ヘリコプターの離着陸場に近い住宅地では、平常時は50デシベルのところ、ヘリコプター近接通過時で65デシベルでありました。また、この場所に近接する国道52号を通過する大型車両が65デシベルでありました。調査結果としましては、ヘリコプターの

離着陸時における騒音は、大型車両の通過時と同程度ということであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

65デシベルであったということなんですけれども、やはり大型トラックが通過するのと、ヘリコプターが通過するのでまた違いもあると思いますので、随時調査の方をお願いしたいと思います。

次にですね、(3)の質問に移らせていただきます。経験した方はよくご存知だと思うんですけども、ヘリコプターというのは離着陸時に強風が予測されます。小石が飛んで怪我をするですとか、車のガラスが割れるなどそういったことも想定されます。それについてはどのような対策をとるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ヘリポートにおける離着陸時に発生する風については、周辺環境や人への影響を十分に考慮し、安全対策を講じることが不可欠であると認識しております。運行事業者には航空局の場外離着陸場の安全に関する指針に基づいて、離着陸時にはヘリポート周辺への人の立ち入りを制限するなどの安全確認を行い、また侵入離脱経路や周辺施設への安全対策を講じております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、駐車場についてになります。駐車場につきましては、こちらのこのパネルの敷地内に置く予定なのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。乗客様等の駐車場についてはですね、ヘリポートの北側でございます、富士川親水公園の駐車場を考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

では次、観光についての質問に移らせていただきます。4番ですね、観光客の誘致とおっしゃっていましたがけれども、ヘリコプター観光の導入によって、地域の観光客数はどの程度増加する見込みかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えします。ヘリコプター観光の導入による観光客者数の増加見込みにつきましては、現時点では具体的な数値を申し上げることは難しいものの、既に同様の事業を展開している民間事業者の事例を参考にしますと、一定の集客効果が期待できると考えております。特に富士山周辺を空から望む遊覧飛行は、国内外の富裕層やインバウンド観光客を中心に関心が寄せられています。町といたしましては、飛行体験のみにとどまらず、周辺地域の観光資源と結び付けた滞在型観光に繋げていけるよう、まちづくり公社等の関係機関と連携しながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ちょっと再質問になるんですけども、今回ですね、補正予算の方でもヘリポートのことが挙がっておりまして、その歳入がこのヘリポートの使用料ということで、ざっとやっぱこれは試算をされてこの金額を出されたと思うんですけども、大体何回ぐらいのヘリポートの離着陸を想定されているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今見込んでおりますのは、年度内に10回程度飛行と想定しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

では、(5)の質問に移らせていただきます。ヘリコプターですね、観光客が増えても町の活性化に繋がるかということ、観光客の方に、先ほどおっしゃってました滞在型ということで、町の中に入っていたかなくては町の活性化というのも限定的になるのではないかと考えますけれども、この経済効果についてはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまの質問にお答えします。ヘリコプター観光の導入による経済効果につきましては、観光客による町内での宿泊や飲食の他、物産品の販売など地域経済全体への波及が見込まれると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひですね、こちら町民の方ともぜひ相談を、話し合いをしながら、町民の方にメリットの多いような経済効果をぜひ実現していただきたいと思います。

では次にですね、(6)ですけども、災害時におけるヘリポートの活用計画についてお伺

いたしますが、ヘリコプターは滑走路が不要のため、山岳地帯が多い日本では、救急災害時に現在も非常に大きな働きをしております。三筋を抱える富士川町、また山梨県も山がちな地形ですので、また災害が多発している現在、特にですね近年は山火事も多く発生している現状もあります。そのためですね、ヘリポートに非常に大きな期待が寄せられていると思います。先ほどお話しました静岡ヘリポートはですね、南海トラフ地震やまた海が近いため、海難救助、豪雨災害に備えまして県と市の航空消防隊が備えています。また、東京ヘリポートですね、これ新木場にありまして日本最大の離着陸数をカウントしてるんですけども、こちらはですね、東日本大震災のときにヘリポートが被害を受けなかったために、たくさんのヘリコプターが人と物資の中継地点として被災地へと飛び立っています。災害時におけるですね、ヘリポートの活用、非常に重要な側面を迎えていると思いますけれども、こちらについてどのように考えているか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えします。災害時におけるヘリポートの活用につきましては、本町の防災体制を図る上で重要な役割を担うものと認識しております。具体的には、災害時に道路が寸断された場合には、広域的な支援物資の搬入中継拠点として活用し、中山間など地上交通が困難となる地域への迅速な物資輸送が可能になるほか、ドクターヘリ等による緊急搬送などの活用が考えられます。なお、ヘリポートは今年度、地域防災計画で消防防災ヘリコプター場外離着陸場として位置づけることとしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

災害対策というのは、備えにより被害を激減させることができますと思います。今年度ですね、町の地域防災計画に落とし込んでいただくということですので、ぜひですね連携を考えて横ぐしでこの地域防災計画を作っていただきたいと思っております。

ではですね、次の質問は費用についてになります。（7）です。6月議会でのですね、補正予算でもこちら提案をされておりますけれども、現在の場外離着陸場としての初期設置費用、また維持管理費用について将来的にも含めてどの程度を見込んでいるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えします。ヘリポートの設置費用としましては、昨年度、除草作業を国土交通省が行っており費用はかかっておりません。また維持管理費用については、除草作業費用として今年度52万円を計上しておりますが、以後の管理につきましては職員が行うこととしているため、維持管理費がかかりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問になりますけれども、先ほど費用がかからない、これ非常にいいことなんですけれども、ヘリポートとしましては一般的にですね、先ほどのダウンウォッシュのこともありまして、コンクリートとか芝生が適していると言われておりますけれども、コンクリートもしくはですねアスファルト舗装の予定はあるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今現在のところ、コンクリート舗装といった舗装等の工事をする予定はございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ではちょっと、現状のまま草刈りをして使用していくということでした承いたしました。

次ですね、8番になります。ヘリポートの運営コストの削減、維持管理費用、初期設置費用かからなくてもですね、やはり人件費と運営コストがかかってまいります。その運営コストの削減についてどのような方法を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えします。ヘリポートの運行管理はふじかわまちづくり公社へ委託することとしており、委託料を今定例会に予算計上しているところであります。なお、収入として使用料を見込んでおり、この使用料を委託料の財源とすることとしております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

委託ということで、きっと専門的な方が運営されることで効率的な運営ですとか、柔軟性がある体制で人件費、あと維持管理費などを削減していくということが考えられると思いますし、またきっと専門家の方が入ることで、その知見ですとか経験値などを活かして効率的に運営していくことが考えられると思いますので、観光に力を入れていく、まちづくり公社でやっていくということでこちらは了承いたしました。他のですね公共ヘリポートなどもやはり非常にまちづくり公社のような場所がやっているところが多く、やはり経験が必要になる運営ですので、こういった形が適しているのかなと思っております。

次にですね、公共ヘリポートの設置について質問させていただきます。公共ヘリポートですね、もちろん町にできれば非常にメリットはあるかと思うんですけれども、こちら町の方では、公共ヘリポートの設置のメリットをどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在のヘリポートでは、一時的限定的な使用になりますが、公共用ヘリポートとして正式に整備、登録した場合、平常時災害時を問わず安定した運用が可能になります。また飛行ルートや安全基準の明確化により、より高い安全性を確保できるほか、ドクターヘリ防災ヘリ、観光遊覧など多目的な活用が見込まれると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

メリット、安全面等いろいろ挙げていただきましたけれども、反対にデメリットもあるかと思えます。再質問になりますけれども、デメリットについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。公共用ヘリポートの移行にあたりましては、いくつかの課題が想定されると思えます。まず、国の認可基準に基づいた整備が必要となるため、滑走路や待機スペース、照明設備、安全柵など一定の施設基準を満たす必要があり、初期整備費用がかかることや、環境影響調査が必要なため、そういった費用がかかることなどあります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問させていただきますけれども、デメリットがいくつかある、一番大きなものは金額になるかと思えますけれども、こちらちょっと（10）で質問させていただきますので、再質問といたしまして、公共ヘリポートを作る際にですね、住民の意見を聞く公聴会や住民説明会などは行う予定なのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。当面はですね場外離着陸場としての運行をし、今後ですね公共用ヘリポートとして整備するためには、手続きにおいて住民説明会が必要となりますので、そのような場合は住民説明会を行う予定でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

では（10）の質問に移らせていただきます。次に資金についてなんですけれども、先ほどからデメリットといたしましても、公共ヘリポートの設置には非常に大きな予算がかかると思われま。災害への対策としても強固な作りとならざるを得ないと思えますけれども、この資金の調達についてはどのようなお考えでしょうか

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現状のヘリポートから、公共ヘリポートとして整備するには、他の事例からも5年から10年の期間が必要と想定されます。その間、現状での運用による使用料で資金調達を行うほか、国や県の補助制度の活用を検討しております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ちょっと再質問になりますけれども、5年から10年ということなんですけれども、こちらは完成まで5年から10年なのか、それとも着手するのに5年から10年なのか、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまの質問にお答えいたします。調査等も必要な期間がございまして、最終的整備まで5年から10年と考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ちょっとかなり5年から10年ということで、スパンがありますけれど、5年でできるのであれば、かなり早いなという感じもします。ちょっと10年かかるというなど、ずいぶん時間がかかるのではないかなというふうに感じましたので、非常に他の自治体もこういったことを空路ということを非常に考えていると思えますので、なるべく早く実施していただければと思っております。

次にですね、空飛ぶクルマについて質問をさせていただきます。11番になります。町長のトークミーティングでも話題に上がりましたが、空飛ぶクルマについて、新たな市場規模としてもですね、2050年には180兆円ぐらいの市場規模になるのではないかという調査も行われている空飛ぶクルマです。もう現在ですね、自治体でも南相馬市ですとか豊田市、また東京や三重県などが非常に力を入れて開発に取り組んでいます。6月3日ですね、山梨県、山梨大学、日本航空などの連携も報道をされております。本町において空飛ぶクルマが果たす役割や可能性について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。空飛ぶクルマが果たす役割や可能性につきましては、渋滞による混雑回避や交通不便地域における移動手段の拡充、有事の際の防災ヘリなどの補完が考えられております。また、観光や物流といった利用も期待されるところであります。こうした中近い将来、空の移動や輸送が日常化する社会になることは、本町において新たなまちづくりのきっかけ、起爆剤になるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ではですね、12番の方に移らせていただきますけれども、実際にですね、企業誘致や地域経済の活性化について、具体的な施策の方向性はあるのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。空飛ぶクルマ関連企業の誘致や地域経済の活性化につきましては、現時点では具体的な施策はありません。こうした中、富士川リバーサイドパーク構想のヘリポートを活用し、空飛ぶクルマに関係する関連産業が本町に誘致することで、新たな雇用や新しいまちづくりが可能であると考えたことから、他の自治体に先駆けて発信したところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

山梨県の報道でもありましたけれども、やっぱり山梨県、非常に山がちな地域になりました、また高齢者の方の免許返納問題なども多く取り上げられております。自動運転の車なども研究が進んでおりますけれども、免許返納した方の交通手段として空飛ぶクルマということも今回見えてきたのではないかと思っております。企業誘致もちろんぜひしていただきたいとは思いますが、山梨県のこの山がちな土地を生かしたニーズ調査であるとか、そういった住民の皆さまがやっぱり何を望んでいるのかっていうところを、もう少しちょっと調査をしていただいて、ぜひ進めていただきたいと思っております。

再質問になりますけれども、自治体としてやっていくべきことと、民間が進めていくことっていうふうにあると思うんですけれども、自治体として進めていくべきことをしまして、例えばですねインフラを整備する、これはヘリポートを使っていたかということなのかもしれませんけれども、また安全対策ですとかあと地域住民の方への理解を促すなど、そういった自治体として進めていくべきことがいくつかあると思いますけれども、その自治体として進めていくべきことについてはどのようにお考えでしょうか

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど議員の質問であったとおり、6月3日に県が協定書を結んだ関係の前段、昨年度令和6年9月10日から、やまなし空の移動の革命・社会実証推進ネットワークというような団体が立ち上がりまして、そこへ富士川町も一緒に混ぜていただいているところでもあります。この会議が県の方で音頭を取っていただいて、協定まで行ったものと考えておりますので、そのネットワークにはまだ富士川町としても参加させていただいているところでもありますので、協定できること民間ができること、まだまだ空飛ぶクルマについては将来になると思われまますので、富士川町の住民が望む部分を研究させていただきながら進めてまいりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

最後にですね、これぜひちょっと町長に質問させていただきたいんですけども、やはり空飛ぶクルマ日本全国でやっていますけれども、ぜひやるのであれば、地域を生かした形で取り組んでいただきたいと。どこでも同じというのももちろん大切なんですけれども、ぜひ山梨らしさ、富士川町らしさを出していただきたいと思っておりますけれども、そのあたりについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。歴史を考えたときに、この町ですもんねかつて富士川舟運がありまして、鰍沢河岸青柳河岸できました。また中部横断道ですね、交通の革命が起きまして高速道路網ができた。そのときに増穂インターチェンジがうちの町にできたんですね。

今後は議員もご指摘だと思います、将来空路という部分がですね、非常にクローズアップされてくる。新しい交通インフラとして、空という部分がですねどういう形になるか正確にはわかりませんが、間違いなくその時代はやってくると思います。過去の歴史を振り返ったときにそのときの為政者がですね、我々、議員さんも含め我々執行部側がその当時の政治に携わる方々がうちの町に誘致しようと、新しいインフラ誘致しようよということで動いたからこそ、我々の地域の繁栄があったというふうに認識しております。私達は次の20年、30年この将来の富士川町を考えたときに、その可能性をですねしっかりと繋いでいくためにこのヘリポート、もしくは空飛ぶ自動車の関連産業の誘致、もしくはそのインフラ整備をしていきたいというふうに思っています。

また議員のご指摘があったとおりですね、このインフラをですね、やっぱりこの町内に住む方がですね、よかったなというふうに交通弱者の方々の足となるように、また地域の方々の経済を回すように、というようなことを主眼に置きながら、しっかりと様々なことにチャレンジしながらですね、未来に向けて切り開いていきたいというふうに考えております。ぜひともご協力いただければというふうに思っております。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、他の自治体も非常に注目をしていると思いますので、できることはぜひ迅速に進めていただきたいと思います。

続きまして、大きい2番の質問に移らせていただきます。学校のICTを活用した事業について質問をさせていただきます。この質問はですね、昨年9月の教育委員会の事務事業評価をもとに質問を作らせていただきました。IT関係の言葉がちょっと非常に複雑で難しいので、パネルにまとめさせていただきましたので、ぜひ傍聴席の方もご覧いただければと思います。まずですね、ICTというのは日本語では情報通信技術と訳されます。ただICTというのは単なる技術ではなくて、情報をどのように活用し、コミュニケーションを円滑にするかという視点を含んでいるのが特徴です。企業だけではなくて、教育分野で多く使われています。ICTの急速な広まりは、私達の社会を大きく変化させています。現在ですね約5年前に、多分このICT事業というのがコロナ禍もありまして、始まったかと思えますけれども、5年前ですので今学校に通っているお子さんの保護者の方は、誰もこの授業を受けたことがないというスタイルになっております。そのためですね、私達は学校でのICT授業がどのように行われているのか、想像するのが非常に難しい状態になっています。また、マスコミなどで言われておりますけれども、ICTの授業は実体感、また学校間でも大きな差があると指摘されております。今回はですね、富士川町ではどのようなICT教育が行われているのか質問をさせていただきます。(1)の質問になります。コロナ禍で取り組みが急激に広がったICTの授業ですけれども、本町の児童生徒への学習効果をどのように評価しているのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質問にお答えいたします。学校ICTの児童生徒への活用効果については、ICTを活用することにより、子ども同士による意見交換、発表などの共同学習や、児童生徒と教師または児童同士の双方向型による学習活動が可能となり、理解度や興味、関心の向上が図られております。また、生徒1人ひとりの学習の進捗や理解度に合わせた教材の活用や、指導が可能となり個別最適化された学習環境を提供できていると評価しております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

先ほどですね、個別最適化ということと協働をより進めるという二つの方向から回答いただいたと思いますけれども、富士川町の教育委員会としまして、今後の方向性についてさらに強化したいことはありますでしょうか。再質問でお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の小中学校における事業において、ICTの活用により、従来の授業では伝えることが困難であった画像や音声、動画等の視聴覚情報をわかりやすく伝達することができるようになっております。こうした中、昨年度の全国学力調査における質問紙調査において、本町の小中学生は約9割の児童生徒がタブレット等を使用したICT学習が楽しいと答えており、ICT活用が児童生徒の興味関心を高め、より主体的な学習環境の構築に繋がっていると捉えているところでございます。こうしたことから、本町の小中学校では、ICT使用そのものを目的とするのではなく、学習内容をより効果的に伝え、児童生徒1人ひとりの学びを深めるための手段として、ICTを有効に活用し次期学習指導要領で導入が予定されております、情報領域の動向も見据えながら各校の特色あるカリキュラムに生かし、教員の研修も早速取り入れながら、より体系的、組織的にICT教育に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

先ほど教育長の答弁で、ICTは手段であるというお答えがありました。私も本当にそのとおりで思っております。やはり目的は豊かな教育というところですので、ぜひその豊かな教育を実現する手段としてICTをぜひ活用していただきたいと思っております。

では、(2)の質問に移らせていただきます。次にデメリットになります。こちらもやはり保護者の方からご心配の声をいただくことが多くありますが、ICT教育のデメリットの一つといたしまして、健康への影響、視力の悪化や姿勢が悪くなるなどが言われております。その対策についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ICTの使用による児童生徒の視力の悪化への対策につきましては、1時限の全てで学習者用端末機を使用するようなことはせず、端末機を使用しない時間を設けて、視力の悪化を防いでおります。また、姿勢の悪化対策については、情報教育や保健指導などで正しい座り方の指導や正しい姿勢の重要性を理解させ、習慣づける教育を行っております。さらに、学習者用端末機を用いた初めの授業を行う前に、端末機を使うときの健康面の注意点についてというチラシを各家庭向けに配布するなどの対策を行い、健康面における連携を図っております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

課長の答弁のとおり、学校というではもしかしたら、ちょっと家庭の方が使いすぎてしまったりということでデメリットも多くあるのかなと思います。ぜひ家庭との連携をお願いし

たいと思います。

(3)に移ります。セキュリティについてになります。個人情報の管理が適切に行われていないですとか、生徒児童が故意ではなくても漏らしてしまうなどの人為的な対策と、あとタブレットやインフラ面が攻撃を受けると、使用者にはどうにもできないようなシステム的な場合がセキュリティ対策としてはあると思います。このような安全対策セキュリティ対策についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の小中学校で活用している学習者用端末に関しては、フィルタリングやウイルス対策の機能を有するセキュリティソフトにより、有害なサイトにアクセスできないよう制御されております。また、児童生徒のみのチャットやグループを設定することを制限し、必ず教員が含まれるグループ内での情報のやり取りを行っております。その他、夜間から早朝についてはインターネットに接続できない設定としており、安全対策を講じているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

しっかりやっけていただいているということでした承いたしました。

(4)の方の質問に移らせていただきます。こちらですね、ちょっと言葉が難しいのでまとめさせていただきます。ICT機器の使用は、非常に使い手の意識が大切になってきます。一度情報が流れると一度に拡散してしまいますし、また残ってしまうという、いわゆるデジタルタトゥーという大きな問題になることも考えられます。ICT情報モラル教育、またちょっと下にまとめさせていただきます、富士川町ではデジタルシチズンシップ教育というのを私もちょうと見させていただいたことがあるんですけども、行っていたかと思えますけれども、こちらの教育の評価についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ICT情報モラルに対する教育の効果につきましては、子どもたちがネット上でのリスクやトラブルを理解し、安全に情報を扱う能力の向上が図られております。こうしたことにより、効果的にICTを活用し、学習やコミュニケーションの幅が広がっていると評価しております。今後も子どもたちが、安全かつ責任あるデジタル社会の健全なインターネット利用習慣を身につけることが必要と考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

次にですね、(5)の方の質問に移らせていただきます。同じく情報モラル教育について

なんですけれども、こちらですねやはり児童生徒さんの場合、家庭との連携が非常に大切であると思います。またICT機器はですね、子どもの方が現在使い方に詳しいということが多々ありまして、大人が危険を認識できないという非常に特殊な事情があるためですね、こちらも踏まえましてさらに家庭との連携が大切になってくるかと思えます。家庭との連携についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。ICT情報モラル教育における家庭との連携につきましては、学校と家庭が協力して子どもたちのICT利用に関する理解と意識の向上を図ることは重要であり、子どもが家庭でも適切な対応がとれるよう、サポートする必要があると考えております。そのため、ICT情報モラル教育の保護者向けの資料やチラシを配布し、家庭での教育に役立てていただいております。学校と家庭が連携して取り組むことで、子どもたちが安全かつ適切にICTを活用できる環境を整えることができます。このように家庭の理解と協力が必要となりますので、引き続き積極的な情報共有を心がけてまいります。以上でございます

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

課長からのお言葉いただきまして、ぜひご家庭との連携もしてくださるということですのでぜひこれからもお願いしたいと思います。

次にですね（6）ですね、こちらちょっとコストの質問になります。ICT教育のコストはですね、導入するだけでなくですね保守点検業務、生徒児童と教員合わせて令和4年度、令和5年度の決算では大体950万円ぐらいがかかっております。国の補助金としまして歳入も令和4年、5年ぐらいで130万円ぐらいの歳入もありましたけれども、こちら保守点検という形で毎年かかっていく金額になってくるのかと思えます。維持管理費などのですね、コスト削減の取り組みについてお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。維持管理費等のコストの削減については、県の補助事業を活用して学校ICT教育に係る研修を実施し、外部講師等の費用の削減を行っており、学習者用端末についてはリースなどにより経費の削減抑制を図っております。今後の学習者用端末の更新については、国の補助事業である公立学校情報機器整備事業を活用し整備を図ってまいりたいと考えております。このような取り組みを行い、コスト削減に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

なかなか難しいかと思えますけれども、ぜひコスト削減と学習にどれぐらい効果があるのかというところも評価をしていただきたいと思えます。

次にですね、(7)と(8)は先生方の質問になります。(7)ですね、先生のこのスキルの差と自治体間の差については、国レベルでも言われていることでありまして、町の方でも研修などで対策は講じられていることと思えますけれども、富士川町としてどのような対策を講じられているのか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。教職員のスキルの差についての対策としましては、令和5年度、6年度と県の補助事業を活用して教員向けの研修を実施し、教員の知識と技術の向上を図っております。またICTを活用した公開授業を実施するなど、教員間の情報共有を図るとともにICT支援スタッフを配置し、教員の技術的な困りごとに迅速に対応できる体制を整備しております。さらに、学習用端末に導入されている学習ソフトの研修会を開催するなど、教職員の学校ICT教育のスキルの向上に努めております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

先ほどですね、教育長の言葉にもありましたけれども、ICT教育が手段であるとしみますと、結果としてより良い豊かな教育が行われれば、先生方のICT教育のスキルの差ですとか使用頻度の差、あとICT教育についてそれぞれの考え方もあると思えますけれども、そのあたりはやっぱり先生個人個人のお考えもあるかと思えますので、ぜひこれからもそういったお考えを尊重して、研修や対策を行っていただければと思っております。

では(8)の方に移らせていただきます。ICTの取り組みが授業だけではなくて先生方の働き方改革に繋がると言われておりますけれども、一方、実際やることが増えているという感触も先生方だけではなくて、様々な業種の方が感じているのではないのでしょうか。学校ICTの導入が先生方の働き方改革にどれくらい貢献しているか、貢献しているとお考えになるか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまの質問についてお答えいたします。本町では学校ICTの導入により、教材作成や成績管理などの事務作業をデジタル化することで、教員の作業時間短縮と負担軽減が図られ、業務の効率化に繋がっております。さらに、オンライン授業や遠隔会議の導入などにより教員の勤務時間縮減に繋がっており、多大な貢献があると考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

先ほどメリット答えていただいたんですけども、再質問になりますけれども、今たくさんのメリットを挙げていただきましたが、働き方改革のためにさらに取り組んでいくもの、また、もし新たにに取り組んでいく予定があるものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育長 樋口和仁君。

○教育長（樋口和仁君）

ただいまの質問にお答えいたします。例えば、全県で統合型の校務支援システムを導入しております。これによりまして、人事異動等により県内どの地域に赴任したといたしましても、そのシステムに慣れるまでの時間が相当節減できるというふうに捉えております。これは大きな勤務効率の確保に繋がるというふうに捉えております。なお小中学校連携して、9年間のカリキュラムを現在整備しておるところでございます。そうした中で、勤務効率の向上とともに更なるデジタル教育、ICT教育の向上に努めてまいる考えでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

教育長からの答弁で、非常にこれからの富士川町の様子も知ることができました。ICT教育についてはですね、ちょっとコロナ禍もありましてICT教育を取り入れることが当然という流れがありましたので、あまり深い議論がなく非常に一斉的に取り入れられたという感じもあります。しかしながらですね、デメリットもたくさんありまして、長時間続けてしまうという特性ですとか、またあと先ほども質問させていただきましたが個人情報の流出やデジタルタトゥーなどの安全面ですね、また私達と違いまして、成長が著しい児童生徒さんがその時期にたくさん使うことへの体への影響、また対人コミュニケーションへの影響なども言われております。さらにはですね、家庭の格差ですね、どういった教育ができるか、指導ができるかというのを学校でだけでなく、家庭も非常に大きな意味合いを持っているとっております。そして他の自治体としてですね、やっぱり何より考えていかなければならないのは財政かと思っております。多くの予算を使って子どもの学びが豊かになる、先生方の働き方が改良されるのであれば非常に良いことだと思いますけれども、ICTの機器の導入には教育というよりも、民間企業の経済的な側面もちょっと否めないのかなということも感じております。しかしながらICTはですね、子どもに関わらず私達も使い方によっては未来を変える、非常にわくわくした側面がありますし、可能性を非常に占めていると思います。

最後にですね、こちらもしよければ町長にお伺いしたいんですけども、ひとづくりはまちづくりということで、今後の町のICT教育の方針についてお伺いできればと思います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えします。まさにあの、町を作っていく一番大事なね中心的な考え方というのは、やっぱり人ですよね。また未来を担っていく子どもたち、ここにしっかりと町ができることをですね様々な施策でやっていく。そして人を育んでいくということが一番大事だという。その中でICTをですね、うまく活用しながらICTに使われるのではなくてこれをうまくいいところ、メリットを活用しながら子どもたちの教育環境を考えております。

まさに地域を発展させる、また地域をですね、未来に繋いでいくためにはこの人、教育ですね、ひとつづくりという部分が非常に大事になってきます。宇田川議員とともにですね、しっかりと地域の新しい、次の世代を担う人材を育てていくためにですね、我々執行部側も全力で頑張っていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

町長からの答弁いただきまして、ラプラプ市ですね、こちらでも多分これからどんどん子どもたちとの交流が進んでいくのかなと思っております。全員のお子さんがね、ラプラプ市に行ければいいんですけども、なかなかそういったことも叶わないのかなとも思いますので、ぜひこういうところもICT機器を利用して、子どもさんたちに国際交流などを進めていただければと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告2番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告3番 7番 望月眞君の一般質問を行います。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

通告に則り、一般質問を行います。今回は二つの大きな項目について質問いたします。持続可能なまちづくりのためには、町内の自給自足率を高めていくことが必要です。1項目、町内における自給自足の推進について。最も重要なライフラインである3点に関わって質問します。

最初の質問になります。国内の食料自給率や令和のコメ騒動の現状を考慮すると、町独自の食料の自給自足率を高めることが求められています。遊休農地の調査整備を図り、有効活用を推進し、町内の農業生産力の向上が図れないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。町では、第三次総合計画において地域の力を育み、潤いと活力のあるまちづくりを基本目標に掲げ、農業振興を図るための施策を展開しております。遊休農地対策としては、所有者への意向調査や現地調査を実施し、現状の把握に努めるとともに、農地の貸し借りのあっせん支援、荒廃した農地の整備費用の助成など、地域の資源として農地を有効活用するための施策を実施しております。

また、農村RMO形成推進事業においては、担い手不足が深刻化する中、農作物の生産力維持が課題となっており、課題解決に向けた取り組みを進めております。一例を挙げますと、畚米、平林、穂積地区の協議会、富士川RMO未来会議では、大手コンビニとのコラボによる商品開発を実施しておりますが、この取り組みは、町の特産品の知名度向上に繋がるとともに、若い世代の農業への関心を高める効果が期待できるものと考えております。さらに、同協議会の3地区共通の取り組みとして、道の駅富士川の商品に使用する棚田米を提供していることから、この商品開発においては、棚田の景観といった地域が誇れるものを生かし、富士川町らしさを前面に強調していくことを推進していきたいと考えております。

町内には、農業条件の不利な狭小の農地が多いことから、生産性の低さを補填するため、現在実施している農村RMO事業や、道の駅富士川での商品開発事業をさらに発展させ、農作物の高付加価値化を図りながら、農業生産力の向上に努めてまいります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

町として、既に取り組みがなされてなされていることを理解できました。5月号の広報にも、遊休農地有効活用事業補助金制度が掲載されておりました。遊休農地活用申請者が出ることを期待しています。農作物の生産力が向上すれば、学校給食食材の自給自足率を高めたり、町内産農作物として安定した販売促進にもつながります。北杜市では、北杜市農業振興公社を立ち上げ、町行政と連携して、農業振興を図っています。遊休地の整備事業を推進し、優良農地として、市内農家や新規就農者やあるいは農業法人等に貸し付け、市内農産物の生産力の向上を図っています。農業法人等の参入や、脱サラした新規農業従事者も増えています。市内農産物の生産力の向上とともに、農業の担い手育成や移住者の促進を図っています。本町においても、先ほども課長の答弁にもありましたが、農村RMOと連携して、有機農地等の積極的活用と農業担い手の育成を図ってほしいと思います。

再質問をお願いします。令和のコメ騒動と言われるほど米問題が深刻化しています。町内においても、思うように米が買えない状況もあります。国農政では、米生産の向上を図る施策転換が検討されています。本町においても、主食である米の自給率を高め、安定供給を図ることが課題と言えましょう。答弁にもありましたように、株式会社富士川では、バームクーヘンの原材料として棚田米を活用し、製品としてのブランド化を図っています。また、町内産米の委託販売にも応じています。一定の流通販売ルートが確立していれば、米生産者の励みになり、町内の米の生産力も向上すると思います。株式会社ふじかわまちづくり公社では、

一部の町内米生産者から米を買い取り、安定した価格で買い取っているようですが、ふるさと納税の返礼品として供給しています。昨今の米の流通状況もあり、需要も増えているようです。さらに、米提供者を募りふるさと納税返礼品としての供給を推進するとともに、町内の米流通状況を勘案しながら、必要に応じて町内に流通することができないかを伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの米生産力向上に関する取り組みについて、質問にお答えいたします。ふじかわまちづくり公社が行う、ふるさと納税の返礼品の供給であります。昨年度議員がおっしゃったとおり、取り扱いをさせていただいたところであります。出品といたしましては、町内のお米を895キロ出品をさせていただいて、寄付金額であります146万9000円のご寄付をいただいたところであります。おかげさまで、この出品、お米全てを完売することができました。今後、まだまだ米騒動が収まるかどうかは不透明でありますので、公社を通じまして、返礼品を更なる量の増産また販売ルート、農家の支援に努めてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

やはり米は主食ですので、いざというときに欠かすことがないように、やっぱり町全体としてこの米の生産力を高めることが必要だというふうに思っています。

（2）の質問になります。安全な水道水の安定供給や、公営企業としての水道事業については、第1回定例会で小林和良議員が一般質問していますが、その内容を踏まえながら質問いたします。（2）の質問になりますが、能登半島地震では、飲料水が滞り避難者の生活に大きな支障が出ました。大災害等非常事態に備えて、飲料水の常時確保も必要であります。わが町の水はミネラル分を含んだ良質な水になるので、商品化するとともに、いざという場合に備えて備蓄用水として活用できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の水はミネラル分を含んだ良質な水であります。こうした水資源を活用した商品化については、これまで検討を行ってまいりましたが、町単独での商品化は、コスト面や販売体制の確保の課題が大きく、現時点での実現は難しい状況と考えております。一方、災害時の備蓄用水としての活用については、簡易な容器に詰め替える方式など、低コストでの運用ができるか調査研究してまいりたいと考えております。また、今年度実施する経営戦略改訂業務において、水資源のブランド化を踏まえたビジョンを考えていくとともに、他自治体の事例や公民連携を視野に入れながら、水資源の活用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

商品化するためには、ミネラルウォーターの製品化における経費、あるいは販売価格とコストパフォーマンス等において課題があるという回答と理解いたしました。こういったこともですね、一部事業者の参入を得ることによって前へ進めることができると思いますので、ぜひご検討をお願いします。自然水を保存可能な水に生成して、備蓄用水として活用できるように、先ほど答弁もありましたが継続的にぜひ検討してください。

(3)の質問になります。富士川町では、既に公共施設に太陽光発電システムを整備し、クリーンエネルギーの確保を推進していますが、大災害時等の停電事態の発生や、こんにちの電力状況を考慮すると、町独自の更なる電気エネルギー源の確保を図ることも必要であります。町内の河川を活用しての水力発電に取り組むことが可能か伺います。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまのご質問にお答えします。河川を活用した水力発電につきましては、持続可能な再生可能エネルギー源として評価され、昼夜を問わず発電することから、地球温暖化対策や気候変動対策として注目されているところであります。本町におきましても、多くの河川を有しておりますが、河川管理面、防災面、採算面などから導入が見送られた経緯があります。このような中、町独自の連携エネルギーとして、小水力発電が有効と考えており、現在、民間事業者において、町内河川を利用した小水力発電の調査が始まり、水量や設備投資、採算面などの検討を行っております。こうしたことから、今後、地元関係者との協議などを経て、導入について民間事業者と連携を図る中で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

水力発電はクリーンエネルギーであり、安定した電力供給が見込まれます。しかし一方で、ダムや発電所の建設等で莫大な経費、建設費がかかります。また、環境への影響も危惧されます。本町で今、大きな水力発電を起こすことは現実的ではないと私も思っています。一方で、多くの自治体や事業所で、さっき課長の答弁にもございましたが、小水力発電の推進が図られています。小水力発電とは、ダムを必要としないで水の流れや落差を利用して発電し、地域の電気エネルギー源にする取り組みです。県内においても小水力発電の推進が図られています。大月市では防災の備えや災害時の電力確保を目指して、一部企業と地域定期協定を締結し、少量水力発電事業が今推進されています。市内真木地区を流れる真木川、真木温泉という温泉がありますが、その上流のですね。真木川に1年間に一般家庭20世帯の電力を補える、1日平均およそ15kwの発電量を見込む施設整備を図っています。こういった事例を参考に、本町においても小水力発電所の建設を鋭意検討を進めていただきたいと思います。

す。先ほども課長の答弁もありましたけども、ぜひこれは実践的に検討を進めていただきたいと思います。県では、小水力発電開発室を設置して小水力発電開発に向けての支援を行っています。県機関からの指導やアドバイスを受けたら良いと思いますがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君、再質問でしょうか。

○7番議員（望月眞君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまのご質問にお答えします。今後、民間事業者と協力する中で、連携を図る中で県とも協議しながら、小水力発電について取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

検討をお願いします。

（4）の質問になります。バイオマス発電とは、木くず、間伐材、食品廃棄物、家畜排せつ物などをペレット燃料として発電する方法で、再生可能なカーボンニュートラルを目指したクリーンエネルギーとして、既に多くの自治体や事業所で活用されています。本町においても、町内森林の間伐材や朽木および雑木等を資源としてのバイオマス発電に取り組むことが可能か伺います。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまのご質問にお答えします。バイオマス発電は、森林の間伐材や朽木および雑木等を資源とした、国の戦略に位置づけられている再生可能エネルギーであり、脱炭素社会実現への貢献や廃棄物資源の有効活用などで注目されているところであります。こうした中、バイオマス発電の取り組みにあたっては、安定した間伐材や朽木および雑木等の確保、資源が広域に分散していること、収集、運搬、管理にコストがかかるなどの解決すべき課題もあります。こうしたことから、先進地の事例などを参考に実現の可能性について調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

岡山県真庭市は、バイオマス発電に取り組んでいる最先端の自治体です。私は現地視察をお願いしましたが、現地視察希望者が多いため個人規模では受け入れないとのことでしたので、電話やメールで状況を伺いました。真庭市では、林業バイオマス課というのを設置して

いるそうです。2030年までに、地域エネルギー自給率を100%を目標に取り組みを推進しています。燃料はですね、市内の木材、間伐材などを100%使っているそうですが、一般家庭の約2万2000台分の電力使用量に及ぶ、年間7920万kwの発電をしているそうです。発電した電気は中国電力会社に固定価格で売却して、年間約22億円の収益を得ているそうです。売却した電力の一部を送電会社を経由して買い戻し、市内公共施設の電気エネルギー源としており、市全体の電気エネルギーの自給率を高めているとのことでした。現在は一般家庭への送電を可能にする取り組みを推進し、地域自給率100%を目指しているとのことでした。バイオマス発電の推進は、市の基幹産業である、この辺がですね、やっぱり地域性を見込んだ施策を展開してるんだと思うんですが、林業の継続振興にも繋げているとのことでした。また、バイオマス発電所の建設と稼働により、新たな雇用を生み出していることも大きいとのことでした。県内においては、甲斐市と大月市が一部企業と地域協定を結び、発電を活用しています。森林資源の多い本町においてもバイオマス発展の可能性があります。先進事例を参考に、バイオマス発電の可能性について具体的に検討してほしいと思います。

再質問をお願いします。木材等を燃やして発生した湯気でタービンを回して発電する、小規模バイオマス発電に取り組んでいる自治体もあります。南部町でも小規模バイオマス発電を行い、公共施設の電気エネルギー源として活用しています。本町においても小規模バイオマス発電の実用化が図れないかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまのご質問にお答えします。先ほども答弁しましたが、バイオマス発電につきましては、様々な課題もあります。実現の可能性について、今後調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ぜひ検討をお願いいたします。

大きな2番目の質問になります。いきいきスポーツ公園の周辺整備についての質問です。いきいきスポーツ公園はサッカー場としての活用度が高く、土日はスポーツ少年団や中高校生の支援も多く、周辺は大変賑わっています。夜も若者たちやスポーツ少年団の練習が行われていて、連日のように夜間照明がついています。スケートボードパークがオープンすると、公園周辺がますます賑わうことが予想されます。一方で、現状や今後の状況を考慮すると、周辺環境の周辺整備の必要性を感じているところです。（1）の質問になります。現在国道52号上に、いきいき公園スポーツ公園入口が表示されています。北から南へ向かう路線を基に、親水公園入口という看板がありますがそれだけなんですね。入口がわからないため、応援に来たと思われる高齢者から公園入口を尋ねたことが何度もあります。また迷って富士川病院駐車場に入り込んでいる、他県ナンバーのバスを見かけて案内したこともありました。

国道52号甲西道路上に、いきいきスポーツ公園入口の案内板を設置できないか伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えします。現在国道52号甲西道路上には、いきいきスポーツ公園入口の案内板の設置はしてない状況であります。今後、公園利用者のスムーズな誘導が図れるよう、国道52号甲西道路の上下線それぞれの歩道敷地内に案内看板の設置をいたします。このようなことから、設置に向けて道路管理者である国道交通省と協議を進めてまいります。また、公園整備が終了に近づいていることから、今後ネーミングライツを活用した案内板の設置を検討してまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

できるだけスムーズに設置できるように取り組んでいただきたいと思います。

(2)の質問になります。富士川まつりや花火大会等のイベントが開催されるときには、多くの方が公園に入っていくために、多くの人たちが信号近くに階段がありますが、その階段を利用しています。この階段に障害者や高齢者が公園にアクセスしやすいように、手すりを整備することができないか伺います。現在手すりがついていなくて、そういう指摘を何人かから受けていますので、その点についてご検討ください。

○議長（堀内春美さん）

管財課長 長田博幸君。

○管財課長（長田博幸君）

ただいまのご質問にお答えします。富士川病院交差点からいきいきスポーツ公園のアクセスでは、公園利用者も含め遊歩道へ向かうために、階段を利用する町民が一定数おります。こうしたことから、障害のある方や高齢者を問わず、町民の皆さまがこの階段を安全に利用できるよう、手すりの設置に向け現在準備を進めているところであります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

現在準備を進めているという、大変前向きな回答をいただきました。できるだけこちらも早く設置していただきたいというふうに思います。

(3)の質問になります。土日にサッカー大会が開催されるときには、公園上の道路で応援する人たちが見受けられます。これは規定では、道路上では応援をしちゃいけないということになっているようですが、私も近所に住んでいてよく見えていますので、かなりのやっばり保護者の方々が道路上で応援している様子が見受けられます。またですね、管理棟のところにですね荷物を置いていて、そこを走って横切る子どもたちの姿もあります。富士川堤防線は、あそこの道路富士川堤防線というそうですが、富士川堤防線は一般車両や自転車の通

行も多くあります。スケートボードパークの開設に伴い、車での利用者も増えてくると思います。道路上の危険性も危惧されます。せっかくいい施設を作っても、もし事故があったらば台無しになってしまうと思います。その交通安全対策について考えがあれば伺います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。町では交通安全対策として、通学路のグリーンベルトの塗り直しや、専門交通指導員による子どもや高齢者への交通安全教室の実施、商業施設への啓発活動などを行っております。また、道路の安全対策については、道路標示や標識の設置などを行っております。こうした中、スケートボードパークの開設に伴う富士川堤防線の交通安全対策につきましては、鯉沢警察署は甲府河川国道事務所など関係機関との協議の上、必要に応じて看板を設置する他、利用団体へ注意喚起の交通安全対策を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

看板の設置などとてもいいですね、やはり啓発指導、やっぱり利用団体の方々にはですね、責任者の方々にね、かなり啓発して交通安全に努めるようにしてほしいということも私は大事だと思っていますので、よろしくお願いします。

（4）の質問になります。旭橋北詰の交差点から管理棟までの町道、これ二つの道がありますが、薄田戸川線、起し戸川線を利用するケースも想定されていますが、梅林団地周辺の道路案内の計画があるのかを伺います。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えします。現在、旭橋北詰交差点周辺には、いきいきスポーツ公園の案内表示がない状況であります。こうしたことから、公園利用者のスムーズな誘導を図れるよう、旭橋北詰交差点に設置しております既存の案内板に、いきいきスポーツ公園の名称を追加記載し、公園までの案内ができるよう整備を進めてまいります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ありがとうございます。ぜひわかりやすい整備をお願いしたいと思います。

再質問になりますが、あそこを二つの道路のうちの薄田戸川線、これは土手に面した道路ではありますが、ここが穴が開いていたりですねアスファルトが剥げている。だいぶ劣化が進んでいます。また、道路上の一旦停止や路側帯等の表示が薄くなっています。スケートボードパークの開設に伴い、薄田戸川線の整備ができないか、私は必要だと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君、通告に沿った質問をしてください。だいたい質問は通告に沿っておりませんので。

○7番議員（望月眞君）

わかりました。通告に沿ってないかどうか、議長のご判断ですので。私は周辺整備として質問しましたが、今の質問は議長の指摘がありましたので、また考えておいてくださいということにとどめます。

最後の質問になります。（5）の質問になりますが、スケートボードパーク南川河川敷は、旭耕地組合の皆さんが占有地として活用し畑作を営んでいます、今後の占有地活用の見通しについて伺います。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在旭耕地組合が耕作している場所は、河川区域ということでございます。河川管理者である国交省からですね、河川占有許可というのを受けて、旭耕地組合で耕作をこれまで行ってきたというふうに認識しております。国交省からの許可条件というのは、期限付きの全返地、全部返せと期限までにとということでございます。このことはですね、旭耕地組合の皆さんには伝えてあるところですが現状、あそこで耕作していらっしゃる方がたくさんいます。そしてああいったところで耕作する農業、土にいいね携わるといことはですね、健康寿命を延ばすことでもありますし、町民のコミュニティの場にもなっています。そしてですね、そのそのことがですね非常にですね、町にとって活性化のね、また健康で生き生きと暮らす元になっていると私は認識しているところでございます。ですから私はですね、富士川リバーサイドパーク構想の中で、あそこのエリアをですね、市民農園ということで位置づけさせていただいているところでございます。こうしたことからですね、現状を維持してかつ継続的な占有ができるように、これからですね管理者である国交省と協議をしていきたいというふうに思っております。グラウンドはね、借りて5年で返せっていうことは現実的じゃないじゃないですか。同じように町が前面に出て、あのエリアを市民農園っていう形でですね、町の政策としてもっと前面に出てですね、国交省と協議するによって、その返せという部分をですね、町がこれ全部ずっと市民農園として借りていくよというこういうスタイルの中で交渉していきたいというふうに思っております。もう一点、農地というのはですねご承知のとおり、一度耕作をやめてしまったらですね、これを元に戻すのはすごく大変なことなんです。ですから簡単に返せと言われても、次農地として再生させるには非常に大きな時間とコストがかかる。子育てをするようなもんじゃないですか。そういった優良な農地を、今ね町民の皆さんがですね、耕作しているわけですからここをですね期限付きと言わずしっかりとですね、ずっと耕作できるような形で国交省と協議しながら、町でも様々な活用方法を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

ただいま町長より、継続使用ができるような形で町としては国交省と交渉していきたいという回答を力強くいただいて、私も大変嬉しく思っております。国交省は全国的に占有地の借用をやめていきたいと、貸し出しをやめていきたいという方向性があるようですが、一方でですね、かわまちづくり、ミズベリングの推進ということも言っているわけですよ。私もかつてその研修に行ったことがありますけど、まさに今やられている町長がおっしゃったように市民農園化していく、あるいは子どもたちやあるいは農業体験をしていない人たちが、耕作者の皆さんと連携をしてですね、町と連携をしてですね、農業体験ができるふれあい農園のような活用を進めていけば、まさにこれは町にとって売上げの場所になってくると思いますので、ぜひこれからも継続して取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

町はリバーサイド構想の具現、先ほど町長からリバーサイド構想の話が出ましたが、リバーサイド構想の具現化を図り、みんなが利用できる公共施設設置を推進しています。私もリバーサイド構想の推進には賛成です。町の活性化を図るだけでなく、これは峡南エリア、峡南地域の活性化にも繋がると思っています。しかし、賑わいを生み出し活性化を推進する公共施設も交通安全や騒音等の問題で、地域住民にとっては厄介な施設となりかねません。ヘリポートの環境整備については、宇田川議員が一般質問されたので私は今回一般質問しませんでした。今後予定されているヘリポート設置に向けてのヘリコプターの試行運転の際には、地域住民から騒音や運航路、運航時間、運行回数等の質問を受けました。これは宇田川議員の質問で回答していただいたので、わかりました。今議会に富士川町場外離着陸場の設置および管理に関する条例制定についての議案が上程されています。こういったものをですね、地域住民の理解と協力が得られるように環境整備に取り組んで進めていただきたいと思いますというふうに思います。周辺の環境整備や条件整備をしっかりと進め、地域住民や町民から愛され、支持される施設にしていくことが、本当の意味での地域の活性化に繋がると思っています。周辺整備の一層の推進をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告3番 7番 望月眞君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告4番 5番 小林和良君の一般質問を行います。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは本日4番目の一般質問となります。どうぞよろしく願いいたします。今回の第1項目はですね、地域コミュニティのあり方についてです。地域コミュニティとは、同じ地域に暮らす人々が日常生活の中で形成する繋がりや、互いに助け合い支え合う関係のことを示します。今回は、地域コミュニティの中でも重要な区や組といった、自治会を主体とするコミュニティのあり方について質問させていただきます。これらの地域組織を通じた活動は、従来の地域運営の基盤として重要な役割を果たしてきました。しかし近年ではですね、加入

率の低下や担い手不足により、従来の形を維持することが困難になりつつある地域も見受けられます。このような状況は各地区においても重要な課題として認識されております。

まずこのパネルをご覧ください。タブレットおよび資料でも確認できますのでご覧ください。1の第三次富士川町総合計画からという画面になります。このパネルデータを見ながらですね説明させていただきます。この表はですね、まず上の方の表ですけども、この表は昨年の7月に行われたですね、まちづくり地区懇談会、まちづくりワークショップですね、出された各地区の課題のベスト3を示したものでですね。ちょっと字は小さいですけども、表の中の黄色いセルですね、これが地域コミュニティである自治会関係を重要課題として取り上げている部分です。表の左の方から見ていただくと、最勝寺、天神中條、大久保、眷米と続いていて、五開区まで全15地区のうちですね、3分の2にあたる10地区が区や組といった自治会組織の見直し、それにスリム化、地域コミュニティの強化を重大課題として挙げて取り上げていることがわかります。次に下の部分ですけども、これは町が作成した第三次富士川町総合計画、これには地域コミュニティの再構築というのが明記されております。赤のアンダーラインのところですね。また、地域力の育成向上に取り組むことも明記されています。町でもですね、地域コミュニティについて再構築の検討を行うことを示唆していると思います。自治会の運営やそのあり方についてはですね、自治会は自立した組織であるから、町が関与すべきではないといった考えもあるかもしれませんが。しかしながら、町の行政施策の中には、区や組といった地域組織に依存しているものが多くあり、一概にそのような考え方だけでは整理できないと言えます。区を構成する組の崩壊が行政機能を麻痺させ、住民の治安や福利厚生を大幅にダウンさせることに繋がります。現時点においても既に従来の体制では対応が困難な地域も現れている中で、今後の持続可能な地域運営のあり方やその再構築について、町としてのお考えを伺いたく本質問を行うものです。

それでは(1)の質問に入ります。地域コミュニティの基盤である、区や組合への加入状況について、未加入の住民の状況を町としてどのように把握、認識しているのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。各区における自治会への加入世帯数につきましては、年度当初に各区長に依頼をしまして、各区から報告いただくことにより把握してございます。このため、自治会への未加入世帯については、町の全世帯数から報告していただいた加入世帯数を差し引いた世帯が未加入世帯であるということで認識をしておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、ご答弁は町の世帯数が減少しているため、加入世帯、未加入世帯とも減少しているという説明なんですけども、お聞きしたいのは未加入世帯のその割合やですね、傾向の変化を分析、把握しているかどうかなんです。町として加入世帯の割合、要は加入

率の推移を年度ごとに把握分析し、どのように認識しているかということをお聞きしたいんですけども、その点よろしく願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。未加入世帯とみられている世帯につきましては、本町におきましては直近5年でありますが、約3.5%の増加率となっております。このことは、本町のみならず全国的な課題であると認識しておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、未加入世帯が3.5%、要は未加入世帯が3.5%増えてるということで、そうすると仮に対象人口が1万とすると3.5%、350人の未加入者が増えているという認識でよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。実数としますとその数とは限りません。というのは、区からいただいている報告数、その中には全ての世帯数から割り戻しているものですから、老人福祉施設とかですねそういうところは広報を配布してございます。その辺も入っておりますので、数字的には350人というような数字ではございません。その辺の数字はしっかり把握をできない状況であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。把握はできない、はっきりと何人とは言えないということですが、減少には変わらないということと認識いたします。

それでは、(2)の質問に入りますけども、(2)はですね、ちょっとこのパネルを変えますので。これは2のパネルで、町と区と組の関係図を表したパネルなんですね。上から見るとですね、町が区に依頼しているとかやっってることというのは、広報等の配布、各種情報のチラシの配布があります。これは区にというよりか町から各組長さん宛にダイレクトに行って、組長さんに組に加入している住民にですね配布されるということですね。あとは防災訓練。これを町から依頼により区単位で一斉に行われます。参加するのは、やっぱりこれも各組に加入している住民が主体で行われます。あとは各種募金、会費等の集金の依頼、各作業の依頼、これはクリーンキャンペーンですね。あとは町内一斉の水路清掃、河川清掃等の依頼があります。あとは各種イベントの参加依頼ですね。その他近々あるであろう選挙投票の立会い、各種の調査依頼、多岐に及んでます。このようにですね、行政が担っていた役割の一部を、地域コミュニティが補完する形で担っていることがわかります。このような点

を踏まえてですね、次の（２）質問に入らせていただきます。現在、広報の配布や各種募金、防災活動、行事運営などが区や組を通じて行われていますが、現在、組に入らない方も増加する中、また住民構成の変化等を踏まえた上で、こうした体制の持続可能性についてどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまの質疑にお答えします。現在、町から自治会に対して協力依頼をしております、広報配布や各種募金などにつきましては、自治会である区や組を通じて行っていただくことが最も有効な手段であることから、区や組へお願いをしているところでございます。また、地域コミュニティの基盤であります自治会組織は、自治会活動を通して住民の繋がりを築き、地域力を高め、安全安心のまちづくりの一翼を担っていただいているところであります。こうしたことから、自治会組織は今後とも継続して存続させていく必要があります、町といたしましては、引き続き、組への加入を促進するとともに、地域力創造交付金の交付等により、自治会組織の自主的な活動を支援してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、現時点では広報の配布や各種募金を自治会にお願いするということが有効であるというご見解。しかしパネルで先ほどですねご説明したように、自治会の組織、要は組組織ですね、そのものの存在が危ぶまれる状況も各地で見られます。こうした状況下においても、今後も引き続き、区や組といった自治会組織に依存した情報伝達、住民の体制を基本として続ける考えなのか、それとも体制の見直しや多様化を検討されているのか、町の見解をお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。自治会の存続につきましては、小林議員もおっしゃるとおり、危機感は持っておりますが、しかし地域コミュニティを形成するためには、区や組というのは重要な組織であると考えております。現在の体制がやはり地域自治活動の基本であるということで私どもは考えております。こうしたことから、引き続きこの体制を維持していただきたいということで、区や組にお願いをしてまいるといことで考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問を行います。組の縮小ですね、解散間近であると声が各地で出ている中で、体制の維持に務めるということなんですね。やはりそれを維持していきたいということなんですけ

ども、維持するための何かいい案をお持ちでしたら教えていただけませんか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。良い案と申されても、やはり先ほど私も申し上げましたが、全国的な課題でありまして、やはりかなりの自治体がこの件に関しては難しい問題だということで、考えがやはりまとまらないというような状況でございます。先ほど私も申し上げましたが、自治会は地域コミュニティを形成するために最も重要な組織であります。この体制の維持に努めることが、やはり今の地方自治にとっては慣であるというふうに考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

難しい質問でしたけども、あえてお聞きしました。

それでは（3）の質問に入ります。今後ですね増加が予想される、区や組に加入していない住民に対してですね、行政サービスの周知や防災訓練等の参加機会をどのように確保していくのか、その対応についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。自治会に加入されていない皆さまに対しまして、広報などの配布物につきましては、役場の窓口などに備えております。その方々には希望により配布をさせていただいているところでございます。この他、町からのお知らせ等につきましては、町のホームページや町のLINE、防災行政無線を通じて周知を行っているところでございます。こうしたことから、町では自治会に加入されていない方々に対しましても、行政サービスの周知や各種事業への参加の機会を確保できているものと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、ご答弁ではですね町のホームページやLINE、防災行政無線そして役場窓口での配布によって、自治会未加入世帯にも必要な情報が届いており、支障ないのご認識のように受け取れました。しかしですね、実際には自治会に入っていないことで町からの情報が届いていない、あるいは周知の機会が不十分だと感じている住民の声も耳にします。特に高齢者や1人暮らし世帯などデジタル情報にアクセスしにくい方々に対して、現行の資産だけで本当にカバーできているのでしょうか。防災訓練は、行政サービスの周知において、参加する意思があっても情報が届かないという状態を放置することは、いざというときのリスクにも繋がります。町として届いているつもりではなく、確実に届いているかどうか

かを把握、検証し、必要に応じて情報伝達の手段は見直しや補完策を講じていくお考えはないのか、改めてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまご質問にお答えします。全ての町民に情報が届くよう、広報紙を公共施設をはじめ、富士川病院、町内のコンビニエンスストア、温泉施設、金融機関などに設置をさせていただいております。また、町のホームページやLINEなどのあらゆる情報ツールを活用して、情報発信に努めておるところでございますが、しかし小林議員のおっしゃるように、不十分と感じている方がいらっしゃるようでございます。今後もあらゆるツールを活用しまして情報発信に努めてまいります、やはり先ほどから申し上げておりますが、自治体の組織への加入促進に努めることが最良の手段でないかということで考えておりますので、今後も機会あるごとに加入自治体への自治会への加入促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、ご答弁ではですね、あらゆる情報ツールを活用しているがやっぱり限界があると。したがって、自治会加入がやはり最良の手段だということなんですね。しかし、現実に未加入世帯は増加しています。ここで伺いたいのは、未加入世帯にも防災訓練のような、いざというときの命を守る行動に直結する重要な機会をどのように確保していくかということなんですね。情報伝達も含め、補完的な支援策を講じていく考えについてお聞きしていますが、その点よろしくお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。どんなにですね、情報ツールを活用しても住民の参加には限界があります。そういうときこそ、自助、近助、共助、公助ということで、その中の近助が最も大切なことだと考えております。そういうことから、自治会の皆さんからの声かけですね、そういうものが最も有効な手段であるということから、私どもが自治会組織への参加を促進してまいりたいということで考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、例えばその防災訓練のような、これ非常に大切なものについては、未加入世帯にもお声掛けを、声をすることが必要というご認識ですね。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまの質疑にお答えします。はい、そういう重要なときにはやはり未加入世帯であっても、そういうところに参加していただきたいということは考えてございます。各地区のですね、放送等でも防災訓練等は流されております。町としましては町の総合防災訓練等につきましては、広報誌やLINE等で告知をしてございますので、ある程度の告知状況ではあるというふうに考えております。いずれにしても、先ほど私が申し上げましたが、やはりそういうときこそ近助が非常に大切というふうに考えております。近助の方々からの声かけがあって、そこで組に入っている、入っていない関わらず、防災訓練に参加してくださいと防災訓練ありますので参加しましょうという。そういう掛けができるのがわが町だと思っておりますので、その辺につきましてはいずれにしても自治会へ加入をしていただいで参加していただく、それが大前提であります、近助の声かけが不可欠であるということで考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。実際には、おそらくどこの区でも組でも入っていない方には声はかけてなく、参加もされてないと思います。今後の課題だと思います。理想はわかりました。

それでは（4）の質問に入ります。地域の繋がりがですね、希薄になりつつある現状において、新たな仕組みや繋がりの形を模索していく考えはあるのか伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。地域の繋がりが希薄となっている現状は、社会全体の問題として認識されておりまして、自治会への未加入者世帯が増加することは、地域活動を担う人材の減少を招き、地域の活性化を拒む要因となると考えております。こうしたことから、町ではこれまでと同様に、自治会への加入を促進するとともに、地域力創造交付金の交付等により、自治会組織が自立し自主的な活用活動ができるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、ご答弁においてですね、未加入世帯に加入促進と、自治会への支援を引き続き行うということですね。ただ一方ですね、現実的には高齢化、人口減少、働き方の多様化やライフスタイルの変化などにより、自治会という枠組みに馴染みにくいという住民も増えてきてます。こうした中で、自治会の加入促進だけでは限界があるのではないかと感じています。現実には、各区長さんからもそのような声が届いております。質問ではですね、自治会という現存の仕組みにとどまらず、例えば緩やかな参加の場や、テーマ別のコミュニティといった新たな形の地域づくりの可能性についてお聞きしております。町の第三次富士

川町総合計画には、基本目標の中に協働による地域コミュニティの再構築を基本方針として取り上げられています。いろいろな事情を抱えた方も無理なく関わられるような繋がり仕組みを町として模索、支援していくお考えはないのか、改めてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町におけます様々なイベントや公共施設などで様々なコミュニティが形成されております。例えば、小林議員が活動されておりますバレーボールや愛好者の多いソフトボールなどのスポーツでの練習や大会、また児童館や保育園、学校などで親同士などのコミュニティが形成されておりますし、隣近所での井戸端会議、また朝のあいさつなど声かけなどがまさに無理のないコミュニティであります。このように、普段の生活でコミュニティが形成されているものだと考えております。このような小さなコミュニティは、もちろん大切であります、活動するには限度がございます。こうしたことから、幅広く活動するには、自治会のような基盤が整った組織による活動が不可欠であるということと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、スポーツはですね、児童館などを通じて既に柔軟な繋がりを形成しているとのことでしたけども、このような自然発生的な繋がりは大切な役割を果たしていると確かに思います。ここで聞きしているのは、そうした個別の繋がりではなく地域全体として、自治会以外にも関わられる仕組みや参加の場をどう意図的に作っていくのかということなんですね。町として新たな関わり方、新たな繋がり方を今後検討していくお考えはあるのか改めて、しつこいんですけどもお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町のイベントや施設におきましても、様々な形でコミュニティが形成されていることは、先ほど小林議員もおっしゃったように、地域コミュニティにとってとても良いことだということではありますが、町といたしまして先ほどから答弁させていただいておりますように、自治会のような、やはり基盤が整った組織による活動を展開していただくことが、本当に不可欠であるということと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

あくまでも、自治会による活動の展開に期待するということだと捉えました。

それでは（5）の質問に移ります。今後ですね、地域コミュニティのあり方についてはで

すね、町民や区の代表、専門的知見を持った方々を交えた検討の場や、プロジェクトチームなどを設置して、意見を出し合い対応を検討していく考えが必要だと思ってるんですけども、それについて、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。自治会組織は地域が主体的に管理運営を行っている組織でありますので、町にプロジェクトチームなどを設置して、町の主導で自治会組織に対して指導、監督するものではないと考えております。こうしたことから、町では今後も地域がやるべきこと、行政の支援を受ければ、地域ができること、行政が進めることを地域と一緒に考えて、町民との協働によるまちづくりを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけども、自治会はですね地域が主体的に運営する組織であって、町がプロジェクトチームを設けて指導するような形は適切でないというようなことなんですね。しかし、私が言いたいのはですね、町が自治会を指導、監督するという意味ではなくですね、少子高齢化や担い手不足、地域を取り巻く課題が複雑化する中で、町民や自治会代表、外部有識者など有用な視点を持った方々と一緒にですね、今後の地域コミュニティのあり方について建設的な議論を行える場を設けるべきではないかということなんですね。現実にはですね、役員が不足し、組織運営が困難な状況にある組織が、組組織が多発しています。冒頭でも述べさせていただきましたが、区を構成する組の崩壊が行政機能を麻痺させ、住民の治安や福利厚生を大幅にダウンさせることに繋がるのです。また区として住民のために行っている事業があります。防犯灯の設置、管理、これは電気代も全て区が負担しております。それと、防災のための消防備品の購入、町単独補助工事の費用負担、これは区から4割ですね。これらもいずれ困難になることが予想されます。コミュニティの未来に対する町の構想や変化の対応力が問われている中で、現在、地域に任せるといっても関心の地域側が将来像を描けずにいる例も見受けられます。だからこそ、町と地域が一体となって共同でビジョンを描いていく仕掛けが必要だと思っております。単なる支援の枠を超えて、ともに考え、ともに作るための検討の場を設けることについて、町としての見解を改めて伺います。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。町では、自治会組織を行政がプロジェクトチームなどを設置して主導するのではなく、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるために、それぞれの役割を明確にして、町民と行政と一緒に知恵と汗を出し合うために地域と行政を結ぶパイプ役としまして、地域支援職員というものを配置しております。地域支援職員につ

きましては、区の要請によりまして区が抱える問題や、課題を保有しながら研究検討するという役割を果たしておりますので、この地域支援員をご活用いただきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

再質問ですけれども、ここは町長にお伺いしたいんですけども、ご答弁ではですね、地域支援職員の配置によって町民との協働を進めていることでした。確かに地域支援職員の役割は重要であり、今後地域との橋渡し役としてご尽力いただけると期待しております。しかし、再三申し上げているのはですね、個別地区との関係支援にとどまらず、町全体としての地域コミュニティの将来像を町と地域が一体となって考える、全体的な検討の場が必要ではないかということですね、特に担い手不足や高齢化により、地域が将来のような自治運用を継続できないといった声は、地区から出されております。この議場におられる皆さんにとっても既に現実の問題として共有されているのではないかと思います。町として、将来の地域コミュニティの形について、中長期的なビジョンを描き、町民、地域代表、外部有識者を交えた検討の場を設ける考えはあるのか改めてお聞きします。第三次総合計画にも、協働による地域コミュニティの再構築を基本方針とすると明記してあります。町全体の未来を見据えた対話とビジョン形成の場を設け、解決策を見出していくことこそがですね、心の対話による協働のまちづくりではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まさに地域コミュニティっていう部分ですね、それは本当にうちの町が持っている目には見えない宝ですね。一つの考え方によると財政力よりも大事なのかなど。これがすごく基本になって我々の生活は動いている。そして都市部では我々のような地域コミュニティを今から作れと言っても無理なんですよね。だからこの持っている宝をどうやって高めていくかまた維持していくかということ、これ今まで小林議員の方からですね、質問の中で様々な部分が明るみになってきているところでございます。

そんな中でですね、やはり町が町長がトップダウンで、もしくは町主導でいろんなことを進めていく。これもまた違うというふうに考えております。それぞれの立場がそれぞれのやるべきことをですね、力を合わせながら進めていく、こういった中でこれまで進んできているところですが、このやり方ではですね、もうだんだんだんだん維持できなくなるよと、こういう指摘、一般質問だったというふうに思っております。この場でですね、すぐ今ご指摘のとおり町が主導でやるかというところで、すぐやりますというこの答弁は今はできませんが、様々な事例をですね研究しながら、もっと言えばうまくその区組織が、組組織が維持できているやり方という事例があるんですよ。例えばそういった事例を横展開していったら、こういうことだったら負担が減るよねとかそういったことを研究していくということを進めていきたいとは思っております。そして加入者側の考え方、なぜ入らないのかそれとも入れ

ないのか、というところも含めて検討していく。そして何が、負担感があるとよく私も聞きますが、何が負担感であるか。必要性という部分ありますよね。防災のときには必要だ、こういったことがときには絶対この組織に入っていた方がいいよ、というこういった部分もしっかりと出しながらですね地域の皆さんと協議をしていきたいというふうに思っています。

一点、これからスタートというヨーイドンというのはですね、各地域でスタートを切れと言ってもこれ無理なんですよ。例えばですね、町がこれからゼロベースで今の現状からみんなでも考えようよと、町主導ではないけど考えようよと、こういったスタートラインを設置するという事は、これは可能ではないかというふうに考えておりますので、ぜひその辺の宿題をいただきながら共にですね、この議論、順次深めていけたらなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

ありがとうございます。私再三申し上げますけど、町が主導では言っておりません。みんなで考えて知恵を出しましょうと、その機会を早く作りましょうよということですね。これは早い方がいいと思います。私も今、組長なんですけども近隣の組からですね、そういう実態が私見えますので、早くしないと一旦その組から抜けてしまうとなかなかもう入らないということです。私もその組入っているから入らないから、っていう区別はしたくはありませんけども、今の組のやり方区のやり方はそういうところがやっぱり主体となっておりますので、この辺はやっぱりみんなで考えて早めの対応の方がいいと思います。この辺皆さんで一生懸命考えましょう。以上をもって私の質問を終了いたします。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告4番 5番 小林和良君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開は午後1時25分といたします。

休憩 午後 0時21分

再開 午後 1時25分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告5番 8番 小林有紀子さんの一般質問を行います。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

これより、大きく二つの項目について質問をさせていただきます。一つ目は、防犯カメラ設置についてお伺いいたします。近年、全国各地で通学中の子どもたちが巻き込まれる事件や事故また無差別殺傷事件など、生命身体に対する凶悪な事件が相次いでいます。特に登下校中の児童が犠牲となる痛ましい事件は、子どもたちの心に大きな心理的ショックを与え学校に通えなくなるなど、その後の成長段階で大変に大きな影響を与えてしまいます。また、

先日都内の小学校では男性2人が侵入して、先生が子どもたちを守るため負傷された暴行事件がありました。こうした中、防犯カメラの設置を増加し、犯罪の抑止や事件後の検証に活用する動きが自治体で進んでいます。本町においても、限られた財源の中で、防犯カメラの設置や活用方法を再検討し、地域の安心安全な環境作りを推進することが必要と考えます。

一番目の質問として、私は平成30年の6月の一般質問で、町内の各小中学校への防犯カメラの設置を訴えました。そのときは、増穂中学校だけの設置でしたので、その後各小中学校に設置をしていただきました。その後、町内三筋への入口周辺に1台ずつが設置されています。近年の社会状況に鑑み、防犯カメラは犯罪抑止効果や、万が一の事件、事故の解決に有効であります。今後、新たに設置計画を考えているのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。防犯カメラの設置については、犯罪抑止や事件解決の有効な手段として国や県、警察などで設置が進められております。こうした中、町では現在、山間地地域に繋がる三筋の3ヶ所に防犯カメラを設置しており、富士川町防犯カメラの管理運用規定に基づき、適切な運営管理と運用を行っております。今後、町の皆さまからご意見や要望が多い場合は、必要性や効果を検証した上で、設置について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、新たに設置の計画は考えていないけれども、要望が多ければということでご答弁いただきました。現在町として、防犯カメラ設置している三筋の3台でありますけれども、その他、学校校舎とか比較的新しい公共施設にはもちろん、施設に対しては設置はされているわけですが、この三筋の設置以降、この現状の数や設置場所について効果についてなど検証、検討をされたことはあるのでしょうか。これまで要望はなかったのでしょうか。現状で十分との判断だったということだったのかと、今まではだったのかと思ったんですが、その点、今まで要望などはなかったのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。現在防犯用として個別にして設置してある公共のカメラについては、三筋に設置してある3台ですが、その他学校や保育所、児童館など公共施設15ヶ所に防犯カメラが設置しております。また現在、地域からの防犯カメラの設置の要望については、特段要請はあることはありません。今後ですね、こういった犯罪抑止のために、必要な箇所に要望をいただける場合はですね、検討して設置できるかどうかを検証した上で設置したいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

前向きに答弁いただきましてありがとうございます。

それでは2番目の質問ですが、防犯カメラの自治体設置では、個人情報保護等を目的に要綱や管理条例を定め、住民に対してはガイドラインを定める自治体もあります。現在、本町で設置されている防犯カメラの運用管理についてお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。防犯カメラの運用管理につきましては、全国的に個人情報保護やプライバシーへの配慮が重要視されており、多くの自治体で厳格な運用規定を設けております。町では、ガイドラインや運用規定に基づき、適切な管理と運用を行っております。この運用規程では、管理体制として管理運用責任者を防災交通課長、操作取扱者を消防防災担当リーダーと定め、画像の保存期間は49日間とし期間経過後速やかに消去しております。また、画像の提供は捜査機関からの要請や緊急時など、限定的な場合のみ許可しております。今後もこれらのガイドラインと規定に則り、適切な運用管理を継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、この設置規定があるということで、この設置および利用に関して本当にガイドラインをきちっとね、必要だというふうに思っておりますけれども、この三筋のカメラの映像が49日間保存されているということで今お聞きしました。速やかにその後は消去ということで、警備会社の方で管理をされているということですが、これ以外庁舎とか小中学校など、他のところの録画データというのは保存期間というのは同じでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。防犯カメラの先ほど保存期間の49日というのは、三筋に設置してある防犯カメラであります。各公共施設に設置してあるものにつきましては、機器や導入した年度が違い、保存期間に違いがありますので、それぞれ機器に合わせた保存期間を設定して消去するような形となっております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、先ほどの三筋に関しては、設置規定があるということでありましたけれども、このその他に関しては設置規定というのはあるのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。三筋の3台の防犯カメラ以外の公共施設に設置してあるカメラにつきましては、それぞれ警備会社で管理し運用しております。そうした中で管理しておりますので、それに従って画像の保存がしてある次第であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

はい、わかりました。それでは3番目に移ります。空き巣や不審者の出没、迷惑行為など近年都会だけではなく全国的に増加をしております。スクールガードリーダー、眷米駐在所安全パトロール隊や地域のボランティアの皆さま、鰺沢警察署のスクールサポーター、ふれあい110番の家などの皆さまのご協力により、子どもたちの見守りをしてくださり心から感謝の思いでいっぱいです。平成30年のときの私の質問に対して、今後の課題として見守り活動をしていただいている方々の高齢化に伴う新たな担い手の確保、ふれあい110番の家の会員数を増やしていくことが必要であると考えている、との答弁でありました。地域の安心安全を確保するために、事件事故が起きる前に、抑止力として防災カメラを設置することも一つの手段であり、自治会単位で防犯カメラを設置したいという声が聞かれるようになってきました。犯罪リスクの高いと思われるエリアへの設置の見直しと拡充の検討が必要ではないでしょうか。そのためにも、自治会などで設置する場合の考え方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。自治会等による防犯カメラの設置につきましては、犯罪抑止に有効な手段であります。こうした中、山梨県警察では山梨県防犯カメラ設置促進事業補助金制度を設け、自治会や町内会で活用いただけます。この制度は、自治会や町内会が設置する防犯カメラの機器購入費や設置工事費が対象となり、補助率は2分の1以内、カメラ1台につき上限30万円となっております。町としては、こうした制度を積極的に地域で活用していただくため、広報やホームページ、区長会等で周知してまいりたいと考えております。なお、自治会で防犯カメラを設置し、運用規程を策定する際には、町の防犯カメラの設置および運用に関するガイドラインを参考とさせていただくとともに、町としても助言や支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

山梨県の防犯カメラ設置促進事業補助金制度は、県内で地域の防犯活動に取り組む自治会等の皆さまを対象に防犯カメラ設置費用を補助する制度で、この県の補助金制度が本当に知られていません。県警の申請方法など周知、啓発が十分にされていなかったということだと

私は認識しているんですが、今ご答弁いただいて広報やホームページ、区長会で今後周知徹底していただけるということをお聞きして、しっかりお伝えいたいただきたいというふうに思っております。これが、令和4年度から6年度で59団体160台が設置費用が補助されていますけれども、令和7年度の県の申請は4月の24日から7月31日までです。8月以降は先着順というか受理された順で、予算がなくなり次第終了ですから、ぜひ早急に区長会で、ぜひ周知をしていただきたいなというふうに思っております。

再質問ですけれども、全国的には市町村独自の補助金制度を創設しているところも多く、県の補助と合わせて申請できるところもあります。自治会、地域団体、商店街などが対象で防犯カメラ設置等に必要な費用の2分の1、上限20万から約50万などがほとんどです。この平成30年のときにも質問はしましたが、そのときに検討してまいりたいという答弁がありました。本町としても、自治会などへの具体的に補助する考えについてはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。自治会への町からの補助金につきましては、過去に検討していることもあります。現在はこうした県の警察からの補助金が出ていることもあり、そちらを活用していただくことを考えております。そうしたことから、現状では県の補助金を使っていただくように考えているところであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

再質問ですが、私も自治会で設置したいとの要望をいただきましたが、地元の役員さんが困っているのが、費用負担の面と個人情報とプライバシー保護への対応についてでありました。費用負担の部分は今、山梨県の補助制度を使うようにということですが、カメラ映像の取り扱いにおける個人情報保護ですね並びにこの閲覧、提供のルールを整備についてなどの考え方などについては、そういうガイドラインについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。先ほどの地区でカメラを設置する場合の、運用に関する規定等につきましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、防犯カメラ設置および運用に関するガイドラインが町で作成してあります。これは運用規程を作るために、必要な事項が記載されているガイドラインとなります。これを活用する中で、さらに担当から助言や支援を行って、地域でも運用することができる規定を作成していただければと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

それでは各それぞれのところでガイドラインを作成するにあたっては、担当課の方で指導して下さるということで安心をしました。ぜひとも区長会でお伝えいただき、更に町民の方々への周知啓発をよろしくお願いいたします。

それでは4番目としまして、現在一部の自治体では、防犯カメラを内蔵した自動販売機を公募により設置する方式を採用しており、コストを抑えながら防犯機能を高める取り組みとして注目されています。1台の設置に平均50万円かかると言われていますが、この方式では、自動販売機設置業者が防犯カメラ設置費用や光熱費を負担する公募方式です。町の初期費用とランニングコストをゼロにして、さらに行政財産の目的外使用料の収入が入るなど、町や自治会は設置場所を提供するだけで、財政負担なしのメリットがあります。防犯カメラ稼働中のステッカーを併用して、地域の見守り機能を向上させる上で有効な手段と考えられます。本町においても、防犯カメラ付きの自動販売機の公募方式を導入する考えはないか、見解をお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。防犯カメラ付き自動販売機を導入するメリットとしては、設置することが容易であり設備費用やランニングコストを設置業者が負担していただける点があると考えております。一方、デメリットとして、自動販売機の利用者の利便性を考慮し設置する必要があることから、必ずしも防犯カメラの設置効果がある場所に設置できない可能性があると考えられます。こうしたことから、防犯カメラ付き自動販売機の地域貢献の機能を有する販売機の設置につきましては、設置場所によっては有効な方法であると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

設置場所によっては有効ということでもありますけれども、このパネル、ご覧になっていたいて、見守り自動販売機というものでありますけれども、この自動販売機の中に防犯カメラが設置をされております。この町の安全安心を見守るといふ、社会貢献を目的とした見守り自動販売機ということで、この下の方には飲み物の間に実防犯カメラが設置されているというところがわかっていただけるのではないかなというふうに思いますけれども、このもう一つ横左側にあるのは、これは公園に設置されておりました見守り自動販売機で、片方にオムツが入っております。なので本当に公園とかで災害があったときなどにもそのオムツが活用できたりとか、また公園で遊ぶ子ども、親子連れにも急なときにもそのオムツが出せるというような、見守りをしていながらそういうものも出せるという自動販売機になっております。この地域全体で町を見守る防犯活動として民間事業者が開発した見守り自動販売機、これ町の安全安心を見守るといふ社会貢献を目的としています。夜間はわずかな照明環境でカ

ラー撮影が可能です。該当の防犯カメラだと頭上から撮影で顔が見えにくいですが、自動販売機の中のカメラがあるため視線の高さから撮影が可能です。また、視線の高さにあると防犯カメラに気づきやすくなり、実際に夜間の迷惑行為やいたずら行為の抑制効果があり、防犯カメラの画像提供により、痴漢、強制わいせつ、窃盗などの容疑者の特定や犯人の検挙に結び付いているそうです。

再質問ですがけれども、この先日富士川中学校となって、下校時の道が暗い危険だと保護者の方からご心配の声をいただきました。そこで子どもたちが登下校する道沿いや子どもたちが遊ぶ公園など、今設置場所によるというふうに課長からもありましたけど、そういうところに設置をすれば、見守り空白地帯の一部もカバーできるのではないのでしょうか。特に公園は、先ほども言いましたけども災害時の避難場所にもなります。ぜひとも、事業者との連携やこういうモデル地区での試験的導入などを前向きに検討していただけないかお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。公共施設への導入につきましては、今後新規設置する場合、施設の所管課と協議し導入できるか検討してまいりたいと思います。また、子どもたちが通行するような場所という質問もありました。そちらにつきましても、有効な場所がこちらであればですね、先ほど効果については非常に良いものだと考えておりますので、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

前向きに設置に向けていただけるということで、よろしく願いいたします。

それでは5番目として、空き巣や侵入盗などの犯罪を未然に防ぐためには、個人レベルでの防犯意識と対策も重要です。防犯カメラ、センサーライトや録画機能付きインターホン、窓ガラスの補助器具などを自費で設置する方も増えていますが、経済的な負担が導入の障壁となっているケースも多く、全国的には一部の自治体で個人が購入する防犯機器に対して補助金を出す制度も導入されています。本町として個人が行う防犯カメラや機器の設置に対し、補助制度を創設する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。個人向け防犯機器の設置については、近年多発する電話詐欺や空き巣、盗難等に対抗しうる有効な自衛手段であると認識しております。町では、こうした犯罪防止のため、警察と連携し町内放送や広報活動で注意喚起や啓発活動を行ってまいりました。しかし、こうした犯罪が一向に減る気配がない中、個人でできる犯罪抑止として、防犯機器を設置する機運が高まることは重要であると考えております。こうしたことか

ら、防犯機器への補助の内容について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

補助の内容について検討していただけるということですので、しっかり他自治体の事例を参考にぜひ進めていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。この個人の防犯カメラの設置や機器についても、本当にこれからはAIの時代なので、新しい中学校の校舎などにはもうAI搭載の防犯カメラになるかもしれませんが、町内の防犯カメラ設置の拡充や運用ルールの整備を進め、住民が安心して暮らせるまちづくりを町民の皆さまのご協力をいただきながら今後も進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大きな二つ目の質問で、SNSによる性被害防止アプリの活用についてお伺いいたします。一番目として、昨今SNSを通じた性被害が全国的に大きな問題となっております。特にスマートフォンを使った写真動画の投稿や、SNSを介した見知らぬ相手との接触などが子どもたちの安全を脅かす危険性があります。SNSを通じた誘い出しによる性被害は、令和4年度警察庁調査で被害児童の8割以上がSNSからとのこと。こうしたリスクから子どもたちを守るためには、フィルタリングや利用制限といった技術的対応だけではなく、啓発や見守りといった家庭、学校、地域が一体となった対応が求められています。町として、スマートフォンやSNSを通じた性被害を未然に防ぐために、どのような取り組みを行っているのかお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。近年スマートフォンの普及に伴い、全国的にSNSを介した子どもたちへの性犯罪が問題となっております。多くの自治体では、地域と連携した見守り活動や専門家を交えた対策会議の実施など、様々な取り組みを行っているところであります。こうした中、町ではSNSを介した性犯罪から子どもたちを守る取り組みとして、昨年度は町と青少年育成町民会議において、インターネットやスマートフォンの利用に関する青少年の問題と対応についての講演会を、鯉沢警察署から講師を招き開催したところであります。また、町内小中学校の授業として、スマートフォンの利用ルールを学ぶモラル教育や、SNSなどのツールのメリットデメリットを学ぶ機会を設け、児童生徒に適切な利用方法を学んでもらう取り組みを行っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

いろいろ取り組みをしてくださっているということですが、本当にその危険性が増してきておりますので、ぜひこの取り組みをさらに強化していただきたいと思います。

それでは2番目としまして、SNSなどによる性被害やネットいじめなどの危険から子どもを守るために、AI人工知能を活用したペアレンタルコントロールアプリ、コドマモが開

発されています。子どもが持つスマホやパソコンの利用方法を保護者が管理する機能です。このアプリは、子どもを守るという意味でコドマモと名付けられました。子どもがSNS上で危険な画像を撮影、保存した際、AIが撮影データを判別し画像を保護者のスマートフォンに通知が届く仕組みで、子どものプライバシーを尊重しながら安全を見守ることができません。町としてこのようなアプリの存在の使い方について、保護者や教育現場への周知啓発を進める考えはあるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。子どもたちをインターネット上の危険から守るため、ペアレンタルコントロールAIアプリの活用が注目されております。このアプリは、危険なチャットを検知する機能や不適切な画像の投稿をブロックする機能、さらには子どもの位置情報を確認できる機能などが利用できるものが多数開発されております。こうしたアプリについては、子どもを危険な犯罪から守るツールの一つとして有効な手段と考えられます。こうしたことから、保護者の皆さまにアプリの利用について周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

周知していただけるということで、ありがとうございます。このアプリはこちらのパネルにもありますけれども、愛知県警からの依頼で産官学の連携のもと開発されたものです。安心の開発体制、警察や大学との連携で誕生ということで開発されたものであります。今ご説明いただいたように、危険なチャット、AIがお知らせして、性的自撮りをブロックしたり歩きスマホをブロック、アプリを使いすぎるとストップとか、子どもの現在地をチェックするなど、最初は性被害に対する性的自撮りをブロックするところから始まり、いろいろな保護者の意見を取り入れて、今12の項目で活用ができるようになっております。このコドマモは子どもを守るAIアプリということで、子どもがスマホを使うときの心配事を解決するために、大学や小児科医、臨床心理士、警察とも連携して開発されたペアレンタルコントロールアプリということです。このコドマモの仕組みとしましては、わいせつな自撮りが撮影されたらそれがAIが自動感知をして、子どものところに通知をすると親のところにもすぐに通知が行くということで、子どもがそれを削除したらそれが親のところにも通知が行くということになっていると。そして、この犯罪を抑止するところでこれが開発されたわけですが、この保護者と子どもがそのスマホの使い方を通して対話をして、そうやって安全を親子で確認し合うそして通知が来た場合にもそうやって相談し合える、そういう関係を作っていくものであります。このアプリを通して、親子で家族で話し合うことが一番大事なポイントです。何かあったらすぐに保護者に相談できる、相談していいんだと子どもと家族とのコミュニケーションを深めるツールにしていきたいと思っております。

それでは3番目に、現在町内の小中学校では、1人1台の学習用タブレット端末が配布さ

れ、教育現場においても、インターネットとの接触が日常的に存在しています。先ほど宇田川議員も質問をされておりましたけれども、こうした端末を通じたトラブルや犯罪被害を防ぐためにも、安全に使うための教育と技術的な対策の両立が重要です。アプリ、コドマモについて学習配布のタブレット端末においても連携活用が可能かどうか。お伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の小中学校で活用している学習用端末につきましては、フィルタリングやウイルス対策の機能を有するソフトにより、有害なサイトにアクセスできないよう制御されております。このような状況であることから、トラブルや性被害の防止が図られ有効に機能していると認識しており、現在においてアプリの活用は考えておりません。しかしながら、インターネット環境は日々変化していることも事実であります。今後、様々な通信機器の活用が広がっていくことを想定いたしますと、児童生徒自身がICT機器を正しく使用することができ、犯罪の加害者にも被害者にもならない知識を習得することが必要となっております。こうしたことから、子どもたちが正しい知識を習得できるよう、ご家庭とも協力しながら、情報を効果的に扱うスキルの向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

このコドマモを開発した会社が保護者の方へ実施したアンケートでは、子どもたちはLINEなどのチャットツールだけでなく、Googleドキュメントやスライド内でのチャット機能を利用しているとの実態があり、このようなやり取りは先生方の目が届きづらいケースも多く、対応しきれない事例もあると思われまます。また近年は、このタブレット端末を通じた盗撮などにより、子どもが加害者となってしまうトラブルも各地で報告されています。保護者の間でも心配の声が上がっており、万が一の事態に備えて、見守り機能の強化を求める意見が多く寄せられたということで、このコドマモに関しても学習用端末に使えるというふうになっていったそうです。こうした先ほど徹底されていると大丈夫だというお話でありますけれども、本当にこのセキュリティ対策はこれで良しと、課長もおっしゃったように日々変化しているのでこれで良しってということはないということですので、本当に常に危機意識を持っていただいて高めていただいて、本当にこういう新たな民間アプリですね、こういうものも連携もしっかりと検討していくということも、いろんな日々の状況の中で考えていけるのではないかと考えておりますので、ぜひそこも今後検討していただきたいと思っております。今回本当にこのコドマモを通してSNSの対策について質問させていただきましたが、子どもを1人も被害者にも加害者もさせない、先ほど課長も本当にそういうふうにおっしゃってくださって同じ思いであります。被害者にも加害者にもさせないため、そして町長の目指す子育てNO.1の町富士川町として、先進的な取り組みを進めながら、町民の皆

さまとともに安心安全に子育てできる環境作りとしての取り組みを前進させていけるよう、何卒よろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告5番 8番 小林有紀子さんの一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

続いて、通告6番 2番 神田雅也君の一般質問を行います。
2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは通告に則りまして一般質問させていただきますが、今回はドッグランの運営についてということとさせていただきたいと思います。昨年、令和6年6月9日にオープンしました本町ドッグランですが、道の駅富士川の東側芝生広場において、愛犬関連のイベント2300名の来場のおかげもあり、利用者数はこの1年で5000名を超えていると聞いています。またワンパスアプリ、ワンパスというドッグランを使用するためのアプリの登録者数は県内5200件、県外220件と聞いており、非常に利用頻度も高まっていることに町民の1人として嬉しく思います。そこで、令和6年1月25日に行われました。町長の対話集会の資料の中に、ドッグランにおける本町の経済効果は1400万円と明記されていました。本年で丸1年が経過したわけですので、質問をさせていただきます。

それでは一つ目の質問に移りたいと思います。ドッグランによる本町商店街への経済効果の実績について伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質問にお答えします。ドッグランによる本町商店街への経済効果につきましては、具体的な数値の把握にはいたっておりません。しかしながら、昨年6月のオープン以降、ドッグランの利用件数は5000件を上回っております。さらに、ペットと同伴して訪れる方の多くが複数人での利用であることから、延べ利用者数は1万人近くに上るものと見込まれております。また隣接する道の駅富士川において開催された、ベッド関連のイベントには延べ約2300人の参加があり、その参加者がドッグランを利用していることも確認されております。これらの来訪者が、道の駅富士川を含め町内で消費活動を行ったことが考えられるため、町内においては一定の経済効果があったものと推察されるところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

一定の利用者数も伸びているので、5000名を超えていて複数人の使用ということで、1万人を超えているのではないかという推定の中でということ、経済効果があったということでの認識でよろしいですか。そういう中でですね、それはそういう答えになるだろうな

とは思いつながらはいたんですが、実際にですね、1400万円の経済効果を見込んでいるということをおわれていますので、ぜひその算出根拠をまずお聞かせ願ってもよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君、それは再質問ですか。

○2番議員（神田雅也君）

再質問です、すみません。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまのご質問にお答えいたします。ドッグラン整備による経済効果につきましては、令和5年12月定例会の付帯決議におきまして、経済効果の算出根拠の説明を求められたことから、令和6年1月16日の議会全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。今期につきましては、年間予測利用者数から買い物対象者数を約1万4000人とし、町内への経済効果は1400万円と説明させていただいたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

確かにですね、全協で伺ったものもわかっていますがおりますが、そうは言ってもですねそういうものを出されたのであれば、それに基づいた中で実績を出していただけるものと思ったので、こういった質問をさせていただきました。

それでは二つ目の質問に移りたいと思います。今後のドッグランの利用者数の増加策について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまのご質問にお答えします。町では、人と動物との共生社会の実現に向けて、ペットフレンドリーなまちづくりやペットツーリズムを推進しております。これらの一環として、ドッグランをオープンしたところ、現在まで多くの利用をいただき、飼い主同士の交流の輪も広まるなどにより、施設利用者が増加しております。こうしたことから、今後も、道の駅富士川と連携しながら、町の公式SNSなどを活用した情報発信を行い、犬の登録や狂犬病予防接種の際にチラシを配布するなど、施設の更なる認知度向上に努め、より魅力的で快適な利用環境の整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

利用者数増加というものがですね、非常に多分ドッグランを使っていくまたこの町に経済効果として落としていくためには、そういったアプリなんかもかなり必要になってくるのか

などと思います。そのアプリのですね、登録者数を増やすこともこの町の経済効果に繋がると
思いますし、ドッグラン、もっともっと賑やかになっていただければですね、道の駅周辺か
らでもいいので賑やかな町になっていただくことが、この町の賑わいの一助になると思っ
ておりますので、ぜひですね狂犬病ワクチンの接種のご案内などにですね、QRコード、ワン
パスのQRコードなんかをつけていただいて発信していただく、もしくはそういったものを
他のお店とかでやってるところにですね、どんどん表に出るような形でやっていただければ
いいのかなと思うんですが、そのQRコードの活用というかですね、どういうふうに考えて
いるか教えていただきたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君、再質問ですか。

○2番議員（神田雅也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまのご質問にお答えします。既にQRコードが付いたワンパスのチラシがございます
ので、このチラシを最大限に有効活用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

もう1回再質問させていただきますが、そのワンパスのチラシを今後ですね、狂犬病ワク
チン接種のご案内なんかに入れて配布していただけるということによろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

町民生活課長 芦澤晶子さん。

○町民生活課長（芦澤晶子さん）

ただいまのご質問にお答えします。先ほども答弁いたしました。犬の登録や狂犬病予防
接種の際にチラシを配布するなどして、利用向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

それでは三つ目の質問に入らせていただきたいと思います。ドッグラン利用者の本町商店
街への今後の経済波及策、施策について伺いたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在町ではワンパスを活用し、ペットと同伴可能
な店舗の登録を進めており、ドッグラン利用者の利便性向上と地域内周遊の促進を図ってい
るところでございます。こうした取り組みは、商店街をはじめとする地域経済への波及効果

が期待されるものと考えております。今後は、同伴可能店舗の更なる拡大を図るとともに、道の駅富士川で行われるベッド関連のイベントと連携しながら、町内への誘客と賑わいの創出に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

では本町がですね進めるペットフレンドリーな、町長がおっしゃいますペットフレンドリーなまちづくりっていうものが、本当の意味でペットと共生するシステムが構築される。そしてまた本町が商店が経済が一層充実するというものを願っておりますので、ぜひまた進めていただければありがたいと思います。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告6番 2番 神田雅也君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時26分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告7番 9番 齊藤欽也君の一般質問を行います。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

それでは通告に沿って一般質問をしていきたいと思っております。今日の一般質問はですね、町政に関わる事柄で、今日の最初の鮫田議員のときにですね、望月町長は次の町政も担っていききたいということも表明されました。そういったことも念頭に置きながら、少しいくつか質問したいなと思っております。

まず最初に、出張現場でトークミーティングということについて質問したいと思います。今年の1月に、さっきの出馬表明ですか、そのときにも現場主義ということでおっしゃっていたように、1月に町政懇談会を行いました。ここでは町の現状とそれとこの間進めてきた町政について、町民に説明しその理解を得るとということが目的だということで行われたんだろうというふうに私は認識しております。しかしながらその後ですね、今回まだ最近ですけども改めて7つの地域で開催されました。その前には議会も実は議会懇談会予定してましたんで、やらせていただいたわけですけども、これまでこれだけある意味短期間にですね、繰り返し町政懇談会というのは行った例はありませんので、なぜそういった形を今回あえて取ったのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回実施いたしました、町長が行く出張現場でト

ークミーティングにつきましては、町の皆さまとの対話の機会を創出し、直接地域に出向くことで町政やまちづくりに対するご意見ご提案を広く聴取し、今後の町政運営に活かすとともに、対話と現場主義による協働のまちづくりを推進することを目的として開催したところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

町長がですね自ら、町民のいるところへ赴いて対応すると。その中で出た課題を受け止めながら町政を運営していくとこういう言い方って、私は非常に良いことだろうと思います。できれば、年に何月、毎年何月の何月という中でやっていただければいいんですけども、今回非常に短い期間にやられたということで、ちょっと違和感を覚えた。というのは、今回第三次総合計画作るにあたってタウンミーティング、各地区で行いました。それをもとにして総合計画を作ったと、だからそこでも町民の意見を聞いている。そこでちょっと振り返ってみたいんですけども、中学校舎、新しく新築することに決定して既に工事も議会の議決を経て進んでるわけですけども、町長が就任した当初、中学校どうするかということで何回か体育館やいったところに対話集会を行いました。これが令和4年度だったと思うんですけども、4年度から始まって最終的に令和5年の11月でしたかね、ここの総合会議で町長は改修とかいろんな意見もあったようですけども、新築にしようということを決められたんですけども、これについては確か私の記憶としてはそんなに大々的、に皆さんに直接こうしますという説明をしたという記憶はなかったんですけども、それと比較していくとちょっと今回異例だなという感じがしています。もし何かお答えがあればお伺いします。しなければ、ないしなしということで結構であります。再質問です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君の質問は、今回の7地域での開催目的とありますが、今の質問はその通告とは違っておりますが。

○9番議員（齊藤欽也君）

議長が違うというのであればそういうことだろうと思います。そういう意味ではあえてこれはちょっと違和感を持つというところで留めておきたいなと思います。

次に二つ目の質問にちょっと移りたいと思います。各財政的措置、指標においてですね、これがタウンミーティングに参加した人たちは皆さん持ってらっしゃるわけですけども、ここで丁寧な資料を示しながら、町の財政は非常に厳しいんだよということを言っているわけですけど、ただ私は一方で、確か町長は前町政118億円の借金があったということが、やっぱりこれは非常にネックだというような表現をされていたと。ただ、そういう中でですね私ちょっと疑問に思ったのが、118億円の中には35億円の体育館というのが実は含まれたわけですね。これは前町長がいろんな事情があって撤回したと。だけれども今回それはそれでも非常に厳しいんですけども、そこへいろんな理由があります。中学校の建設費でね、子どもたちのために、あるいは子どもたちが新しい教育現場で非常に良い学習環境のところでできることは重要だとか、あるいは一体感を持つためにとかいろんなことあるんですけども、

これをしたと。建設を決定して、実際進めているということを考えたときに、この財政が厳しい厳しいと言っていることについて、厳しいと言ってるんだけどその厳しいといった、一体何を指しているのか。聞いているとちょっとよくわかんない。そこんところについてお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。町の財政につきましては、様々な指標がありますが、今回の出張現場でトークミーティングにおいては、将来負担比率に着目して説明をいたしました。令和5年度決算における将来負担比率は61.7%であり、県内では3番目に高い比率であり、将来町の財政を圧迫する可能性があると言われていたことから、財政が厳しい状態にあると説明したところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

厳しいということで、町民からすると大変なんだなということはわかるんだけど、いろんな数字が出されてこれが大変だって実際何だろうかということは、なかなか私もわかりづらいなというふうに感じました。厳しいということは、要するにこのときにも出たんですけども、町長は消滅自治体というお話をされました。これ知ってますかという。私が議員になってもう20年近く前ですか、これを聞いて本当に驚いた。しかも夕張の話もあったんでダブルパンチで危機感を持ちました。ですから、当時なりたてのころでした、一生懸命財政勉強して、それなりにはわかっているかなというところまでしてきましたけども、要は厳しいっていうのはやっぱり持続可能な、この後にも質問ちょっと行きますけども、持続可能な町を運営していくということを考えたときに何かしていかなきゃいけない。これは財政の縮小なのか収入を増やすのがいろんな手立てあるんだけどということだと私は思っています。

そこで三つ目の質問に移りたいと思います。持続可能な町を目指す、町長はトークミーティングですか、おっしゃってたわけですけども、持続可能な町とは一体何なんだろうかなというのは、さっきの消滅自治体の話のときに、これはもう資料を見ればどこでも出てくる話なんですけども、出生率あるいは子どもを産める、あんまりこういう表現するとあの差別って言われるかもしれないけど女性ですね、年齢の減少率ということが一つの大きな指標になると。これはもちろん言うまでもなく人口減少すれば財政の収入も減るし、あるいは町を運営していく人たちの数も減るし、人口が減れば当然地方交付税も減ると。いろんな意味で歪みが出てくるから、この子どもの出生率ってのが非常に大きな問題になってるんだと思うんですけども、この持続可能な町を目指すというときに、何を実際どのように目指していくか、その内容についてお伺いしたいなと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の出張現場でトークミーティングにおいては、持続可能な町を目指してをテーマに説明をさせていただきました。2014年に日本創生会議が発表した報告書では、2040年までには日本の自治体の約半数が消滅する可能性がある」と指摘され、本町も含まれておりました。これは様々な要素からの指摘ではあるものの、地方の人口減少が著しいことが大きな要因とされ、本町の人口推移につきましても、当該報告書で予測された傾向とほぼ同様の推移で減少しているところであります。こうしたことから、将来の世代にとって魅力的な町になるため、町の皆さまが安心して暮らせる環境を整え、地域の活力を維持向上させるとともに町政財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。要は持続可能な町というのは町がなくなるわけじゃないしもちろん、人口が減ることによって今、この町が今現在やっているサービス、直接は行政にとって大事なこのサービスが維持できなくなっちゃうよと。できなくなるときどんなことが起こるのかなと具体的想定すれば、こないだちょっと隣町例に出しても失礼なんですけど、ゴミ袋の問題で値上げをしたと。わずかな金額ですけれども。例えばそういったことをやっていかざるを得なくなっちゃうっていうことが、一番具体的には考えられる。消滅自治体というか、消滅するわけじゃないけど、自治体がだんだん衰退していくことだから。近年、最近こないだも議員研修で自治会館でちょっと研修を受けたときに、講師の方が夕張市は今も変わってませんと言われて、正直私びっくりしました。あれから17年ぐらい経つのかな。2007年ですからかなり経ちます。びっくりしてちょっと見たらやっぱり変わってなかったんで、さらに驚いた。そのとき先生だったかな、他の話もあったんですけども、要するに今人口減少はしゃあないんだよと、ある意味。ちっちゃいパイを隣町で奪い合っても仕方ないんだと。むしろ大事なことはその町の経済的な状況、例えば国で言うとGDPに匹敵するような、そういった数値が上がっていく、そして町が住みやすいところが一番肝心なんだよ。だからなんていうか、子育て支援みんなやってるこれも競争でやってます。もちろん来てくれるようにすることは大事けれども、そこにばっか目が行っちゃいけないんじゃないかっていう。これは提案だったのかな、されたんで非常に記憶に残ってますけれども、持続可能な町ってのはやっぱりそういったことも含めて考えていくということが私は重要なんだろうと思います。

次の四つ目の質問に入ってきますけれども町政運営ということで、市川三郷町、ちょっと方向性の違いということが、実はここで言っているかどうかちゅうのをちょっと差し障りがあるかなという気もしないでもないですけども、違いに言及します。平たく言うと市川は緊縮財政でやっていくという方向性。それに対して全体の流れから言うとですよ、町長は町の未来に向かっての投資をやりながら、町民の気持ちをアップさせながら縮こまるんじゃないで、積極的にお金を使うわけじゃないですけども、そういった形の方向性だというようなことを多分、大雑把に私は言ったんだろうなと理解していますけれども、その辺についてもうちょっと具体的に内容があればお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。市川三郷町と富士川町の財政の厳しさは、どちらも厳しい状況は変わらないものと考えております。本町では財政の健全化を図るため、事業の見直しや必要性、有効性の検証を行うとともに、事業を継続させるため、ふるさと納税や企業版ふるさと納税といった収入の増加を図ることを選択したところでございます。事業の見直し必要性の検証はもちろんのこと、ふるさと納税等の収入を増やすことで、事業を廃止するというような考えではなく、事業を継続させるという選択をしたということが違うべきではないかと考えます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

これは質問でもないんですけども、今当然ふるさと納税の話が出てくるんだろうなと思っていました。経過からというか、私ふるさとのうちにたくさん集めてるよって話、確かに前年度と比較すると2.5倍なってるんで間違いなくこれはね事実としてある。他のとこどうなんだろうなと思って、実は県内のふるさと納税ランキングっていうのを調べて一覧表にわざわざ作ってみました。作った結果から言うと、多くが平成28年を契機にふるさと納税というものに着目して、少しずつ努力したと増えてきた。決定的に変わったのが、元年のいわゆる納税者の手間ですね、ワンストップ、いや納税者はあまり手間かけなくても利用できるよっていう制度ができてぐぐっと伸びていったと、これが事実なので。うちの町はそういう意味では、令和元年以前はなんだかどうするも平成30年ごろから1億円近く、前後あるにしても来てたんですけど、令和5年にちょっとぐっと大きくなったと。これは令和5年ですからまちづくり公社は活動してないという時期だろうと思います。市川どうだったんだろうって実はびっくりしたんですよ。市川ね、令和元年4億集めてるんですよ。4億円、ただし市川その後ずっと3億円半ば、推移していると。峡南地域は皆さんどうもやる気がないようで、ほとんどゼロに等しい、ずっと変わってないほとんど。郡内が全体的にいうと、実はうんと伸びた時期があるんですけども、令和元年ごろからぐっと郡内伸びたんですけども、現状はほとんどのところ横ばいになっちゃったと。ですから、売るもの、工夫、いろいろあるんだろうと。私達がふるさと納税ということで茨城県の境町、町長も行かれて見学して、あそこ100億近くまで一気に上げたんですけども、あそこは本当に極端で上がったですね。40億ぐらいを前後してたのが一挙にある年ドーンとといったと。ここに何があったのかなと、今思えば勉強して何でそうなったのか聞きたかったなと思うんですけども、当時はそんなことあんまり知らないでほほんとして行ってしまったという現状もあって、これは町民のお金使っていつてるんで失礼なことだったなと、今反省しておりますけれども。やっぱりふるさと納税ってある意味限界があるんだよということも、やっぱり踏まえていかないと。町長はね、町民に向かっては夢を持ってもらいたいということもあるでしょう。10億、20億ということを語られてはいるけれども、そこにはやはり限界が必ずあるんだとというこ

とを踏まえていくと、あんまりふるさと納税ばっか頼ったような、頼ってるとは思いませんけども、それをあてにした事業計画っていうのは、やはりちょっと行政側としては考えるべきところではないかなというふうに思います。ですから、市川三郷との違いっていうのは、答弁にもありましたし私もしていただきましたけども、決してね、市川でやってることは私は間違ってると思わないし、そこに少し色をつけるかつかないかという違いだろうと思ってます。ですから色の付け方、ここが空飛ぶクルマ社会というかに注目するのか、何に注目するのかっていうことがあるんでしょうけども、ただ基本は堅実な住みよいまちをつくるということが基本になるだろうと、そういう形でしっかりした町政をしていただかないとならんだろうというふうに思います。もしそこで町長の方から何かご意見があれば、一言だけお伺いしますせっかくですから、再質問です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君、再質問ですか。

○9番議員（齊藤欽也君）

再質問です。

○議長（堀内春美さん）

町長 望月利樹君。

○町長（望月利樹君）

ただいまの御質問にお答えいたします。税収を増やしていく、そして財政もしっかりと緊縮財政を取りつつも事業をなるべく止めない、町民サービスを減らさないという視点の中で、増やしながらしっかりと堅実な運営をしていくということで、町政の舵を切っているつもりでございます。お隣の市川三郷もですね様々な苦勞をしてですね、今財政運営をしている。隣の町のことに言及するつもりはありませんが、うちの町もですねしっかりと財源をですね確保していくということ、これふるさと納税ばかりに、議員指摘のように頼っていくつもりではございません。このふるさと納税を短期的な、その政策のための予算を確保するための一つのツールとして考えているんです。そこで得たお金を原資に堅実な、例えば人口減少対策ですね、子育て支援を行うことに、その他子育て支援に投入することによって堅実なその人口減少対策が見込まれる、もしくは企業誘致のための資金に使っていく、もしくは先ほどご指摘があったドッグラン応援をしていただきましたが、ドッグランとかああいう賑わいをつくる事業ですね、リバーサイドパーク計画のところにお金がない何も事業できないしかながらそうやってふるさと納税という原資を使って着火剤的な形で政策を展開していく。そうすることによって、安定的な収入が得られるような、種をまいているというのが今の状況でございます。ふるさと納税制度がこの後ですね、ずっと続いてほしいんですが続くとは限りません。ですからその辺も議員からのご指摘も重々踏まえていながらですね、今ある制度を全力で活用しながら、また他の先進事例をですねしっかりと勉強しながらいただける納税はしっかりといただいていきながら、それをもとにその安定的な税収増ということですね、仕掛けていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。ただ、町民からこんな意見もあるということだけは念頭に置いておいて欲しいと思うんです。例えば、今度スケートボードされる、人が集まることはいいことだろうと、だけでもあんまりお金をかけるなよと。町民からよく出るのが、例えば公共交通システム、移動手段ですよね。これもっと何とかならんのかと。私はこっちの方がむしろ切実な話で、そういったところにこそもっとお金をかけたまちづくりと、本当に住みよいまちづくりはそういうことだと思ってるんですよね。高齢化してるんで、そういった意見が多いということをやまずは指摘して、大きい一番の質問は終わりにしたいと思います。

続きまして二つ目、大きい二つ目に移りたいと思います。防災対策の取り組みということで、一つ目は浸水想定地域の浸水指標の設置についてと。これどういうことかといいますと、こないだもちょうど町の美化運動がありまして、私も用事はあったんだけど早めにちょっと長沢地内を歩きました。そのときに電柱に5mって書いてあってびっくりしたんです。実は確か以前5mじゃなかったよなと、もっと低かったような気がしたんだけどなと。これ、八幡神社っていう神社の境内に近い場所だったんで、余計びっくりしたんですけども、そのときに、ところで5mって一体どこどこだろうなと思ったら、何にも印がないと。よく市川大門駅を使うんでいくんですが、そこには7mとかだったかな、ここがそうですよって言ってラインが引いてあるんですね。テープなんかラインなんか、別として。それがなかったということで、浸水の深さの標識は書いてあるんだけど、実際にどんだけかわかんないと。そのときに思ったのは、やっぱり実際にイメージできなければ、皆さんも危機意識を持たない。防災意識ってのやっぱりねみんなの意識を持つ、意識を持たすにはどうするのかということが大事なんで、そういった形での広報活動をやっついていかないとならんだろう、改めて。実際に目に見えるっていうことがやっぱり大事なんですよね。これやっついていないのはなぜだったのか、なんでこれまでやってなかった、これからどうするのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。浸水想定地域への浸水指標の設置につきましては、水害よるリスクを把握し、水防災に対する意識の向上を図ることを目的としております。この取り組みは全国的に広がりを見せており、多くの自治体で電柱や建物壁面への表示板設置が進められております。町では令和4年度に想定浸水深表示看板の作成および35所の設置を行ったところであります。なお、本年度計画に基づき一部の看板を現行のハザードマップに合わせて更新することとしております。これにより、最新の浸水想定に基づいた情報提供を行い、地域の防災力向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9 番議員（齊藤欽也君）

再質問をお願いします。今標識の話が出たんですけども、この例えば電柱のですね、ここに

何か線を引くとかテープを巻くとかそういったことも含まれているということで理解してよろしいのかな。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。他の市町村では、浸水指標の表示を実際の高さに設置し、浸水の位置をわかりやすく表示しているところもあります。本町の浸水表示は電柱を使用し、目線の高さに文字で浸水の高さを表示しております。この表示は、電柱の高さによることなく設置できる場所でもあります。本町において、浸水の高さが電柱の表示できる高さを超えているところもあります。しかし災害に関わる表示ですので、わかりやすい表示となることが望ましいことから、今回の更新において、可能な範囲で表示方法を見直せるよう考えております。以上となります。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

要するに実施するということによろしいでしょうか。一言だけお願いします。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。ただ可能な範囲で表示できるよう、検討していきたいと思っております。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

防災っていうのはやっぱりイメージ、多様な場面を想定したイメージっていうのはやっぱり非常に大事になるんで、私もそんなにイメージ豊かな人間じゃないですけども、時々講演会なんかで防災の話が出ていろんな話、そうなんだと思うこといっぱいあります。これは多分皆さんもそうだろうと思う。あの経験した人の話って、非常にやっぱり大事でだからイメージ湧くような活動をですね、いろいろしていただいてそれを町民に、意識の中に広がるような形でしていただきたいなと思っております。

さて、それでは二つ目の質問、最後になりますけれども消火栓の話です。これは町政懇談会するときにも出た話ですし、議員懇談会の中でも長沢地区では出ましたんで質問させていただきますけれども、実践的な消火栓を使った消火活動訓練の実施についてと。内容的に言うと、実際にはこの前だと9月1日前後に防災訓練やってるわけですけども、そのときにですね、私達もかつてはですね、消火栓ホースを繋げて実際自分で消火水ひねって放水訓練をやった訳ですね。何人か女性も交代しながら経験すると。それが実は私が住んでる私の最勝寺の方の住まいで火事があって非常に役に立ちました。あの、地下式だったんだけども繋げていち早く持ってって消火したんで、隣のうちの壁がちょっと焦げる程度で済んだ。最近消火栓を

開くということが駄目だよってことは実は私も言われていて、その理由ってのが下流域、水道の下流域が濁ってしまうから、濁りが収まる時間かかるということなんですけれども、町政懇談会質問された方に町の方でも回答書、具体的にこうしてこうしての案も含めた回答書を出されているというのも伺っておりますけれども、やっぱり実践的なことってのは非常に大事で、私が身をもってそういった火事にあつたという経験もあって、それが非常に役に立ったと。消防団活動している方はもちろんある程度できるけど、だんだん高齢化して経験者も少なくなってきて周辺に。ですから多少のね、その水が濁るという不便さはあっても、やはりある程度なんでこういった訓練ができるような措置ってのは取れないのかどうか。あるいはするべきではないかと思うんですけども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。消火栓を使った訓練については、非常時と同様の訓練ができることから、地域住民の練度の向上に繋がることは理解しております。しかし、消火栓により大量の水を使用することは、地域によっては広範囲に赤い水が発生するなど、付近の方々にご迷惑をおかけする可能性があるため、原則として緊急時以外の使用を控えております。こうしたことから、町では消火栓を使用しない形での防災訓練の実施を推奨しております。具体的には、水路をせき止めての可搬ポンプを使用した消火訓練や消火訓練用水槽、防火水槽を活用した訓練水をし、使用しない形での消火栓接続訓練など、これらの訓練も消火栓からの放水を行う行わずとも、同程度の効果が期待できるものと考えております。今後も、地域の防災力向上と安全な水道水の供給の両立を図りながら、効果的な防災対策を推進してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

答弁がこれまでと同じなんで、同じ答弁いただいたわけですけども、やはりねいざというときのための訓練を、私毎年同じことをやれとは言いたくないです。毎年、でも何年かに一度ぐらいは実践的な訓練というのは、地域を分けながらも何でも、あるいは日常生活に多少、確かに水が濁ることが影響するんですよ。水飲むにしても、米を研ぐにしても、影響するんだけど、やっぱりそこはね町民にも理解を得てやるべきだ、やれるような体制を作るべきではないかと思えます。やはり町民も馬鹿じゃないし、皆さん防災意識があります。町からこうこうだというちゃんと事情も説明してやれば、これは決して理解の得られない話じゃないんだろうと思えます。どうかその点を踏まえて、今一度防災活動および訓練についてですね、当局の姿勢というのも考え直していただきたいなということを最後にお願ひして、私の一般質問は終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告7番 9番 齊藤欽也君の一般質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼、ご苦労様でした。

散会 午後 3時03分

令和 7 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 0 日

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 報告第 1号 | 令和6年度富士川町一般会計繰越明許費の件 |
| 日程第 3 | 報告第 2号 | 令和6年度富士川町水道事業会計予算繰越の件 |
| 日程第 4 | 報告第 3号 | 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 5 | 報告第 4号 | 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 6 | 報告第 5号 | 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 7 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 8 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 9 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第10 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町一般会計補正予算（第9号）） |
| 日程第11 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第12 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）） |
| 日程第13 | 議案第46号 | 富士川町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第47号 | 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第48号 | 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 宇田川 朱 恵 | 2番 | 神 田 雅 也 |
| 3番 | 依 田 誠 司 | 4番 | 深 澤 一 幸 |
| 5番 | 小 林 和 良 | 6番 | 秋 山 仁 |
| 7番 | 望 月 眞 | 8番 | 小 林 有紀子 |
| 9番 | 齊 藤 欽 也 | 10番 | 青 柳 光 仁 |
| 11番 | 鮫 田 洋 平 | 12番 | 井 上 光 三 |
| 13番 | 堀 内 春 美 | | |

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

| | | | |
|---------------|-----------|-------------|-----------|
| 町 長 | 望 月 利 樹 | 副 町 長 | 早 川 竜 一 |
| 教 育 長 | 樋 口 和 仁 | 会 計 管 理 者 | 深 澤 千 秋 |
| 政 策 参 事 | 山 形 謙 一 郎 | 政 策 秘 書 課 長 | 渡 辺 成 昭 |
| 財 務 課 長 | 井 上 誠 | 管 財 課 長 | 長 田 博 幸 |
| 税 務 課 長 | 大 久 保 公 生 | 防 災 交 通 課 長 | 西 川 修 司 |
| 町 民 生 活 課 長 | 芦 澤 晶 子 | 福 祉 保 健 課 長 | 中 込 浩 司 |
| 子 育 て 支 援 課 長 | 小 林 喜 文 | 産 業 振 興 課 長 | 望 月 奈 緒 美 |
| 土 木 整 備 課 長 | 井 上 勝 彦 | 都 市 整 備 課 長 | 杉 田 進 |
| 上 下 水 道 課 長 | 依 田 文 哉 | 教 育 総 務 課 長 | 小 林 恵 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 齋 藤 栄 治 | | |

5 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 依 田 正 紀
書 記 井 上 鮎 奈

開会 午前10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に相互に挨拶を交わします。起立願います。
相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和7年第2回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の
会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。

なお、議案第46号の条例制定案件については、お手元に配付しました、議案付託表
のとおり、所管の常任委員会に付託します。

質疑の回数は富士川町議会の申し合わせのとおりといたします。

議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 報告第1号 令和6年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第3 報告第2号 令和6年度富士川町水道事業会計予算繰越の件

日程第4 報告第3号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第5 報告第4号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出に
ついて

日程第6 報告第5号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の5議案は報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから報告第1号から第5号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

では、質疑を行わせていただきます。まず報告第1号、令和6年度富士川町一般会計繰越
明許費の件なんですけれども、こちらタブレット3ページになりますが、委員会等でちょっ
と理由を聞いたものもあるんですけれども、それぞれ繰越明許をする理由をお伺いいたしま
す。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。それぞれということでもありますので、まずですね物価高騰対策給付金事業であります。対象者の把握に不測の日数を要したことや対象者への補助金の給付、支給年度を超えて支給をすることとなったことに伴うものでございます。

2つ目の中山間地域総合整備事業につきましては、県営中山間地域総合整備事業の平林圃場整備において、用排水を河川に放流するための河川協議に不測の日数を要したことによるものでございます。

3つ目の経営体育成基盤整備事業につきましては、県営の経営体育成基盤整備事業、ゆずの里地区というところでございますが換地計画の原案図の作成において、地権者との調整および同意に不測の日数を要したことによるものでございます。

続きましてリニア側道整備事業であります。JR東海との協議に不測の日数を要し用地交渉に遅延が生じたということでございます。道整備交付金事業につきましては、物価高騰に伴い、使用二次製品が受注生産となっております。資材等の納入に不測の日数を要していることにより当初予定していた工事に遅延が生じたことによるものでございます。

続きまして、富士川いきいきスポーツ公園整備事業であります。富士川いきいきスポーツ公園は河川にございますので、河川管理者との協議および重複工事との調整に不測の日数を要したことによる繰り越しでございます。いずれの繰り越しにつきましても、以前ですね議員からご議決をいただいておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい、了解いたしました。次にですね、報告第5号ですね、一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出についてです。こちらがタブレット49ページもしくは53ページになるんですけども、昨年度と比べまして入場者数、あとそれに伴ってということでチケット販売数も相当数伸びているんですけども、この要因についても何かあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。昨年度につきましては、合併の15周年の記念事業ということで、大きな事業を多く展開をしておりました。そういう形で利用状況の方が増えているということでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

はい。そうしますとタブレットの62ページの方の予算で、令和7年度の方はやっぱりこ

のチケットの売り上げ見込みっていうのが前年度より減少していますけれども、これは昨年度は15周年が多くて、今年度は公演数が少なくなるということで良いでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。議員お見込みのとおり、昨年度より大型の事業が少ないためでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

同じく一般社団法人ふじかわの経営状況なんですけれども60ページになりますが、まちな本棚をしてらっしゃるといってこれ昨年もやってらっしゃったかと思うんですけれども、こちらの利用状況とかあとニーズとか町民の方の声とか、もしあれば教えていただければと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑内容につきましては、手元に資料がございませんので後刻報告をさせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありますか。

3番 依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

はい。報告第3号の株式会社ふじかわの経営状況に関する書類の提出についてのちょっと質問ですけど、細かいことは抜きにしてお話したいんですけど、つくたべかんですけど毎年同じくらいの1000万ぐらいの赤字が出てます。これは聞いてることによると、過疎債を借りているのでいろいろにできないというようなことを聞いてるんですけど、せっかく道の駅富士川1800万ぐらいの利益を出してるんですよ。多分、過疎債で前に聞いたときには過疎債を借りてるといろいろ制約が多いと。だから一度あれですかね、一括で返すってことはできないんですかね。返してそれをまた借り入れをする。それが法令上無理であればしょうがないと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えいたします。過疎債を充当して施設を建築したということでございますが、過疎債自体は当初12年の償還になっております。その償還というよりもですね、その他の補助金の関係の適正化法ということがありますので、そちらで利用の方が厳しいということでもあります。やはり補助金適正化法というのがしっかりした法令、しっかりしたとあれですけど語弊がありますが、法令でありますので築何年、例えば鉄筋コンクリートか何かだと思っておりますので、50年間はその補助金に縛られるということでございます。ということでもありますので、その補助金が終わらない限りは、基本的には今の現状の形で運営をしていくということになります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問です。50年ってことは、耐用年数っていう考え方ですよ。鉄筋コンクリート大体50年ぐらいだと思うんですよ。時代も変わるし、ふじかわの株式会社なんですよ。だからその辺は今言われたとおりだっていうことになればそうなんですけど、もう少し調査研究してよく言われるように、国の方にも働きかけてせっかくこれだけの利益を出してくれるとこってのは、うちっていうかこの町でも少ないと思いますよね。いつも補助金、補助金、ふるさと納税は別としてやってるんで、そういう面でちょっと勉強をしてみてください。決してつくたべかんを潰せという意味じゃないんで、利用方法をもう少しふじかわに完全に委任できるような形にさせていただきたいということです。わかりました。次は、すみませんタブレットのページ言わなかったですね。タブレット9ページでした。先ほど、申し訳ありません。これは聞けばわかるって言われればもう終わりなんですけど、やっぱりつくたべかんにお客さんを呼ぼうっていうのが、次のページになります、すみませんタブレットの24ページ、すいませんさっきちょっと飛んでました。さっきのがタブレット9ページです。タブレット24です。ちょっとすいません、ページを間違えてますね。すいませんちょっと時間がかかるんで、次に移ります。はい。申し訳ありません。ちょっと自分のメモしてたところが、間違っていました。

次は報告第4号のふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出についてですが、まちづくり公社で42ページです。補助金が昨年も1200万ぐらいありますね、それで今年度、令和7年度も予算が1200万ぐらいになるんですけど、これだと売り上げが上がってないってということになりますけど、その辺はどういうふうに考えてるんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまのご質疑にお答えいたします。補助金につきましては何か事業をするという補助金という部分ではなく、公社に職員がおりますので、その人件費等の部分が大半の補助金の内容担っているところがございます。ですので、事業を講じて利益を生むための補助金という考え方にはなっておりませんので、補助金が変わらない計上をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

再質問ですけど、いや、事業が上がれば補助金が減るんじゃないですか。収益が出れば補助金が減るって普通の、経済で考えればそうじゃないですかね。補助金がずっとって同じってというのは、おかしいんじゃないんですかね。だから収益を上げれば、わかりますよね。収入が増えれば補助金の分は少し少なくなると、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

議員のおっしゃるとおり、収益が上がった場合町から出るお金の方は減るという考え方にはなるんですが、まだまだ公社の方で稼ぐことが、道の駅富士川のような利益が上がっている状態ではありませんので、今後上がるような事業展開を今後していくという部分で、今年度の7年度の補助金は人件費等に充てるための計上をさせていただいたところ以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

言ってることはわかるんですけどそれでは、もう一つだけ質問します。一応事業の事業計画ってありまして、借り入れをしてどのくらいで返済するとか、そういうのがあると思うんですけど、一応見込みの黒字化はいつくらいを考えていますか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

全ての収支のという黒字化という考え方があれなんですけど、昨年度の決算でも収支で18万という少ない額でありますけど黒字化というような、決算上の会計上のものをものをさせていただいたところでございますが、議員のおっしゃる補助金が出ているうちは黒字じゃないというような考え方であれば、その部分のものが黒くする全てなくすというような考え方になると、もう株式会社として独立をして町の職員も全ていなくなるというところまでいかないと、その議員のおっしゃる黒字化、補助金なしでいけるというような団体になるところまで行くということになりますので、ここであと何年でそれができるかというのはちょっと申し上げられませんが、それを目指して公社を作っておりますので、それになるべく補助金が投入しない団体になるように事業展開をしていただくことを考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

依田誠司君。

○3番議員（依田誠司君）

それを言いたいのはこれ株式会社なんで、そこを言いたいんですよね。何のために株式会社を作ったかわからないと。株取り会社じゃないんで、その辺をこれ公社の方また聞いて、公社の方には計画はあると思うんですけど、その辺が馴れ合いになったらいけないと思うん

ですよね。努力はしていると思います公社も、町の方も努力はしていると思いますけど、ただお金を渡せばいいってものではなくて、株式会社ですからちょっと言い方えげつないかもしれないですけど、やっぱし利益を出すって社会に貢献する。もっと言うと、利益を出して税金を法人税を払うっていうのが株式会社の使命だと思いますんで、その辺を間違いなく肝に銘じておいてください。以上です。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それではちょっと質問をさせていただきます。ページのですね5ページ報告第2号、令和6年度富士川町水道事業会計予算の繰越の件ということでございますね。これ繰越が2件あります。まず一番上の八幡ポンプ場場内配管改良工事、これが遅れているので繰越をすることなんですけども、説明の中にですね流量調整弁等の特殊機械装置が受注生産であり、相当な日数を要するためということが書かれてるんですね。受注生産だから遅れていたの予定よりも、予定どおりできなかったということだと思っんですけども、よく皆さん使われる不測の日数とか相当な日数とか、非常に曖昧なことを言われるんですけども、相当な日数ってどれくらいなのでしょう。1年ですか半年ですか2ヶ月ですか、その辺の見込みについて教えてください。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

ただいまのご質疑にお答えします。今回の流量調整弁等の受注に関しましては、4ヶ月から5ヶ月日数を要することになりました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

とすると、完成は3月から足すと、7月または8月と思ってよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

八幡ポンプ場の改良工事につきましては、令和7年の1月に発注をしておりますので、今月をめどに完成予定となっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

わかりました。引き続き同じくですね、今度同じページの低区第5水源取水ポンプ据付工事ってあるんですけども、これもですね水源井戸内の既存残存物の撤去に不測の日数が生じたという書き方をされてるんですね、ちょっと私よくわからないですねこの書き方だと。これ

を詳しく説明して欲しいんですけども。例えば既存残存物とは何であって、不測の日数ではなくて、これくらいの日数がかかるという説明をしていただきたい。

○議長（堀内春美さん）

上下水道課長 依田文哉君。

○上下水道課長（依田文哉君）

ただいまのご質疑にお答えします。この第5水源ですが休止しておりました。そして、再度この井戸を復活させるためにポンプを設置することになりまして、ポンプを設置する際70メートルのこちら井戸になりまして、その中間ほどにですね水位計をカバーする塩ビ管、25ミリの塩ビ管が真ん中ほどに残っていたという状況が発覚しまして、これを取り除くのに井戸が30センチぐらいの井戸なものですから、人間が入れない。また、そういった特殊な機械を使ってこの塩ビ管を撤去する必要がございましたので、2ヶ月から3ヶ月ほど日数を要することになりました。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

はい。わかりました。できれば説明の方はそこそこまで書いてもらえば、なんのことはないと思うんですけども、これはお願いでよろしくお願いいたします。以上で私の質問を終了します。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

株式会社富士川については、道の駅の営業で大変大きな成果を上げていることに感謝申し上げながらですね、質問させていただきたいと思います。報告第3号、株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について、議案書22ページをご覧ください。（4）中部横断道より上り線からの立ち寄り策として第2駐車場に増穂インターチェンジ出口からアクセスできるように、町を通じて中日本高速道路あるいは国交省に引き続き働きかけをしますということで私達も大変これを楽しみにしているんですが、現状における交渉の進捗状況について伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。第2駐車場の進捗状況につきましては今年度は施設整備の基礎となる交通量調査と計画地が軟弱地盤であるため、地盤改良等を行う造成工事の設計業務等を行うことと伺っております。着工までのスケジュールにつきましては、国の予算配分が未定であるためまだ確定しておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

同じくですね22ページの（5）賢い料金所の推進について。これもですねここ数年同じような提起がなされていますが、賢い料金所の設置の可能性があるのかどうなのか、その点について伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。賢い料金所につきましては、国に対して要望を引き続き行っておりますが現時点では回答を得ていないところでございます。こちらにつきましても引き続き要望を継続していくこととしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

それではですね、同じく議案書の24ページ、先ほど依田議員の質疑にもありましたが、つくたべかんの施策として予算項目が提示されています。非常に努力なされているということもよくわかります。集客方法考えたりですね取り組みがなされていると。3項目目に持続可能な運営と黒字化を目指しますと提起されています。決算報告書には、つくたべかんの売り上げ純利益が490万1000円に対して、販売管理費が1538万5000円、したがって営業利益が1048万4000円となっています。この持続可能な施設にするためには、この差を埋めていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その例えばですね、人件費の問題やあるいは管理費の問題とこれ考えていかなきゃなと思うんですが、持続可能な運営の具体的方策について、今考えてることがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。つくたべかんの赤字解消につきましては、本年度は現在みみをつくたべかんで製造しておりますが、少人数による小ロット生産となるため、製造を加工室に一元化し他に係る光熱費などを含め効率を図っていくこととしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

道の駅富士川については、指定管理の協定の内容としてつくたべかんも入っていますので、引き続き営業努力をしていただきたいと思います。

続いて、報告第4号について質疑いたします。株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について、第3期経営方針と今後の見通しについてですね、タブレットの39ページです。そこに図にしまして示されていますが計画の骨子、中期的な売り上げ向上施策として2026年度を目安にジュエリー製品の商品化を検証し、商品サンプルの作

成から始めると定義されています。これはジュエリー製品をこれから取り組んでいこうということでの定義だと思うんですが、公社が独自に進めるのかあるいは一部の企業と連携して推進していくのか、そういう点をどのように考えているのかをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。ここに骨子に示させていただいた2026のジュエリー商品の部分につきましては、大月の返礼品、共通返礼品で、大月はジュエリー関係を数多く取り扱っておりますのでその共通返礼としてまず登録をしていくと。その後、町内にも若干ではありますが加工等を行っている方がおりますので、その方に商品開発の打診をしているところでもありますので、当面は共通返礼品として国へ申請をして許可をいただければうちの返礼品にはなりますので、その後町内にもそういう業者が数は少ないですがおられますので、その商品開発に力を注いでいくという考えであります。以上です。

○7番議員（望月眞君）

以上で質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

報告第3号ですね、株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出についてということで、ページ数8ページなんですけども、6年度の事業報告ということで出てるわけなんですけども、その中で現況の上から4ページなんですけど来店客数ですね、レジ通過数51万人、3.3%の増加ということなんですけども、この辺本来の数字を見るのであれば来店者ですから通過っていうよりも、例えば家族で4人で来てレジで通過すれば1人という計算となるですね。このシステムを今後変更中ですかね、そういうのを予定みたいのあるんですかね。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

道の駅富士川につきましては、連日多くのお客様でお越しをいただいております。道の駅の来店客数につきましては数名で来ていただいていることは承知をしておりますが、この実数、数字の部分につきましてはあくまでもレジを通過した数ということでしか把握ができておりませんので、実際にレジ通過数としての報告をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

今後、この辺は改善の余地があるのかなというように思われます。それから同じ報告第3号ですね22ページなんですけども、下の方の欄になるんですけど、店舗運営、今後の今後

の見通しですね。物販のところの（３）ですね商品開発、新規販売ということで地域をPRできるオリジナル商品を開発する。今までも同じようなことをやってるかな商品開発して、今後の開発計画っていうんですかね、何かこういうものがあるわけですかね。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。地域をPRできるオリジナル商品ということで、令和6年度は鰯沢塩を使用した塩羊羹やドライトマト、また令和7年度はゆずなどの地元農産物を使用した商品開発に努めることとしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

それからですね、次のページになるんですけど23ページなんですけども、共通という項目があります。その下の（3）ですね、企業間の取引の再開ということがありまして、②番なんですけども、サービスエリアとの交流を行うということなんですけども、これによって増収を図る。結構売り上げも出ているわけなんですけども、その辺をどのようなことで努めるかということでお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 望月奈緒美さん。

○産業振興課長（望月奈緒美さん）

ただいまの質疑にお答えをいたします。こちらの高速道路の交流推進につきましては、既に談合坂サービスエリア、双葉サービスエリア等と連携しながらここに記載のあるとおり、お互いの出店、出品し合うなどを行いながら、PRの増収に努めているところでございます。今後もこちらの方の交流の方は続けていくということで、報告の方させていただきます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

そうしますとあれですか、具体的にはこの品物の何かのはあるわけですか。こういう固有的なこととか。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君、4回目になります。

○6番議員（秋山仁君）

すみません、はい、そうですね、失礼しました。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第1号から第5号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

- 日程第 7 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第12 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））

以上の6議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

これから承認第1号から第6号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって承認第1号から第6号までについて質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

- 日程第13 議案第46号 富士川町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定
について

を議題とします。

なお、本案は所管の常任委員会に付託しましたので、質疑は大綱のみに留めてください。

これから議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第46号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

- 日程第14 議案第47号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第48号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

以上の2議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第47号及び第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

では、タブレット211ページのですね、令和7年度の一般会計補正予算の部分なんです
が、タブレット211ページの2款総務費、5項企画費の中の補助金の部分ですね一般コミ
ュニティ補助金ということで、天神中條、平林、鰐沢北区ということで3地区に出ることにな
っておりますが、どのようなことで使う予定でその3地区なのでしょう。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。平林区につきましては倉庫とハンマーナイフ、草刈
り機等になります。鰐沢北区につきましてはテーブル、マイクセット、それからプロジェク
ター、エアコンと。それから天神中條区につきましては発電機、流し台、外のイベント用の
流し台だそうです、ポータブル電源等の備品の購入になります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

すいません、このコミュニティ補助金というものは、そもそも各地区から上がってきたも
のであれば大体のものに使えるということによろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。コミュニティ助成事業補助金でありますので、地域
のコミュニティとして活用していただくという名目が大前提でありますので、地区で使って
いただくもの、必要なものということで対象になると考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

わかりましたありがとうございます。では続きましてタブレット213ページのですね、
9款消防費、1項消防費のですね、やはり補助金でコミュニティ補助金がありまして、大櫛
なんです、こちらはどんなものに使う予定ですか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。このコミュニティ助成事業につきましては、自治総合セ
ンターにおいて地域防災組織育成に係る補助金であります。今回大櫛から出ている助成につ
きましては発電機7台、LED投光器7台、そのほか簡易トイレ、ラップポンレッカーのト
イレですね、それを1台を申請して交付決定されているものであります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

今も発電機というお話もあったし、先ほども天神中條、発電機というお話があったんですが、これ使い道が違うからこういうの項目が違うんだっていう意味合いでよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質問にお答えします。防災の方で大欄に出すこの助成金については、防災用品として申請したものであります。したがって、非常時の防災的な部分で活用していただくための発電機であり投光器であります。以上です。

○議長（堀内春美さん）

神田雅也君。

○2番議員（神田雅也君）

ちょっと難しいというか、わかりづらい質問で大変恐縮でした。以上で終わりたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

ほかに質疑ありませんか。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

それでは質疑をさせていただきます。ページはですね213ページ、今と同じですか213ページですね。213ページの議案第47号ですね10款教育費、2目学校費、委託料のところなんですね。富士川町屋内運動場空調設備改修工事設計業務というのが、補正予算で出されています。このですね屋内、要は体育館に空調設備をつけて暑いときもまた寒いときも運動できるようにしようということだと思っんですけども、この544万が出されてるんですが、この空調設備を、これはあくまでも設計ですから設計を行うということなんすね。設計をするには条件がないと設計ができないですね。どのような条件で設計を依頼するのがその条件をお聞きしたい。どういうことかというところ冷房能力とか暖房能力とか、または使う機器がGHPなのかEHPなのかとか、条件がないと設計者が設計できないと思っんですけども、この辺の設計条件というかね、設計者が設計できるであろう条件をどのようにお示しするのかお聞きしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。設計の委託、内容の明細内訳等ですけれども現地調査作図、あと空調負荷の計算とあとはですね、今議員がおっしゃったような空調方式の検討も併せております。今回、空調設備整備臨時補助交付金を使うっていう部分の中で、この交付金には断熱化をするというような条件がありますので、そちらの検討およびその中で改修

設計の費用、工事内訳書の作成など、いずれも人工の費用であります。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

私がお聞きしたいのはですね、どういう能力を求めているかっていうことなんですね。例えば、冷房であれば室外温度が35℃であってもその体育館の中は27℃でなければいけない。例えば、冷房であっては室外温度が2度であっても中は何度でなければいけないっていうものがないと、空調の能力が設計できないんですよ。ですからそこをどういうものを作ろうとして依頼するのかお聞きしたい。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。そういった内容も含めまして、今後の設計段階で設計の専門の方と使用頻度や時間などを要望をする中で検討をしていきたいということで、人工だけを設計の中にもっているところでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

誠に大雑把なご回答だと思うんですけども。実際物を作るときには、こういうものを作りたいっていうのがあってお願いする、今から相談してっていうのは非常に曖昧だと思います。それはそういうことだから仕方ないと思うんですけども。

それでは最後のご質問ですけども、暖房冷房の方式、これは今この庁舎が使っているようなGHP要ははガスヒートポンプなのか電氣的なEHPを使用とする、この辺のお考えはございますか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。体育館の空調方式については担当といたしましては、中学校の校舎建設のときも検討をしておりますが、ガスヒートポンプ方式と電気ヒートポンプ方式どちらがいいかという比較をした結果、ガスヒートポンプ方式の方が設置費用は高額であるものの、その後設置後にかかる光熱水費等のランニングコストは低いということがわかっていることから、総合的に考えてガスヒートポンプ方式を採用することを担当としては考えております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

3回ですので、これで終了します。仕様はできるだけ細かく決められた方がいいと思います。何かトラブルときにどちらの設計の責任なのかわからなくなりますので、その辺よろし

くお願いします。以上で私の質問を終わります。

○議長（堀内春美さん）

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時06分

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

ここで生涯学習課長 齋藤栄治君から、宇田川議員の答弁保留の質疑につきまして答弁したいとの申し出がありましたのでこれを許可します。

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

先ほど保留となっておりました件につきまして答弁をさせていただきます。まちの本棚の利用状況ということですが、主に庭園に遊びに来た方それから散歩中の方が気軽に立ち寄っているという状況でございます。統計はとっておりませんが、非常に来ていた来客者につきましては心地よい空間だということでは喜ばれているところでございます。また利用者数についても、本棚につきましては受け付けをしておりませんので正確な数値は把握はしておりませんが、概ね土日の利用者が多い傾向にございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

それでは、他に質疑はありませんか。

7番 望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

議案第47号、令和7年度富士川町一般会計補正予算第2号について質疑を行います。タブレット214ページ、4項社会教育費、10款教育費、4目文化財保護費、この補正が出てきたのは県の文化財指定になっているので、100万円の県の補助金が確定したことによる補正とみていいですか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。この修繕料47万9000円につきましては、民俗資料館の応急修繕の修繕料でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

応急修繕として47万90000円ということですか。そうすると、修繕内容はどの程度なのかお聞きします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。修繕の内容ですけれども、民俗資料館の北側に出窓がございます。出窓の部分の瓦の方が崩れておりまして雨漏りをしている状況でありますので、瓦の修繕を行うものでございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

望月眞君。

○7番議員（望月眞君）

再質問ですが、部分的な修繕ということで、バルコニーだとかだいぶ傷んでいたりするんですが、その辺についてはまだ修繕を今回は着手できないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。議員お見込みのとおりでございます。以上でございます。

○7番議員（望月眞君）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

8番 小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

タブレット213ページです。議案第47号、令和7年度一般会計補正予算、10款教育費、1項教育総務費、2目学校費、委託料544万5000円ということで富士川中学校屋内運動場空調設備改修工事設計業務ということでありますけれども、この町内の小中学校の中で今回、まず最初にこの富士川中学校に設置を決めた理由を教えていただきたいと思えます。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。中学校の体育館は放課後においても部活動等で使用するために、小学校と比べまして生徒の利用時間が長いことから、はじめに空調を設置することを計画いたしました。なお、小学校についても順次設置する予定でございます。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

次に、その上の9款消防費、1項消防費、4目災害対策費ということで、備品購入費、組み立てトランク型自動ラップ式トイレ購入ということですが、今回この備品として購入するこの組み立てトランプ型自動ラップ式トイレを購入するというので、このラップ式

トイレを購入する、選んだ理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。今回、非常用組み立てトランク型自動ラップ式トイレを購入するにあたり、国の方から新しい地方経済生活環境創造交付金の交付決定されたことが主な理由であります。災害時において非常用のトイレというのが不足する可能性が高いことから、こうした交付金を使って整備する、いち早く整備することを決め、今回購入することといたしました。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

トイレ、その防災備品の中でもトイレというのはいろんな種類があると思いますけども、その中でこのラップ式を選んだ理由を聞いたかったですけれども、これを対応できる範囲というか、どれぐらいを想定しているのか教えてくださいたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

防災交通課長 西川修司君。

○防災交通課長（西川修司君）

ただいまの質疑にお答えします。このラップ式トイレにつきましては、持ち運びが容易であり水を必要としないことからいろんなところに持ち運びができます。今回は4台整備することになりましたが、今後必要に応じて増やしていければ水が使用できない場所においてもトイレが活用できるということで、より避難所が衛生的な面が守られるということで考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

小林有紀子さん。

○8番議員（小林有紀子さん）

ぜひ揃えていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

9番 齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

214ページお願いします。先ほども出たんですけども、民俗資料館の関係で改修ということで47万9000円が計上されてその内容ってのは今緊急修繕ということでわかったんですけども、当初予算であの修正のための行調査業務かな、これ120万ばかり盛ってあってその調査の結果これが出たんで、ここだけ急にやらなくちゃいけないということなのかどうか、そこをお願いしたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

ただいまの質疑にお答えします。今年度調査の委託を行っておりますけれども、委託業者が着手したところですね雨漏りをしていて瓦の方がもう崩れているということで、委託の業務は終了してはおりませんが、その部分については早急に修繕をした方がいいということでこちらの方で修繕をさせていただくという形になっております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

調査を始めたなら、どうしても必要だということだという説明を受けた、それはわかります。それからちなみにですね、この調査業務を今まだ進行中ということなんですけど、かなり多分予算かかってくる調査結果が出るんだらうと。いつ頃にこれは終了する、結果出るようになってるのか、それだけ一言お願いします。

○議長（堀内春美さん）

生涯学習課長 齋藤栄治君。

○生涯学習課長（齋藤栄治君）

調査の期間につきましては、概ね秋ごろ予定をしております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

齊藤欽也君。

○9番議員（齊藤欽也君）

ありがとうございます。調査が出たら即議会の方にも報告をお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

11番 鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

一般会計補正予算の部分で一つ質問させていただきます。ページは213ページ、土木費のまちづくり推進費の中の富士川場外離着陸場運搬管理業務委託、これまちづくり公社へ委託するというお話でしたが、歳入の方で使用料66万円が見込まれていますが、それに対する何か割合でこの委託料というのが決まっているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまの質疑にお答えします。委託料につきまして54万計上しております、収入として66万と差額がございますが、これは停留料1回につきまして5000円を上乗せさせていただいております、年内の運行として24回を想定しておりますので、その差額でございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

わかりました。それと昨日宇田川議員の一般質問の中で、あそこの管理は職員が草を刈るなんて話をしていたと思うんですけども、このまちづくり公社もこの管理業務委託の中にはそこは含まれないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

都市整備課長 杉田進君。

○都市整備課長（杉田進君）

ただいまの質疑にお答えします。今回の公社の委託料には含まれてございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

鮫田洋平君。

○11番議員（鮫田洋平君）

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

6番 秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案の第47号ですね。補正予算ですけども。ページ数206ページですね。地方債の補正なんですけどその中の一番下なんですけど、過疎地域持続的発展特別事業、補正前が340万で補正後が1650万ということで1300万強増えてるわけですけど、この要因って何なんでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。過疎地域持続的発展のために活用できるものでございまして、この過疎地域持続促進事業費ということで令和7年度の過疎のソフト部分というのが地方債にございます。限度額が3610万円でありますので今年度その他のソフト事業で充当しております、2300万を差し引いた1310万円を基金として積み立てることができるという基金にございますので、そちらをこの地方債で借入れを行いまして1310万円基金に積み立てるという予算になってございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

議案第47号ですね215ページなんですけども、地方債の町債の関係なんですけど、全体が94億9200万ということで、普通債のですね土木費そして教育費ですね、償還見込み額ですね土木費が1億8115万4000円、教育費が1億2910万6000円ということなんですけど、母体も大きいわけなんですけどもこの中にはやっぱり一括返済とかそういうのも含まれてるわけですか。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。今年度につきましては当初予算で計上させていただきましたが借換債というものがございますので、そちらもこちらに含まれております。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

秋山仁君。

○6番議員（秋山仁君）

一括返済の場合は金利の高いのは返済ということで理解していいですよ。一概に言えるのかな、それはちょっとあれですけど。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君。

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。繰上償還という形ではありません。銀行債で年度が決まっております10年後には一度償還するという起債もございます。そちらの方の起債が今年度の借換債ということになりますので、繰上償還という形ではございません。以上です。

○6番議員（秋山仁君）

はい、終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

議案第47号の一般会計補正予算になります。タブレットのページがですね213ページになります。先ほどから出ております教育費の富士川中学校屋内運動場空調設備改修工事設計業務費になりますけれども、近年のですねエコの取り組みであったり、また課長さんから説明がありました災害に使用するというのもありまして、こちら太陽光パネルなどをこういったエコの取り組みを使ったそういった設備もこの補助金、これ国の補助金をいただくと思うんですけども、そのような中で考えることが可能なかどうかお願いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。体育館そのものだけの太陽光というところはガスヒートポンプ方式を今考えていることから、体育館独自の太陽光は設置することは考えておりません。以上でございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

これ体育館の空調設備致し方ないというか非常に大切だと思うんですけども、光熱費ですねランニングコストがもうかなり毎年毎年上がったままかかってくると思いますが、その辺りの設計ですね、ランニングコストをいかに抑えられるかっていうような形の設計もこちらの中に入っているのかどうかお願いします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 小林恵さん。

○教育総務課長（小林恵さん）

ただいまの質疑にお答えいたします。宇田川議員がおっしゃったことの内容につきましても、先ほどお答えした設計の委託の内容の中に含めて、今後工程会議等でそういったところを検討し、できるだけランニングコストも抑えるような部分を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

以上です。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

12番 井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

それでは一般会計について質問させていただきます。タブレット211ページ、先ほど神田議員が質問した一般コミュニティ補助事業についてですが、先ほどの答弁の中で一般コミュニティで発電機があります。もう一つはコミュニティ事業ですが防災関係で発電機がありました。この一般コミュニティの方の発電機の使用目的は、どういう使用目的で申請があったのか教えてください。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えします。一般コミュニティの発電機の申請は区内のイベント、お祭りとかで使う場合のものを想定して申請の方を挙げてあります。ですので防災面でも使うことは可能であります。通常時の夏のお祭りとか盆踊りとかっていう部分、地区が行う外の活動について電源が必要な場合に使用するというような形での申請になってございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

このコミュニティ事業は、宝くじの基金の関係の補助金ですよ。自治センター等々の案内を見ると、コミュニティ事業は7つぐらいあるんです。一般コミュニティ、防災関係、それから青少年育成、コミュニティセンター、あるいは国際交流等も含めてですねあるんですが、うちの町はずっと歴代大体一般コミュニティと防災関係なんですよ。これ一般でも発電機をもらえとなると、申請の内容をこう変えればもらえるんじゃないかということがあ

るんで、これは町です。ある程度基準を決めないと、コミュニティ申請の場合は基準があるんですよ。一般コミュニティはこれこれこういうことですよと、地域、例えば公民館の中の備品とかこういうことです、っていう項目があってできるわけですから、それを見習って発電機はお祭りで使うからって言えば利用にはなるんですが、こっちでも発電こっちでも発電機って、防災でもらった発電機をお祭りに使えばそれで済むことなんですよ。ですから、ここは基準を作ってしっかり作っていかないといけないかな。もう一つは、バランスを考える。毎年同じ自治体から出てきたものを毎年やるわけにはいかないんで、これは町の方でやってると思うんですが、今回一般コミュニティ3地区ありましたけども申請は何件ありました。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えいたします。町からの一般コミュニティの枠が3枠でありますので、申請につきましては3枠ということで3個しかでてございません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

町で出す場合は、3枠というのが差額ぐらいだと思いますけれども、3枠だから3枠しかなかったということでよろしいんだと思いますが、そうしますと3枠毎年出せますと、同じ自治体から連続で出してきたらどうします町の場合は。3枠しかないというところで。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 渡辺成昭君。

○政策秘書課長（渡辺成昭君）

ただいまの質疑にお答えします。こちらにつきましては区長会の方からの打診をしてからの申請になりますので、その前に昨年申請をしたところは遠慮していただくような形の調整のやり方を図っているところでございます。ですので同じところが毎年毎年出すということではなく、新たな希望があればそちらの方を優先するような形で調整はさせていただいてるところでございますので、もし3枠に届かなかった場合は同じところが申請できる場合もございますが、15区ありますのでそちらの方で調整を図っているところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

井上光三君。

○12番議員（井上光三君）

3回しましたけど、もう終わります。

○議長（堀内春美さん）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第47号および第48号について質疑を終わります。

○議長（堀内春美さん）

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会とします。起立願います。
相互に礼、ご苦勞様でした。

散会 午前11時33分

令和 7 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 3 日

令和7年第2回富士川町議会定例会（4日目）

令和7年6月13日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第 7 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 8 議案第46号 富士川町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第47号 令和7年度富士川町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第48号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第49号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 同意第 7号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第13 同意第 8号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第14 同意第 9号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第15 同意第10号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第16 同意第11号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第17 同意第12号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めることについて

- 日程第 1 8 号 同意第 1 3 号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 1 9 号 同意第 1 4 号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 2 0 号 同意第 1 5 号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 2 1 号 同意第 1 6 号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 2 2 号 同意第 1 7 号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 2 3 号 同意第 1 8 号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 2 4 号 同意第 1 9 号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 2 5 号 同意第 2 0 号 富士川町農業委員会の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 2 6 号 同意第 2 1 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 7 号 同意第 2 2 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 8 号 同意第 2 3 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 9 号 同意第 2 4 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 0 号 同意第 2 5 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 1 号 同意第 2 6 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 2 号 同意第 2 7 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 3 3 号 発委第 1 号 富士川町こどもの権利条例の制定について
- 日程第 3 4 号 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 3 5 号 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 3 6 号 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 宇田川 朱 恵 | 2番 | 神 田 雅 也 |
| 3番 | 依 田 誠 司 | 4番 | 深 澤 一 幸 |
| 5番 | 小 林 和 良 | 6番 | 秋 山 仁 |
| 7番 | 望 月 眞 | 8番 | 小 林 有紀子 |
| 9番 | 齊 藤 欽 也 | 10番 | 青 柳 光 仁 |
| 11番 | 鮫 田 洋 平 | 12番 | 井 上 光 三 |
| 13番 | 堀 内 春 美 | | |

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 町長 | 望月利樹 | 副町長 | 早川竜一 |
| 教育長 | 樋口和仁 | 会計管理者 | 深澤千秋 |
| 政策参事 | 山形謙一郎 | 政策秘書課長 | 渡辺成昭 |
| 財務課長 | 井上誠 | 管財課長 | 長田博幸 |
| 税務課長 | 大久保公生 | 防災交通課長 | 西川修司 |
| 町民生活課長 | 芦澤晶子 | 福祉保健課長 | 中込浩司 |
| 子育て支援課長 | 小林喜文 | 産業振興課長 | 望月奈緒美 |
| 土木整備課長 | 井上勝彦 | 都市整備課長 | 杉田進 |
| 上下水道課長 | 依田文哉 | 教育総務課長 | 小林恵 |
| 生涯学習課長 | 齋藤栄治 | | |

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 依田正紀 |
| 書記 | 井上鮎奈 |

開会 午前 10時00分

○議長（堀内春美さん）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。
相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（堀内春美さん）

令和7年 第2回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員ならびに町長をはじめ執行部各位には大変お忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

慎重にご審議いただきました第2回定例会も、本日が最終日となりますが、引き続きご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（堀内春美さん）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日、追加案件として、条例改正案1件、人事案21件、発委案1件、閉会中の継続調査申出書3件が提案されています。

ご審議をよろしく願います。

なお、報道機関から議場内での写真撮影の申し出がありましたのでこれを許可します。

○議長（堀内春美さん）

日程第2 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町一般会計補正予算（第9号））

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度富士川町箱原農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））

以上の6議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

これから、承認第1号から第6号までについて、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(な し)

討論なし、と認めます。

以上をもって、承認第1号から第6号までについて、討論を終わります。

これから、日程第2 承認第1号から日程第7 承認第6号までについて、一括して採決
します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、承認第1号から第6号までは、原案のとおり承認されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第8 議案第46号 富士川町場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定につ
いて

を議題とします。

去る、6月10日の本会議で、まちづくり常任委員会に付託しましたので、委員長に審査
の報告を求めます。

5番 小林和良君。

○5番議員（小林和良君）

————— 委員会審査報告書朗読 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、まちづくり常任委員会委員長の報告が終わりました。

小林委員長、その場でしばらくお待ちください。

これから、議案第46号の委員会審査報告について、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(な し)

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第46号について、質疑を終わります。

小林委員長、ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、議案第46号について、討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第46号について、討論を終わります。

これから、日程第8 議案第46号について、採決します。

お諮りします。

議案第46号に対する委員会審査報告は、可決とするものです。
委員会審査報告のとおり、決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、議案第46号は委員会審査報告のとおり、可決とすることに決定しました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第9 議案第47号 令和7年度富士川町一般会計補正予算 (第2号)

日程第10 議案第48号 令和7年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

以上の2議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第47号及び第48号について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第47号及び第48号について、討論を終わります。

これから、日程第9 議案第47号及び日程第10 議案第48号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと、認めます。

したがって、議案第47号及び第48号については、原案のとおり可決されました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第11 議案第49号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君

○町長 (望月利樹君)

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長 (堀内春美さん)

次に、議案第49号について、補足説明を求めます。

財務課長 井上誠君

○財務課長 (井上誠君)

それでは、議案第49号富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。タブレット2ページをお願いいたします。本条例の改正は、最近の物価変動等を考慮し、選挙時の円滑な執行を図るため、国の法律の一部改正が施行されたことに鑑み、条例の一部を改正するものであります。詳細につき

ましては、新旧対照表にてご説明申し上げますので、タブレット4ページをお願いいたします。同条例別表中、選挙長や開票管理者、投票所の投票管理者などの選挙に関する1日当たりの報酬額をそれぞれ増額するものでございます。表につきましては以下をご参照ください。

3ページにお戻りいただきたいと存じます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。また、適用区分といたしまして、この条例の公布日以降、最初に行われます国政選挙、今回の場合は参議院議員通常選挙になりますが、この選挙から適用されることとなります。

以上、議案第49号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内春美さん）

これから議案第49号について質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

タブレット2ページです。先ほどの議案第49号について質疑をさせていただきます。一点だけになりますが、この価格がなぜこのような新しい価格になったのかということなんですけれども、これがパーセンテージで上がっているのか、他のちょっと市町村も見ましたところ大体このような金額なんですけれども違う市町村もありまして、そこを富士川町ではどうしてこの金額にしたのかというところをお答えください。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君

○財務課長（井上誠君）

ただいまご質問にお答えします。国の法律と同額ということで本町では条例を改正するところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1番議員（宇田川朱恵さん）

国の方で、この金額ということなんでしょうか、決まっている、この金額に上げるということが決まっている、金額はもう変わらないということなんでしょうか。それともちょっと他の市町村で違う金額のところもありましたので、ちょっとそれが疑問になって質問させていただいたんですけれども。

○議長（堀内春美さん）

財務課長 井上誠君

○財務課長（井上誠君）

ただいまのご質問にお答えします。国の基準ということですので、国の基準額が定められております。その基準額と同額を富士川町では採用するというところで上程をしたところでございます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん

○1 番議員（宇田川朱恵さん）

以上で終わります。

○議長（堀内春美さん）

ほかに、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと、認めます。

以上をもって、議案第49号について、質疑を終わります。

これから、議案第49号について討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって議案第49号について討論を終わります。

これから、日程第11議案第49号について、採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第12 同意第7号 富士川町農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

以下、日程第25同意第20号までの14議案は、富士川町農業委員会委員の同意案件で
ありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号から第20号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第12同意第7号から日程第25同意第20号について、一括して採決し
ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

9 番 齊藤欽也君

○9 番議員（齊藤欽也君）

一括採決について異議ありましたので、よろしくお願ひします。農業委員の人事案件についてですけれども、同意の第8号について異議がありますので、個別採決をお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（堀内春美さん）

同意8号について異議がありましたので、まず初めに、日程第13、同意8号について採決します。異議がありましたので起立によって採決をします。原案の通り決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立：起立9名）

起立多数です。したがって同意第8号は原案の通り可決されました。着席してください。

次に、日程第13同意8号を除く議題について採決します。本案は原案の通り同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意8号を除く議題は原案の通り同意することに決定いたしました。

○議長（堀内春美さん）

日程第26 同意第21号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

以下、日程第32同意第27号までの7議案は、富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の同意案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 望月利樹君

○町長（望月利樹君）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（堀内春美さん）

以上で、町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第21号から第27号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第26 同意第21号から日程第32 同意第27号について、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第 2 1 号から第 2 7 号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長 (堀内春美さん)

日程第 3 3 発委第 1 号 富士川町こどもの権利条例の制定について
を議題とします。

提案者から、発委第 1 号について、提案理由の説明を求めます。

7 番 望月眞君

○7 番議員 (望月眞君)

(発委第 1 号、議案を朗読)

富士川町議会では、かけがえのない子どもたちを大切にすまちづくりを推進していきたいという、議員相互の共通の思いのもとに、全議員を構成メンバーとするこども条例制定に関する特別委員会を設置し、こども条例制定に向け研究協議してきました。

有識者を招いて、こども権利条約やこども基本法について学習したり、先進自治体の条例について調べたり、研修視察をしたりしてきました。また、町の条例になるために、町執行部との協議も進めてきました。こどもの権利保障を中心にした条例であることから、富士川町こどもの権利条例と名称し、本議会に発議することといたしました。

なお、子どもたちには、学習タブレット上に学習資料と条例案を掲載し、意見を聴取しました。

また、議会懇談会や議会一般会議を開催し、本条例について説明し、理解していただくとともに、意見を聴取しました。

ここでは、条例の概要を申し上げ説明させていただきます。本条例は、基本的に理念条例であり、拘束規定や罰則規定は定めていません。子どもたちも含めて、全町民がこどもの権利について理解し、こどもの権利を大切に、子どもたちにとって最も良いことに取り組んでいくことを目的にするものです。

この条例では、前文に続き、全 6 章 2 1 条で構成しています。前文では、条例制定の背景と意義について触れています。

第 1 章総則では、条例の目的およびこどもの定義や条例上の言葉の使い方について等を提起しています。

第 2 章では、こどもの権利について理解していただくように、権利内容について提起しています。

第 3 章では、こどもの権利を保障する役割や責務について提起しています。

第 4 章では、こどもの権利侵害に関する相談と対応について提起しています。

第 5 章では、こどもにやさしいまちづくりの推進について提起しています。

第 6 章では、委任事項として、この条例の施行に関する必要な事項は、町長が別に定めさせていただきます。

議会では、条例制定を最終目的に取り組んでいるわけではありません。子どもたちには、自分なりの思いや良さ個性を大切に生活成長して、確かな自己実現を図ってほしいと思っています。

富士川町こどもの権利条例制定を契機に、こどもにとって最も良いことを推進して、条例制定に取り組んできました。こどもたち一人ひとりの個に応じた豊かな成長を町民みんなで後押ししていくことを目標にしています。こどもたちの考えや意見を尊重し、こどもにやさしいまちづくりの推進をさらに進めていくことを願っています。

また、こどもと大人のパートナーシップで住みたいまち、住んでみたいまち富士川町を推進していくことを願っています。

なお、本条例は令和7年4月1日施行を予定しています。以上です。

○議長（堀内春美さん）

以上で、望月委員長から発委第1号について、提案理由の説明が終わりました。望月委員長その場でしばらくお待ちください。この議題については質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については、質疑と討論を省略します。

望月委員長ご苦労様でした。自席にお戻りください。

これから、日程第33発委第1号について採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案の通り可決されました。

○議長（堀内春美さん）

日程第34 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第35 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第36 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案件でありますので、一括して議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

○議長（堀内春美さん）

以上をもちまして、本定例会の議事日程は、すべて終了しました。

条例制定、補正予算などの重要案件をご審議いただき、ここに無事閉会できますことを、厚く御礼申し上げます。

また、町長をはじめ執行部各位には、議案説明、答弁などにご協力をいただき、ありがとうございました。

これから暑い夏に向かいます。健康には十分ご留意され、町政の推進に、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。令和7年第2回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。相互に礼、ご苦労さまでした。

閉会 午前 10時35分